

# 津市総合計画前期基本計画試案

平成19年11月  
津 市

# 目 次

第1章 計画フレーム .....	1
第2章 目標別計画	
1 美しい環境と共生するまちづくり	
(1) 循環型社会の形成 .....	6
(2) 次世代に残す自然環境の保全 .....	17
(3) 快適な生活空間の形成 .....	23
(4) 生活基盤の整備 .....	35
2 安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1) 安全なまちづくりの推進 .....	45
(2) 健康づくりの推進と地域医療体制の充実 .....	62
(3) 地域福祉社会の形成 .....	68
3 豊かな文化と心を育むまちづくり	
(1) 生きる力を育む教育の推進 .....	89
(2) 高等教育機関との連携・充実 .....	97
(3) 生涯学習スポーツ社会の形成 .....	100
(4) 文化の振興 .....	109
(5) 人権尊重社会の形成 .....	114
4 活力のあるまちづくり	
(1) 自立的な地域経済の振興 .....	117
(2) 交流機能の向上 .....	140
(3) 観光の振興 .....	155
5 参加と協働のまちづくり	
(1) 市民活動の促進 .....	160
(2) 市民との協働の推進 .....	171
(施策体系図) .....	177
第3章 重点プログラム	
1 まちづくり戦略プログラム	
(1) 未来を拓く都市空間形成プログラム .....	178
(2) 自然の恵みの価値創造プログラム .....	182
(3) 海に開くまちづくりプログラム .....	185
(4) 持続可能な地域形成プログラム .....	187
(5) 歴史と文化の拠点形成プログラム .....	190
(6) 健康とスポーツの振興プログラム .....	193
2 元気づくりプログラム	
(1) 住みやすさ向上プログラム .....	195
(2) 元気な人づくりプログラム .....	197
(3) 若者定住プログラム .....	199
(4) 交流による活力創造プログラム .....	201
(5) 津らしさ実感プログラム .....	204

3 地域かがやきプログラム	
(1) 東部エリア	キラリと輝く人づくり・まちづくり ..... 207
(2) 北部エリア	都市や自然と共に存するふれあいの里づくり ..... 212
(3) 中部エリア	みのりとぬくもりの郷づくり ..... 215
(4) 南部エリア	健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり ..... 218
第4章 財政の見通し	..... 221
第5章 計画を推進するために	..... 223
(用語説明)	..... 226



(2) 年齢別人口

- 本市においても徐々に少子高齢化が進んできましたが、今後も一層の進展が予想され、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し続ける一方で、老人人口（65歳以上）は急速に増加し、平成24年には25.0%に上昇すると予想されます。
- 平成17年と比較し、平成24年には年少人口（15歳未満）は約3千人減少、生産年齢人口（15～64歳）は約9千人減少し、逆に高齢者人口（65歳以上）は約1万1千人増加すると見込まれますが、まちづくりの積極的な推進を図ることで、すう勢値と比べて生産年齢人口（15～64歳）で4千人程度、年少人口（15歳未満）で1千人程度の増加を想定します。

			実績値	予測値			
すう 勢 値	総人口		(千人)	平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年	平成29年 2017年
	年少人口 (15歳未満)	実数 (千人)	41	40	38	35	
		割合 (%)	14.0	13.7	13.1	12.2	
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数 (千人)	189	187	180	173	
		割合 (%)	64.7	64.0	61.9	60.3	
	老人人口 (65歳以上)	実数 (千人)	62	65	73	79	
		割合 (%)	21.3	22.3	25.0	27.5	
目標 値	総人口		(千人)	292	292	296	294
	年少人口 (15歳未満)	実数 (千人)	41	40	39	37	
		割合 (%)	14.0	13.7	13.1	12.6	
	生産年齢人口 (15～64歳)	実数 (千人)	189	187	184	178	
		割合 (%)	64.7	64.0	62.2	60.5	
	老人人口 (65歳以上)	実数 (千人)	62	65	73	79	
		割合 (%)	21.3	22.3	24.7	26.9	

資料：住民基本台帳、外国人登録者数

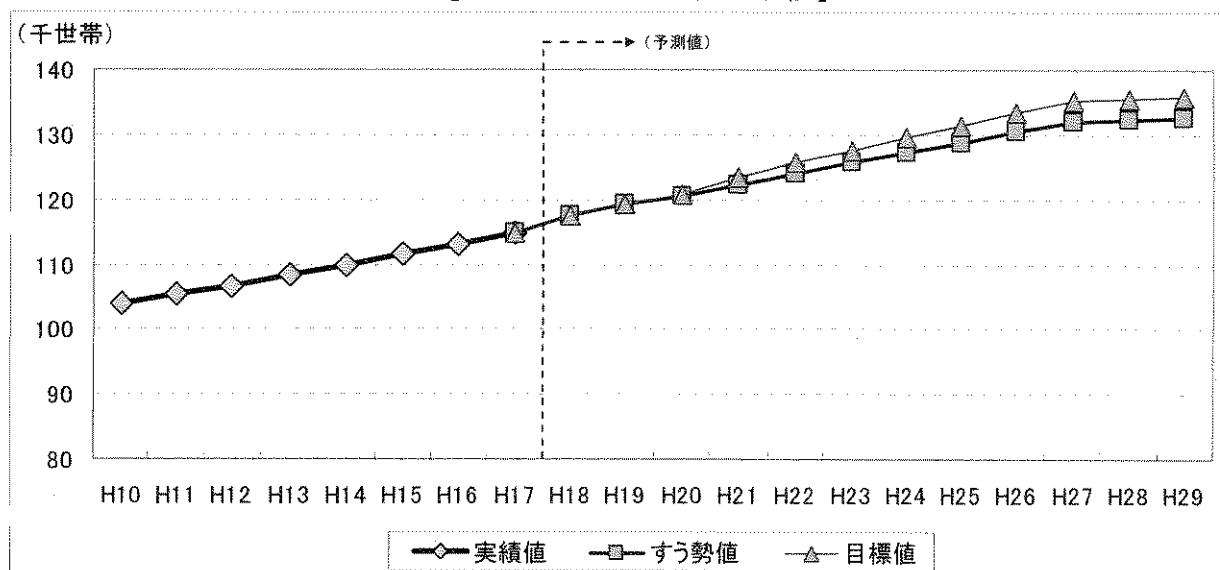
### 第3項 世帯

- 世帯数は、人口が減少基調となっても、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加などにより一世帯あたりの人員が減少するため、しばらくは世帯数は増加するものと予想され、平成24年には約12万7千世帯程度になると見込まれます。
- また、まちづくりの積極的な推進により、すう勢値と比べて2千世帯程度の増加を想定します。

	実績値	予測値		
		平成17年 2005年	平成19年 2007年	平成24年 2012年
すう勢値	(千世帯)	115	119	127
目標値	(千世帯)	115	119	132

資料：住民基本台帳、外国人登録者数

【図 将来の世帯数の推移】







## 第2章 目標別計画

### 1 美しい環境と共生するまちづくり

#### 1-1 循環型社会の形成

##### 第1項 資源の循環的利用の推進

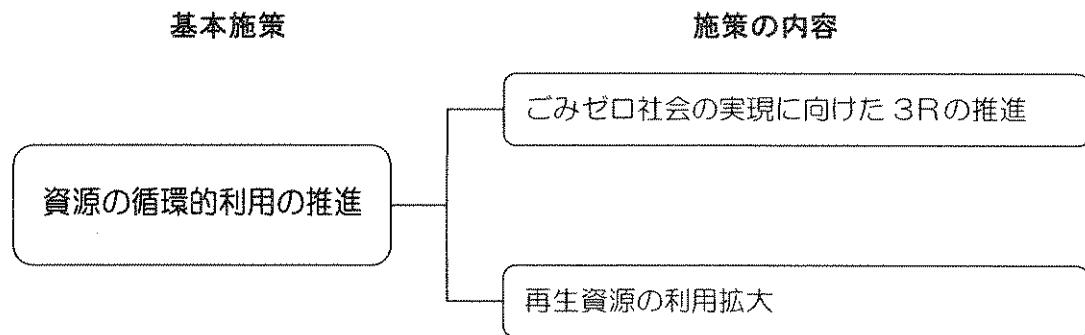
###### 【現状と課題】

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動は、生活の物質的な豊かさをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地球環境に大きな影響を与えています。
- 本市におけるごみの総排出量は約12万8千t（平成17年度）であり、平成10年度から見ると増減があるものの、各種のリサイクルに関する制度が設けられ、平成15年度からは減少傾向にあり、ごみの減量化が進みつつあります。
- また、1人1日当たりのごみの総排出量は1,220g/人・日（平成17年度）となっています。
- 平成17年度におけるリサイクル率は、26.7%であり、平成13年度の15.5%から年々上昇しており、市民のリサイクルへの意識の高まりがうかがえます。
- ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみの分別や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図り、より一層の減量化による負荷軽減に努めることが求められます。
- 市民、事業者、市が一体となり、再資源化の促進を図るなど、資源の循環的な利用の推進を図ることが求められます。

###### 【現状と目標】

基本施策の取組目標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
1人1日当たりのごみの排出量	1,220g	1,150g以下

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) ごみゼロ社会の実現に向けた3Rの推進

#### ①ごみの発生抑制

- ・過剰包装の抑制や詰め替え製品の利用促進など、ごみの発生の少ない消費活動をPRしていきます。
- ・生ごみのたい肥化による生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理機の補助制度を継続していきます。
- ・事業系一般廃棄物の減量化を進めるため、事業者による減量計画の策定を促進します。
- ・ごみ処理に要するコストを明らかにするため、廃棄物会計を導入し、ごみ袋の有料化について、調査研究を進めます。

#### ②再利用・再生利用

- ・リサイクル資源（新聞、雑誌類、ダンボール、紙パック、衣類、ペットボトル）の回収を進めるため、エコステーションの整備・運営を継続します。
- ・各種団体によるリサイクル資源の回収活動を推進するため、助成制度を継続します。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、より一層の分別の徹底を図るとともに、家庭での分別の負担やごみ処理施設の能力等を考慮した上で、ごみの分別方法の統一を進めます。

施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
ごみのリサイクル率	26.7%	33.0%以上

### (2) 再生資源の利用拡大

- ・リサイクル製品の普及のため、グリーン商品の購入を促進します。
- ・リサイクル製品の普及を促進します。

- ・グリーンコンシューマー（環境に配慮した賢い消費者）になるように、啓発を進めます。

## 第2項 廃棄物等の適正な処理

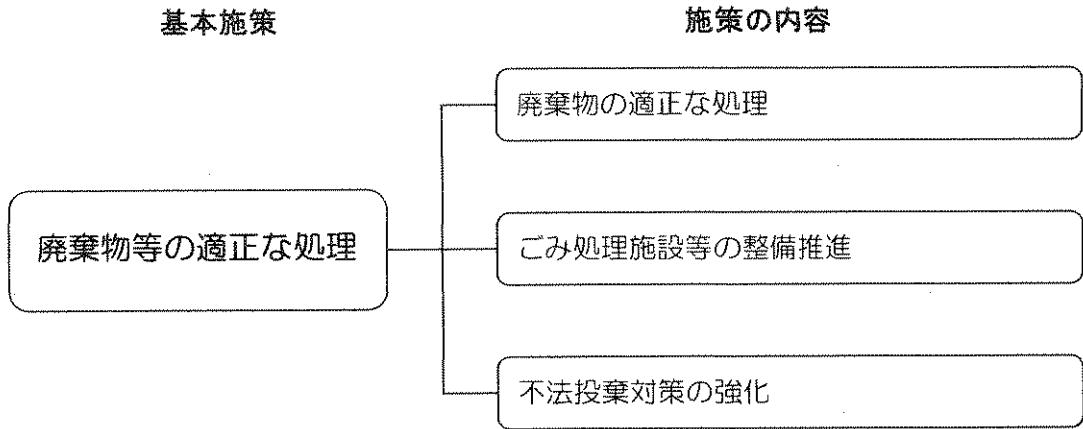
### 【現状と課題】

- 現在のごみの最終処分場は、使用期限が迫ってきてることから減量化による埋立処分場への負荷軽減に努めるとともに、新最終処分場の早期の建設が求められています。
- 不法投棄が多く見られるようになりました。このことから関係機関等との緊密な連携を図りながら、不法投棄の早期発見、早期対応を図ることが求められています。
- 浄化槽清掃やし尿汲取りの安定した体制を確立する必要があります。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
最終処分量（一般廃棄物）	21,588 t	12,148 t

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 廃棄物の適正な処理

#### ①効率的な収集体制の整備

- ・収集作業の安全性の確保と収集効率の向上を図るため、収集方法の見直しを行い、効率的な収集体制の検討・整備を行います。
- ・収集経費の削減を図るため、適正なごみ一時集積所の確保を行います。

#### ②し尿汲み取りの適正化

- ・し尿汲み取りについては、適切で安定した体制の確立に努めます。

#### ③ごみ処理体制の強化

- ・ごみ処理施設の適正かつ、安全で効率的な運転管理を推進します。
- ・再資源化の推進により、減容・減量化による埋立処分場の負荷軽減に努め、安全で安心なごみ処理を推進します。

#### ④一般廃棄物処理基本計画の策定

- ・「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物の適正処理を推進します。

施策実行主体(担当課)	現状(目標の達成度)	目標(目標の達成度)
一般廃棄物処理基本計画の進行管理	一	計画の推進 (点検と公表等)

### (2) ごみ処理施設等の整備推進

#### ①新最終処分場の建設推進

- ・新最終処分場の施設整備にあたっては、周辺の住民への十分な説明・合意による、施設整備を推進します。

(3) 不法投棄対策の強化

①環境パトロールの強化

- ・廃棄物の不法投棄を防止するため、環境パトロールの強化を図るとともに、警察、県及びその他関係機関等との連携により、「不法投棄対策ネットワーク」などによる不法投棄の監視体制の強化を図ります。

②不法投棄への啓発

- ・不法投棄を未然に防ぐため、不法投棄のされやすい場所への啓発看板等の設置や地域住民による日常的な監視意識の啓発を図ります。

## 第3項 環境への負荷の少ない社会の形成

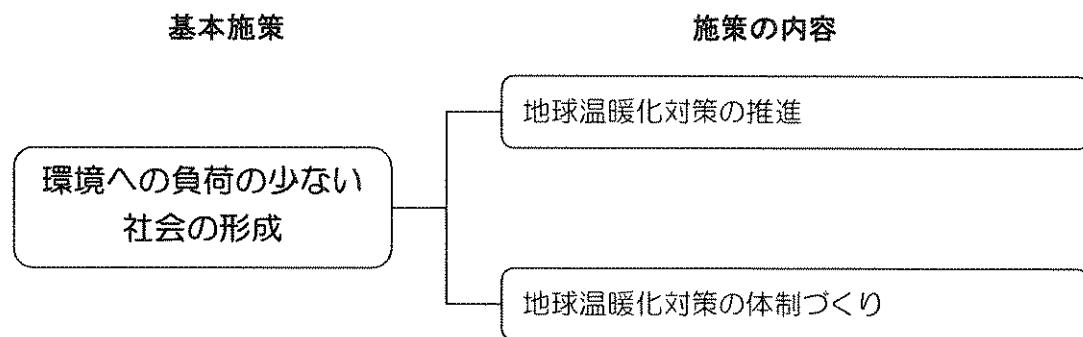
### 【現状と課題】

- 地球温暖化対策を推進するため京都議定書目標達成計画に基づき、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実践したり、事業者が省エネルギー、省資源の推進に取り組むなど、市民・事業者と行政との協働による温室効果ガスの排出抑制が求められます。
- 布引山地は風況に優れていることから、32基（うち本市域内20基）の大型風力発電施設が設置されています。また良好な日照条件にも恵まれ、太陽光発電も平成18年度末で3,318kWが導入されています。さらに、市域の60%を占める森林は、バイオマスとしての活用が期待できます。このような地域特性を活かし、温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の発生の少ない新エネルギーを、積極的に開発するなどの活用を図ることが求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標		現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
新エネルギー導入量	風力発電	25,000 kW	50,000 kW
	太陽光発電	3,318 kW	7,000 kW

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 地球温暖化対策の推進

#### ①省エネルギー対策の推進

- ・バスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、アイドリングストップの啓発を行います。
- ・省エネ型の機器の購入や、冷暖房の設定温度の見直しなど、省エネルギー対策の啓発を行います。

#### ②新エネルギーの導入促進

- ・津市地域新エネルギービジョンに基づき、景観や自然環境の保全にも十分配慮した布引山地等への大型風力発電施設の導入を促進します。また、太陽光発電の導入を促進するため、家庭への普及啓発と公共施設等への導入を進めます。

#### ③バイオマスの導入促進

- ・森林などの自然の恵みを活用したバイオマスの研究を進めます。

### (2) 地球温暖化対策の体制づくり

#### ①地球温暖化対策地域推進計画の策定

- ・京都議定書目標達成計画を踏まえた「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの削減目標を設定し、公表します。

#### ②協働による推進体制づくり

- ・地球温暖化防止活動推進員とともに、環境活動組織との連携を図り、市民、事業者と行政の協働に向けた体制を確立します。

施策の取組指標	現状（平成20年度）	目標（平成24年度）
地球温暖化対策地域推進計画の進行管理	—	計画の推進 (点検と公表等)

## 第4項 環境共生社会の実現に向けた活動

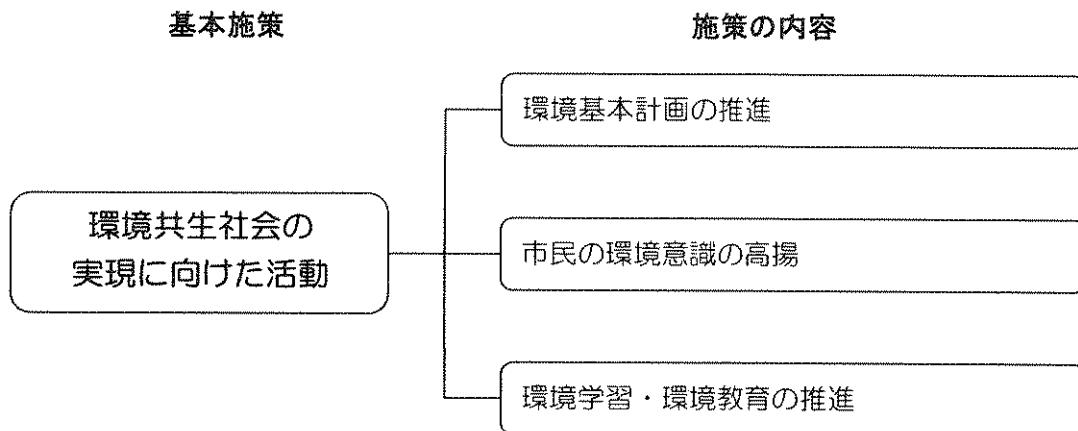
### 【現状と課題】

- 本市においては平成18年度に津市環境基本条例を制定し、環境共生のまちづくりに向けた基本的な理念を定めました。今後は環境基本計画にかかる環境像《山、川、海、人が共生する元気なまち 津》を目指して総合的に環境施策を展開することが求められます。
- 環境学習、環境教育等を推進し、行うため、市民・事業者、行政それぞれが自主的な環境活動を行うとともに、必要に応じて主体間の協働による環境に配慮した取組を推進することが求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
環境基本計画の進行管理	—	計画の推進 (点検と公表等)

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 環境基本計画の推進

- ・「環境基本計画」に基づいて、各種の環境関連事業の推進を図るとともに、市民・事業者、行政の協働による推進及び進行管理の体制を確立します。

### (2) 市民の環境意識の高揚

#### ①自主的な環境活動の支援

- ・エコパートナー事業により、環境活動の拠点となる市民エコ活動センターについて、市民との協働による運営を推進します。
- ・子ども会や資源ごみ回収団体へ助成制度などの支援を行います。
- ・5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等にちなんで統一行動日、月間を設けます。

#### ②啓発活動の充実

- ・市民による環境フェアの開催や子どもエコクラブの拡大など、市民の環境活動への意識高揚を図ります。

#### ③市民版環境マネジメントシステムの普及促進

- ・生活がえる！エコエコ家族事業など市民版環境マネジメントシステムを普及促進します。

指標の概要情報	中期（平成18年度）	長期（平成22年度）
エコエコ家族の目標件数	100 件	200 件

(3) 環境学習・環境教育の推進

①多様な場における環境学習・環境教育の推進

- ・地域や職場の指導者として、率先的に環境活動、環境学習を推進していくリーダー、ボランティアの育成を行います。
- ・教育現場との連携による、環境教育の推進や、三重県環境学習情報センターや二酸化炭素濃度観測ネットワーク等との連携により、家庭でできる温暖化対策講座等の市民に向けた学習の充実を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
家庭でできる温暖化対策講座の開催	12回	20回

## 1-2 次世代に残す自然環境の保全

### 第1項 多様な自然環境の保全

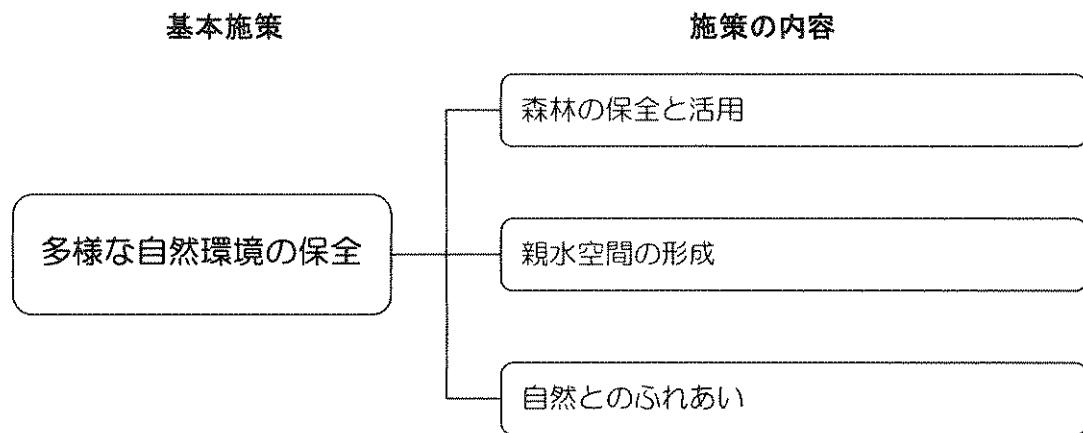
#### 【現状と課題】

- 本市の森林面積は、41,388haで、市域の約60%を占めています。国有林を除く森林40,659haのうち、環境林が約16,280haで全体の40%、生産林が約24,379haで全体の60%となっています。
- 「三重県レッドデータブック」によるとごく近い将来に絶滅の危険性が高い動植物も多く生息しています。
- 本市には山間部から伊勢湾に注いで流れる河川や白砂青松の面影を伝える海岸、農地や丘陵地に点在するため池、豊富な水辺環境が残されており、古くからこれらの水とともに生活や生業が営まれてきました。
- 都市化の進展による水質の悪化や治水対策に向けた人工護岸の整備に伴い、生態系に影響を与えるとともに、自然環境や親水性が減少する水辺となり、ごみ等の不法投棄なども起こっています。
- 水辺環境を守る市民の意識の高揚を図りつつ、多自然型河川や親水性の高い水辺への再生などを、安全性にも留意しながら進め、潤いのある親しみやすい水辺環境を整備していくことが求められます。

#### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
環境林整備計画樹立面積 (森林管理委託契約締結済面積)	494ha	600ha

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 森林の保全と活用

#### ①森林の保全と整備

- ・長期的な展望に立った森林整備を継続的に進めるとともに、山地災害を防止するための治山施設の整備や水源地域等の森林の造成、整備を総合的に行う治山事業を推進します。
- ・森林組合等林業関係者との連携を図り、森林の保全と整備のための森林環境創造事業等の事業を効率的に推進します。
- ・三重県の環境森林施策と連携して、森づくり活動の推進に努めます。

#### ②森林の環境教育等への活用

- ・広大な森林を市民自らが共通の財産として保全し、将来に引き継げるよう、林業関係者、環境N P O、三重大学をはじめとする多様な主体の参画のもとに、環境学習の拠点づくりなどの森林・自然アカデミー事業に取り組みます。

### (2) 親水空間の形成

- ・自治会、子ども会、ボランティア団体等が中心となって実施する海岸清掃活動等を支援するなど、美しい海岸の形成に向けた取り組みを推進します。
- ・河川、海岸、海浜等に残る自然環境を保全しつつ、親水性の高い魅力ある水辺環境の創造に努めます。
- ・津の海については、白砂青松などの景観保護に努めるとともに、海の家やレジャー・レクリエーション施設を活用した観光地づくりに取り組みます。

## (3) 自然とのふれあい

## ①山と川と海のネットワーク事業

- ・布引山地から伊勢湾まで、山・川・海の各地域の現状や問題点を認識し、広域的な自然環境保全のための施策を推進していくため、それぞれの地域の市民や事業者などによる交流会や学習会などの開催によるネットワークづくりに取り組みます。
- ・自然環境の現状を理解してもらうとともに、自然環境保全に向けた市民の自主的な取組のきっかけづくりとして、自然を生かした市民参加イベントの開催など市民交流の場づくりを進めます。

## ②身近な自然に親しむための津市の自然ハンドブックを活用した自然環境保全の啓発

- ・豊かな自然環境を大切にし、自然と共生するまちづくりの一助となる自然ハンドブックを作成し、自然に親しみ慈しむ気持ちを育む環境教育、環境学習に取り組みます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
自然ハンドブックの作成及び活用	－	ハンドブックを平成24年度に作成し、これを活用した水生生物、ホタル観察会等の実施

## 第2項 環境保全対策の推進

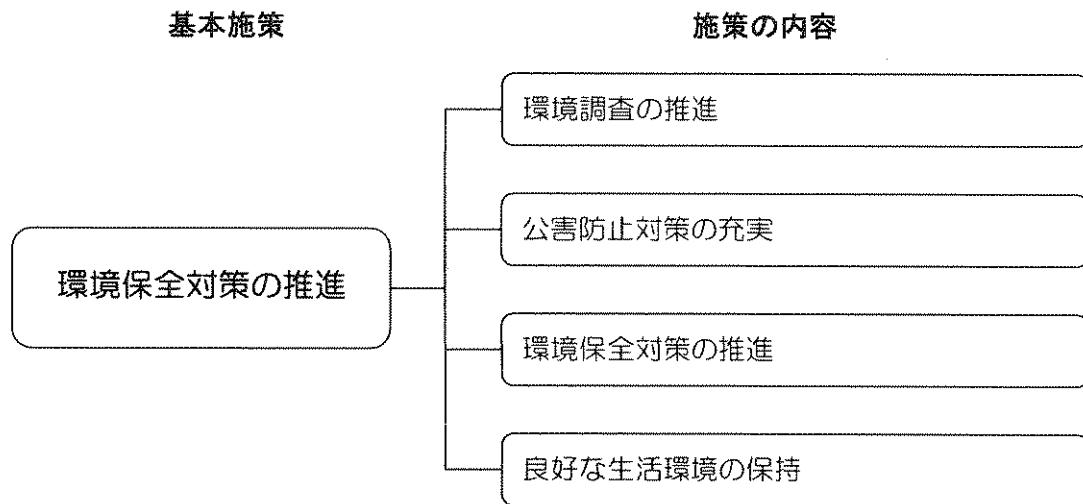
### 【現状と課題】

- 本市における公害苦情に対する件数は年間 212 件（平成 18 年度）で、そのうち、大気汚染や水質汚濁、悪臭に対する苦情が多くなっています。
- 公害苦情に対する適切な対応を図りながら生活環境を改善していくとともに、工場・事業場の一層の監視・指導に努め、公害を未然に防止し、良好な生活環境を保全していくことが求められます。
- 本市ではこれまでに環境保全対策として、生活排水の適正な管理を促進し、河川の水質の汚濁防止や良好な生活環境の保全に努めてきました。今後も各家庭における生活排水対策等を実施していくなど、環境保全に向けた対策や取り組みを強化していくことが求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組目標	現状（平成 19 年度）	目標（平成 24 年度）
環境基準の達成	平成 19 年度から調査地点の設定及び調査	環境基準の達成・維持

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 環境調査の推進

#### ①大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の環境調査の実施

- ・大気・水質・騒音・振動・ダイオキシン類等の状態を確認するため、環境調査を継続して実施します。

#### ②市民の環境への理解促進

- ・市民の環境への理解促進を図るため、ホームページに環境調査結果を公表します。

### (2) 公害防止対策の充実

#### ①公害発生源対策の強化

- ・騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壤汚染・水質汚濁・地盤沈下などの公害を防止するため、県や関係機関との連携を図りながら、公害発生源への監視、指導を強化します。

#### ②工場、事業場との環境保全に関する協定の締結と監視・指導の実施

- ・新たに設置される工場、事業所などと環境保全に関する協定を締結し、協定に基づく監視、指導及び立ち入り調査を実施し、公害の未然防止を図ります。

#### ③公害苦情処理への対応

- ・市民からの公害苦情についての相談及び公害苦情処理等に迅速、かつ的確に対応します。

## (3) 環境保全対策の推進

## ①浄化槽設置の啓発と維持管理の促進

- ・公共用水域の水質浄化等を図るため、浄化槽の設置を促進するとともに、適正な維持管理が行われるよう広報津やホームページ等において啓発を強化し、市民と一緒に生活排水対策を進めます。

## ②空き地等の管理

- ・空き地の雑草の繁茂による生活環境への悪化や苦情を防ぐため、空き地所有者に適正な管理を行うよう刈り取り依頼等の指導・啓発を行います。

## (4) 良好的な生活環境の保持

## ①そ族昆虫の駆除

- ・病害虫による感染症等を防止するため、自治会を通じて、駆除薬剤を適宜配布します。

## ②生活環境の美化

- ・市民、事業者、市による市民清掃デーの開催を継続するとともに、環境美化に関する意識の向上のため啓発を進めます。

## ③適正な飼育への啓発

- ・狂犬病予防注射の実施率の向上に努めるとともに、飼い主に対して適正な飼育についての啓発に努めます。

施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
狂犬病予防注射実施率	71.2%	72.7%

## 1-3 快適な生活空間の形成

### 第1項 市街地の整備

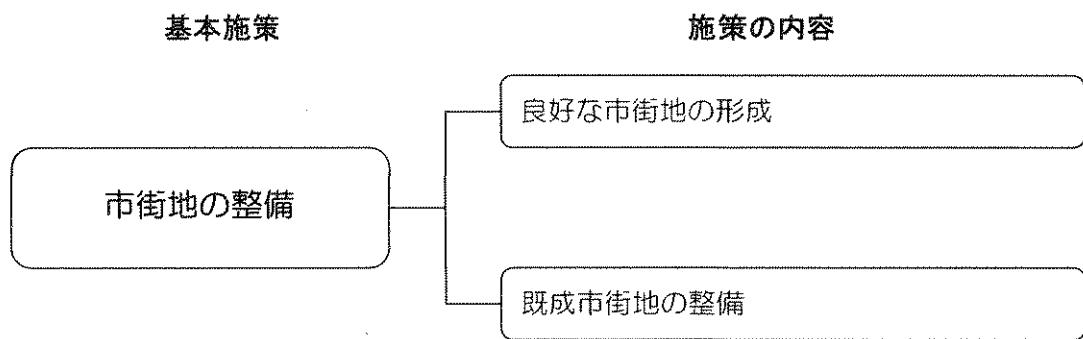
#### 【現状と課題】

- 本市には、3つの都市計画区域が指定されているとともに、そこには区域区分の有無など土地利用規制が異なっていることから、一体の都市として見直しを進める必要があります。
- 良好な市街地を形成していくには、無秩序な開発を防止しながら、住宅、商業、工業などの適正な配置による計画的な土地利用の推進を図るとともに、既成市街地の都市基盤整備を推進し、防災性の向上、良好な景観の形成、バリアフリーの推進等を進め、質の高い市街地の形成を図ることが求められます。
- 津市は津地域及び久居地域の都心に経済活動の拠点や生活拠点が形成され、国道23号、近鉄、JRの沿線の平坦地や海岸部に市街地が広がっています。しかし、近年は郊外部での宅地開発や大規模小売店舗の立地、工業団地の開発などが進められ、市街地が拡大しています。
- 今後、人口減少社会を迎える中、新たな市街地の拡大については社会情勢の変化などを勘案して検討していくことが求められます。
- また、既成市街地では、住宅や商業、工場などが混在した地域も少なくなく、特に密集した市街地の一部においては道路や公園等の都市基盤整備が遅れている地域もあります。

#### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
津市都市マスタープランの策定	一	策定

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 良好的な市街地の形成

#### ①津市都市マスタープランの策定

- ・計画的な土地利用の推進を図るとともに、良好な市街地の形成を目指すため、都市計画に関する基本的な方針である「津市都市マスタープラン」を策定します。

#### ②都市計画の見直し等

- ・良好な市街地の実現に向け、今後策定する「津市都市マスタープラン」の方針により、関係住民の意向を踏まえながら、用途地域や都市計画施設など都市計画の見直しを実施するなど、計画的な取組を進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
都市計画区域の見直し	—	着手

### (2) 既成市街地の整備

#### ①津駅前北部土地区画整理事業の推進

- ・安全で良好な生活環境を整え、都心居住を推進するため、地元住民の合意形成を促進し、協働して事業の推進を図り、早期の事業完了を目指します。

#### ②市街地再開発事業等の推進

- ・本市の玄関口である津駅の交通利便性を生かし、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、津駅前北部地区市街地再開発事業等を促進し、駅前にふさわしい市街地の形成を図ります。

#### ③久居駅東側周辺地区の整備

- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活

かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を図ります。

**④密集市街地の解消**

- 既成市街地内の住宅密集地の一部においては、道路・公園等の都市基盤が未成熟で、居住環境の悪化や防災上の危険が高い地域も見受けられることから、その解消を図るため地域住民の意向把握に努めながら土地区画整理事業等の面的整備を検討します。

## 第2項 住環境の整備

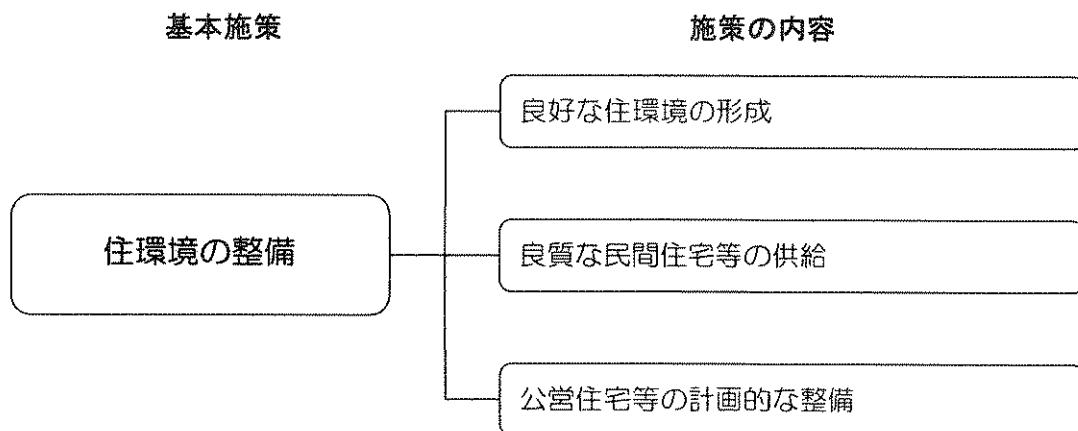
### 【現状と課題】

- 津市については、高速道路や国道などの道路や鉄道などの交通利便性の高い津地域や久居地域の東側に人口が集中していますが、最近はその周辺部での住宅立地が進むなど郊外化が進行しています。
- 現在、本市の住宅に住む一般世帯数は 106,505 世帯（平成 17 年）であり、平成 12 年に比べて 5.5% 増加しています。その中でも民間の借家率は 20.4%（平成 17 年）と年々増加しており、県平均の 17.8% を上回っています。特に津地域や一志地域において増加率が高くなっています。
- 一方で中山間地域においては人口減少率が著しくなっており、過疎化、少子高齢化が地域活動を維持するうえで深刻な問題となっています。
- 今後は人口減少社会に対応した適切な市街地の形成や既存ストックを活用した環境整備を行いつつ、若者の定住促進、高齢者向け住宅の供給など、多様な世代が安心して居住できる良好な住環境を創出することが求められます。
- 本市は他地域に比べ持ち家率も高く、また県都として民間賃貸住宅や公営住宅も充足されている現状等を踏まえ、市営住宅施策の展開方法等については今後の需要を勘案し、計画変更等も含め、柔軟な対応が求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成 19 年度）	目標（平成 24 年度）
住環境に係る都市計画(地区計画を含む)の決定・変更手続き	—	着手

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 良好な住環境の形成

- ・市街地においては、良好な住環境の形成・維持を行っていくため、土地や建物の所有者、住民等が、建築物の形態や用途、緑化、土地利用の制限等を行う地区計画制度の導入を支援します。
- ・市街地周辺における既存の集落等については、田園風景の維持継承に努めるなど、自然環境との調和を図りつつ、生活環境の整備に努めます。
- ・過疎化対策を図るため、田舎暮らしを求める都市住民などへ空き家等を斡旋していくなどの受入体制の構築を図るとともに、自然環境の豊かさを実感できる居住環境の形成を図るため、中山間地域における住環境の改善に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年）	目標（平成24年）
地区計画の導入のための支援地区数	—	累計5地区

### (2) 良質な民間住宅等の供給

- ・市街地再開発事業等による都市型住宅の供給や土地区画整理事業での計画的な宅地供給など、市街地整備と連動した住宅供給を促進します。
- ・都心居住の推進に向けて、民間の集合住宅など、都心における住宅供給の促進を図ります。なお、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めます。
- ・建築物の定期パトロールの実施など、違反建築物の未然防止・早期是正に向け、指導に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
定期パトロールの実施回数	1回/月	3回/月

(3) 公営住宅等の計画的な改善、改修

- ・公営住宅の改善・改修を計画的に行い、居住水準の向上と安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- ・既存ストックの効率的な運用のため、老朽化した公営住宅等を中心に集約化に向けた取組を図ります。
- ・福祉施策と連携しながら安心・安全に暮らせる公営住宅の提供を図ります。

施策の取り組み概要	現状（平成19年度）	目標（平成22年度）
公営住宅耐震化の取り組み割合	230棟	380棟

## 第3項 良好的な景観の形成

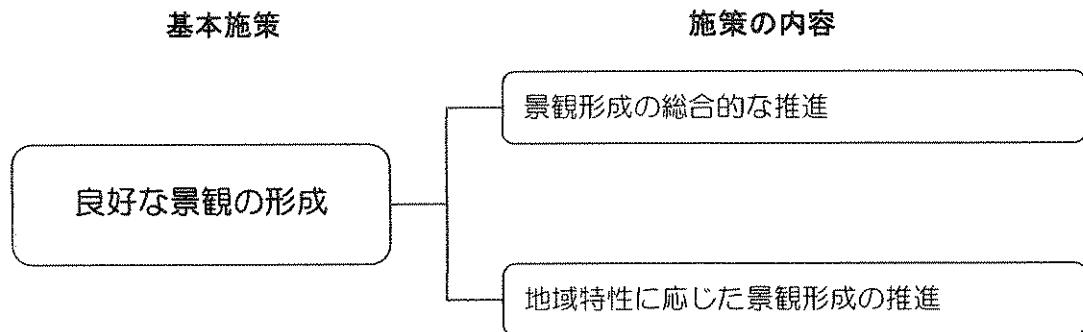
### 【現状と課題】

- 本市には伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などに指定された美しい自然景観、城下町や伊勢街道、初瀬街道、伊賀街道、伊勢別街道などにおける歴史的景観、市街地におけるフェニックス通などの沿道景観など、多様な景観資源を有しています。
- 景観法が平成17年6月に全面施行され、法に基づいて景観形成のための規制・誘導が可能となり、景観行政の重要性がますます高くなっています。今後は、この景観法を活用し、多様な景観資源を保全・活用しながら地域の特性に応じた魅力的で美しい生活空間を創造していくことが求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
景観条例の制定	—	制定

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 景観形成の総合的な推進

- ・地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観法に基づき、景観行政団体となって、景観計画の策定と景観条例の制定を図ります。
- ・景観形成に影響を与える屋外広告物について、その表示、設置、維持等に係る指導の充実を図り、また、景観が阻害されることのないよう禁止地域等の追加を検討します。

施策の実現年度	着手（平成19年度）	目標（平成24年度）
景観計画の策定	—	策定

### (2) 地域特性に応じた景観形成の推進

#### ①歴史的景観の形成

- ・専修寺を中心に形成されている一身田寺内町の歴史的な町並みの環境整備に努めます。
- ・国史跡多気北畠氏城館跡や津城跡などの歴史資源等を保存・活用しつつ、歴史的な景観の創出に努めます。

#### ②都心景観の形成

- ・津駅前や久居駅前等については、市街地再開発事業等の市街地整備等にあわせ、駅前にふさわしい賑わいと潤いのある景観の形成を図ります。
- ・都心においては、集客と賑わいにつながる、歩いて楽しい魅力ある景観の創出を支援します。

#### ③農村景観の形成

- ・農地と集落が一体となった農村集落を維持継承するため、耕作放棄地の解消に向けた取組を検討するとともに、優良農地の保全を図ります。

④森林景観の保全・形成

- ・自然公園に指定された森林の保全を図るとともに、間伐等による森林整備や広葉樹の植栽などを進めながら市民が親しめる魅力的な森林景観の形成に努めます。

⑤水辺景観の形成

- ・河川、海岸、海浜等に残る自然環境を保全しつつ、親水性の高い魅力ある水辺環境の創造に努めます。

## 第4項 公園緑地の整備・管理及び緑化の推進

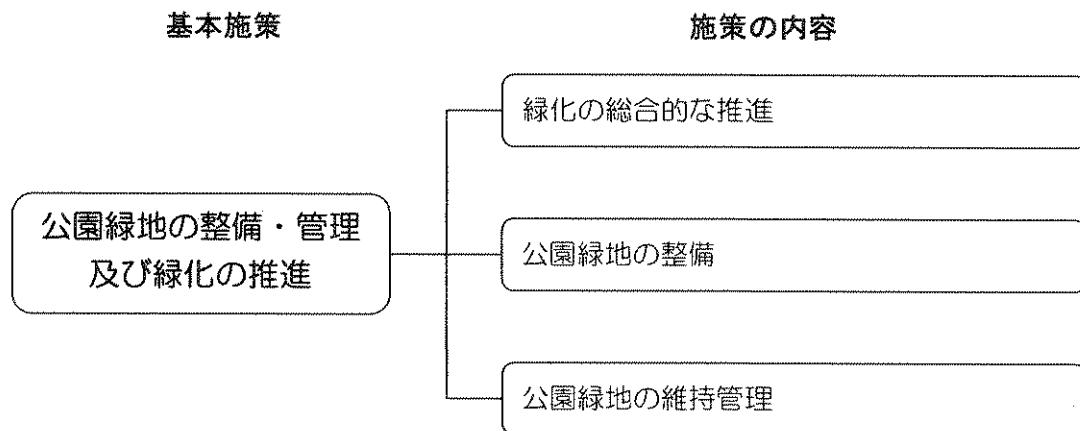
### 【現状と課題】

- 都市計画公園は、総合公園4ヶ所、地区公園5ヶ所、近隣公園11ヶ所、街区公園60ヶ所の計80ヶ所、約125.48haが都市計画決定されており、現在、約85.58ha(68.2%)開設されています。
- 都市計画緑地は2箇所、約37.0haが都市計画決定されており、現在、雲出川緑地の約14.0ha(37.8%)が開設されています。
- 未開設の都市計画公園、都市計画緑地については地域の特性を生かしながら、レクリエーション空間の確保、都市景観の形成、環境の保全、防災機能の強化など市民のニーズにあった公園・緑地を計画的に整備し推進して行くことが求められています。
- 既存の公園については、施設の老朽化や、公園を取り巻く環境の変化から、あまり利用されていない公園も少なくありません。また、防犯や遊具の安全に関する意識も高まってきていることから、子供から老人まで、安全で安心して利用できる地域のコミュニティの場所としての再整備が求められています。
- 良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進、さらには公園等の整備方針などを包括した緑の基本計画を策定する必要があります。
- 公園・緑地の維持管理については、地域の公園の積極的な利用が図られるように、自治会等への日常管理の委託を継続し、公園の管理に自主的な意識を持っていただくことで住民参加の公園管理の促進、さらなる地域に密着した、新しい管理办法が求められています。

### 【現状と目標】

基本施策の中期指標	現状（平成19年3月）	目標（平成24年3月）
人口一人当たりの都市公園面積 (都市計画区域内)	7.4 m <sup>2</sup> /人	8.1 m <sup>2</sup> /人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 緑化の総合的な推進

#### ①緑の基本計画の策定

- ・公園の整備や緑地の保全及び緑化の推進についての将来像、目標、基本的な方針を定めた、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」を策定し、計画に基づく適正な公園の配置や緑化施策の展開により、津市の特性を生かした公園の整備、緑地の保全や緑化の推進を図ります。

#### ②緑化推進

- ・道路景観の向上、防災機能の確保を図るため、道路や河川等の緑化に努めます。一方、庁舎・学校・公民館などの公共公益施設は緑化運動を先導するなど緑化に努めます。また、住宅地・商業地・事務所・工場などの民有地においても、良好な景観の形成や防災性の向上を図るために、敷地内の緑化を促進します。
- ・身近な公園や植樹帯などに樹林や花を植えていく運動を、自治会・地域ボランティア団体・企業などの協力連携により拡充を図ります。
- ・緑化の推進を全市的に普及する必要から、花と樹林の即売会や新築・出生・結婚記念樹の配付、家庭緑化用苗木・生垣緑化用苗木の無償配付を行うなどして、市民が緑と関わる機会の拡大を図ります。
- ・三重県緑化推進協会の緑の募金や津市緑化基金の支援により、ボランティア団体等の緑化活動や各種講習会を開催し、緑化意識の高揚を図ります。

施策の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
緑の基本計画の策定	－	策定

## (2) 公園緑地の整備

### ①公園の整備推進

- ・岩田池公園、中勢グリーンパークについては、市民の憩いや自然環境の保全、レクリエーションなどの拠点として、また、町民の森公園、安濃中央総合公園などについては、スポーツを中心とした総合公園などとして、整備の推進を図ります。
- ・千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場となるよう検討しつつ、市街地にまとまって緑が残された公園として、その保全と活用を図ります。

### ②既存公園の再整備

- ・地域住民などの公園利用者のニーズや利用形態の変化、施設の老朽化に対応した公園施設の整備と既存公園の再整備を進めます。

### ③緑地の保全・整備

- ・市街地に残る貴重な樹林地や水辺地などの緑地については、環境保全面、レクリエーション面、防災面、景観面などを考慮しながら重要な緑地の保全・整備に努めます。
- ・また、雲出緑地については、緩衝帯としての機能について、地域住民との協働により地区計画制度の活用などによって都市計画の見直しを進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
中勢グリーンパークの開園率	22.3%	44.9%

## (3) 公園緑地の維持管理

- ・公園利用者が安全かつ快適に利用できるように、公園施設の状況や苦情・要望の把握に努めるとともに、公園施設の保守点検及び修繕の徹底を図ります。
- ・公園緑地の適正な維持管理を図るとともに、地域住民が公園緑地に愛着と責任を持てるように、除草・清掃・剪定などの業務を自治会等へ委託するなど、地域住民の自主的な公園管理の促進に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
公園等の自治会等委託の新規件数	—	15件

## 1-4 生活基盤の整備

### 第1項 上水道・簡易水道の整備

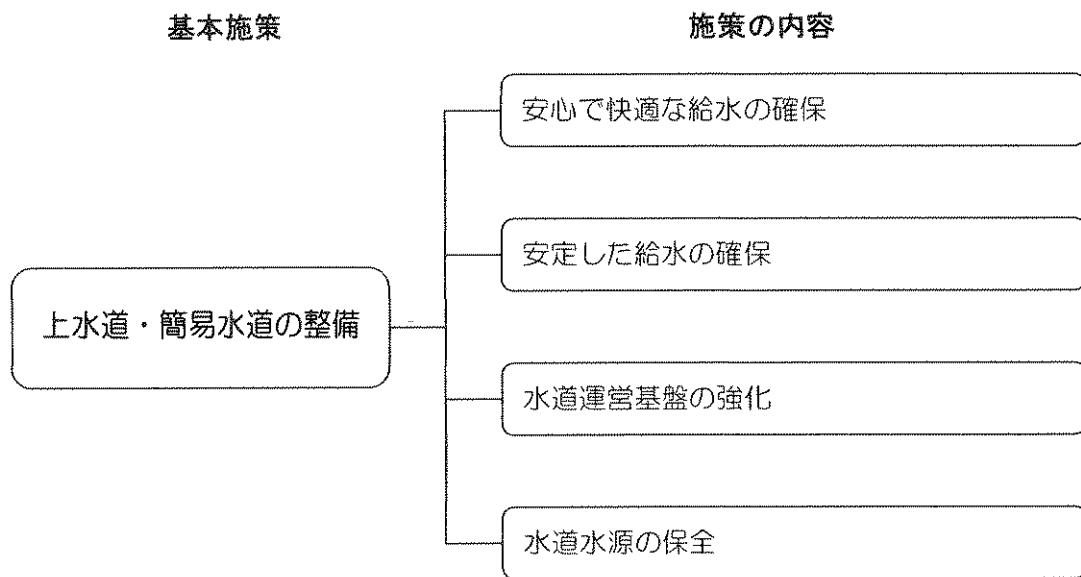
#### 【現状と課題】

- 津市の上水道は、上水道1事業（津、久居、河芸、芸濃、安濃、香良洲、一志、白山の地域）と19簡易水道（美里、美杉、白山の一部の地域）の計20事業で実施しています。
- 上水道はほぼ全域で給水を行っています。また、簡易水道については集落・水源単位で整備を進めていますが水道未普及地域も残っています。
- 水道水の安定した給水のためには、自己水源の水量確保と施設・老朽管の更新ならびに災害時や事故発生時の対策が重要になっています。
- 持続する水道を基本理念に、安心・安全・持続・環境の4つの視点から策定しました「津市水道事業基本計画」に基づき、津市全域の安定給水の確保に努めます。

#### 【現状と目標】

基本指標の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
耐震管の延長距離	67,340m	111,230m

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 安心で快適な給水の確保

## ①総合的な給水体制の充実

- ・「水道事業基本計画」に基づいて、安心できる安定的な給水体制を充実します。

## ②水質管理の強化

- ・水道水源から給水栓までの水質管理体制を確立し、安全な水道水を確保します。

## ③水質監視の強化

- ・老朽管の布設替や浄水場の運転管理を強化して、おいしい快適な水を給水するため、水質監視を強化します。

施策の内容	実績（平成19年度）	目標（平成23年度）
浄水施設の整備	—	高茶屋、安濃地域浄水場

## (2) 安定した給水の確保

## ①安定した水道水源の確保

- ・限られた水道水源を有効に活用するとともに、効率的な水運用を行い、基盤施設の拡充・更新や地震などの災害に強い施設の確立を推進します。

## ②効率的で災害に強い水道の確立

- ・水運用や施設管理の合理化、効率化、情報管理の一元化などの運用面の充実を図り、地震や渇水などの災害にも対応できる、水運用ネットワークを構築しま

す。

- ・想定される、東南海・南海地震などに備え、災害に強い水道の構築に向け、水道施設の耐震化、被災直後の応急給水や応急復旧を含め、災害対策を強化します。

### ③施設の拡充・更新

- ・基盤施設である取水、導水、浄水、送水、配水施設の強化と適正配置や整備とともに、浄水場更新などにおいて最新技術の導入も視野に入れた整備を進めます。
- ・水道管の管理の強化、老朽管布設替などにより、着実に漏水対策を進めます。
- ・簡易水道の上水道への統合や水道未普及地域の解消に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
老朽管の更新・耐震化	2,430m	33,670m
水道未普及地域の解消	67.1%	80.3%

## (3) 水道運営基盤の強化

### ①水道経営の健全化

- ・水道事業について市民に啓発を行うとともに、水道経営の強化を図るため、コストの削減や事務の効率化等を進めます。

### ②給水サービスの向上

- ・窓口サービスを充実し、ライフスタイルの変化に合わせた水道料金の納付方法等、利便性を図るとともに、サービスの推進・向上に努めます。

## (4) 水道水源の保全

### ①水道水源保全と涵養林の保護・育成

- ・住民共有の財産である美しい森や限りある水資源などの自然環境を守ることは、水道にとって重要であり、水道水源涵養林の保護、育成及び啓発を推進するとともに、「津市水道水源保護条例」に基づき、水質の汚濁の防止に努めます。

### ②資源の有効利用

- ・再生資機材の利用や建設発生土の他利用などを継続して推進していくとともに、浄水場における排水汚泥の再利用化についても調査・研究をして行きます。

## 第2項 生活排水対策の推進

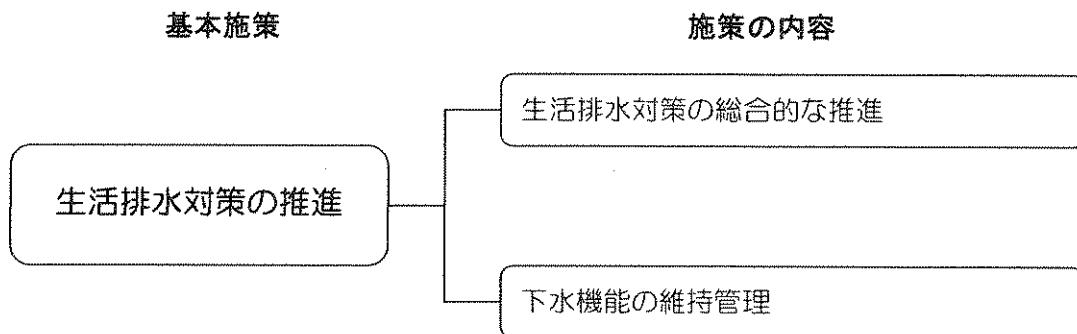
### 【現状と課題】

- 津市の下水道、農業集落排水施設、浄化槽等による生活排水処理施設の整備率は73.3%で、そのうち下水道普及率は38.6%となっており、全国的に見てまだまだ低い水準です（平成18年度末）。下水道の整備は、旧市町村の下水道計画に基づき事業認可区域内の整備を推進していますが、今後とも事業の効率的な推進と事業費の確保が課題です。
- 中勢沿岸流域下水道については、幹線及び処理場整備の促進を図るとともに、志登茂川処理区の処理場の早期整備が課題です。
- 下水道施設は、処理場、排水機場、管渠などの施設があり、保守点検や更新改修などの効率的な維持管理を進めることが課題です。
- 下水道の供用開始地区の未接続世帯を解消し、水洗化を促進するために、低所得世帯を対象とした支援措置と下水道のPRが必要となっています。
- 環境保全対策として、生活排水の適正な管理を促進し、河川の水質の汚濁防止や公衆衛生の向上に努めてきました。今後とも生活排水対策等の啓発活動を実施していくなど、公共用水域の水質保全に向けた取組をしていくことが求められます。
- 早期に下水道整備が見込まれない地域における浄化槽の設置促進や農村地域における農業集落排水事業の推進等により生活排水対策を図る必要があります。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年）	目標（平成24年）
下水道普及率	38.6%	44.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 生活排水対策の総合的な推進

#### ①公共下水道の整備推進

- ・公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、「生活排水処理施設整備計画」に基づき、効率的な下水道事業を推進します。

#### ②流域下水道の整備促進

- ・中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始に向けて促進します。

#### ③下水道の普及促進

- ・下水道の整備効果が十分発揮できるよう、また、水洗化を高めるため、下水道について、供用開始地区及び整備予定地区へのPR活動を積極的に行います。
- ・水洗化を促進するため、水洗便所改造の資金融資あっせん、補助金などの制度を引き続き行ない、低所得者等の水洗便所改造に要する費用の支援策の充実を図ります。

#### ④農業集落排水の供用率の向上

- ・公共用水域の水質保全に寄与するため、啓発活動により農業集落排水の供用率の向上を図ります。

#### ⑤浄化槽設置の啓発と促進

- ・公共用水域の水質保全等を図るため、啓発を行い浄化槽の設置を促進します。

施策の取組指標	現状（平成13年度）	目標（平成24年度）
下水道整備面積	2,700ha	3,300ha

## (2) 下水機能の維持管理

### ①既存下水道施設の適正管理

- ・下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、処理場、管渠等の施設の耐震対策を進め、下水道機能の向上に努めます。

### ②農業集落排水施設の維持管理

- ・農業集落排水施設の適正な維持管理に努め、農村地域における生活排水対策を図ります。

### ③浄化槽の維持管理の促進

- ・浄化槽の適正な維持管理が行われるよう啓発を行い、市民と一体となって生活排水対策を進めます。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
水洗化人口	90,888人	103,800人

## 第3項 生活道路の整備

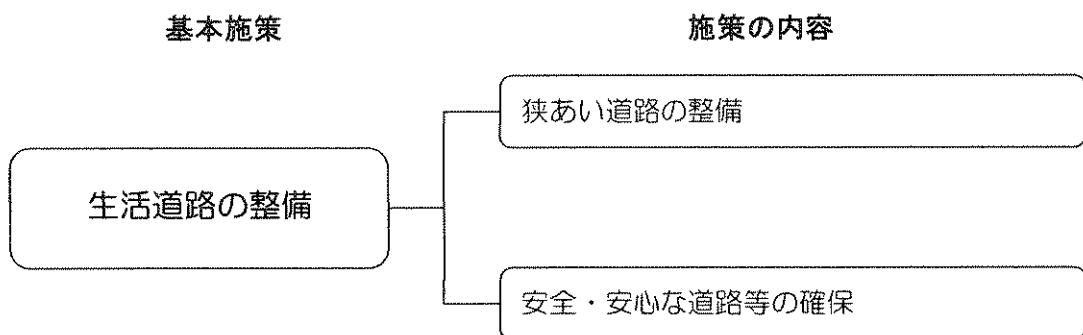
### 【現状と課題】

- 土地区画整理事業等の基盤整備が行なわれていない市街地や、古くからの農業集落地域においては、生活道路が狭く、自動車や人の通行に支障がみられます。
- これらの生活道路については、通過交通の進入等により交通事故の危険性が高いうえに、高齢者や障害者の歩行に支障のある道路構造のままになっている道路が少なくありません。高齢社会を見据えて安全・快適に歩行することができる道路の整備が求められています。
- 災害時において避難経路や緊急車両の通路として非常に重要な役割を担っており、これらに支障を与えるような機能の低下を出来るだけ抑制することが課題となっています。

### 【現状と目標】

主要指標の現状目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
市道改良率	43.1 %	45.0%
市道舗装率	65.2 %	68.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 狹い道路の整備

- 身近な生活空間において、日常の移動を円滑にし、便利で快適な日常生活が可能となるように、通行に支障のある狭い道路の拡幅・整備を進めます。
- 幅員4m未満の狭い道路の解消を図るため、道路後退用地の確保や門扉等の撤去、舗装などの事業を推進します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
狭い道路の整備体制	—	整備

## (2) 安全・安心な道路等の確保

- 全ての道路利用者にとって、安全で安心な道路とするため、交通事故の防止や安全な通学路の確保に向けた交差点改良や交通安全施設、歩道等の整備を進めるとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた移動しやすい道路環境の整備、ゆとりと潤いのある歩行者・自転車空間の確保の整備などを図ります。
- 緊急車両の進入ができるように道路幅員の確保を図るとともに、災害時に避難路として利用できるように道路の防災機能の充実や行き止まり道路の解消を図ります。
- 定期的な橋りょうの点検により、老朽化度の把握や損傷の早期発見に努め、定期的な維持管理を実施するとともに、計画的な耐震補強の推進を図ります。
- 安全で快適な生活環境を保全するため、地元関係者と協議しながら、道路等の維持保全等の改修を緊急性の高い箇所より順次進めます。

## 第4項 墓地・斎場

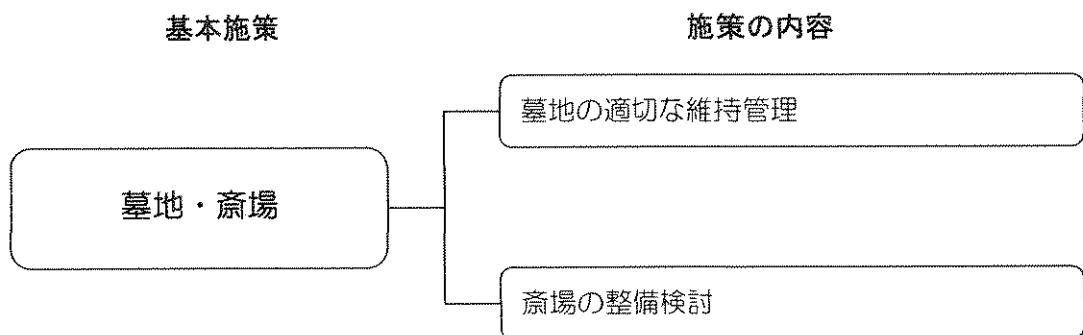
### 【現状と課題】

- 市内には市営墓園がありますが、これを維持・保全していくためには、清掃、草刈等の維持管理を行うことが必要です。今後は、未使用の市営墓所の募集と合わせて、市内全体の墓園需要等の把握に努め、需要に応じた民間墓地の整備の促進に努めます。
- 斎場や火葬場は老朽化が進んでおり、計画的な修理を図るとともに、民間葬儀場との役割分担を図りながら、葬儀から火葬まで行うことができる新斎場の整備検討が求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の既定指標	現状（平成20年度）	目標（平成24年度）
市営墓園の墓利用率	93.9%	95.8%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 墓地の適切な維持管理

- ・市営墓園の未使用墓所の募集を行うとともに、墓園内の適正な運営及び維持管理に努めます。
- ・市名義の墓地用地や市営墓園の維持管理を行います。

### (2) 斎場の整備

- ・斎場や火葬場の計画的な修理を行いながら、利便性の高い新たな斎場の整備に向け、具体化に取り組みます。

## 2 安全で安心して暮らせるまちづくり

### 2-1 安全なまちづくりの推進

#### 第1項 災害に強いまちの形成

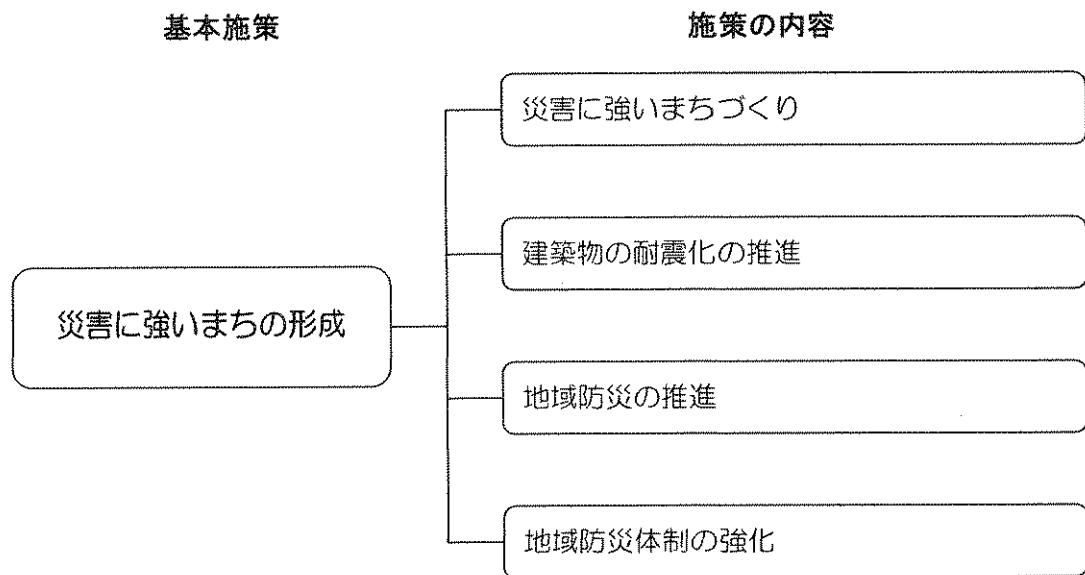
##### 【現状と課題】

- 平成19年4月15日に発生した三重県中部を震源とした地震においては、津市でも強い揺れを観測しました。また、三重県が策定した「東海、東南海・南海地震による被害想定」では、津市で建物被害が3万棟以上に達すると予測されるなど、地震等の防災対策について市民の不安や関心が高まっています。
- 地震等の災害の発生は避けることはできませんが、災害による被害を最小限にとどめることは可能です。このため、延焼遮断空間の確保、住宅や市有施設等の建物の耐震化及び津波や液状化等被害が発生しやすい地域における災害対策に取り組む必要があります。
- 避難対策として、避難誘導標識等の整備や避難所の耐震化、想定される避難者数に見合った避難施設の整備、或いは災害用の食料や生活物資の備蓄の充実等を更に進める必要があります。
- 広大な山間地域を抱え、豪雨時などの土砂災害の危険箇所が多いため、土砂災害に関する情報の収集、伝達等が可能となる通報システムの整備が重要となっています。
- 一般通信網の途絶や道路寸断による孤立地区の発生など、大規模災害に備え、全市域を伝搬できる移動系防災行政無線や避難勧告等の情報伝達手段として有効な同報系防災行政無線等、地域の状況に応じた情報通信システムを整備する必要があります。
- 大規模な地震や水害による被害を軽減するには、市民一人ひとりが日ごろから防災意識を高めることが大切です。このため、自主防災組織等による市民参加型の防災訓練や防災学習会等の開催を促進し、防災知識及び技術の豊富な人材の育成や自主防災組織体制の充実を今後も促進していく必要があります。

##### 【現状と目標】

基準指針の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
住宅の耐震化率	73.3%	84.8%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 災害に強いまちづくり

#### ①災害に強いまちの形成

- ・密集市街地の解消や建築物の耐震化、生活基盤道路の整備や橋りょうの耐震補強など災害に強い市街地形成を促すとともに、水道施設や下水道施設の耐震化、河川及び海岸における堤防の耐震化など、地震などに対する防災対策を充実します。
- ・水害等に強いまちづくりを進めるために、排水路や排水機場の整備など、水害対策を図ります。
- ・県、警察、医療機関、民間企業等と連携して災害対策や情報発信の体制を強化します。
- ・消防体制を充実するとともに、地域の実情に即した防災体制の強化や、市民の啓発・訓練を進めて地域防災力を強化します。
- ・被災者の救護や生活物資の輸送などの災害時をはじめ、緊急時に利活用する交通体系として津市伊勢湾ヘリポートの利活用を図ります。

### (2) 建築物の耐震化の推進

#### ①津市耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

- ・地震災害に起因する住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定した「津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震強度が不足している住宅、大規模な集客施設や公共施設等の耐震化を推進します。

**②公共施設の耐震化の推進**

- 多くの利用者が集まる公共施設や学校の耐震化を進め、利用者や児童の安全の確保に努めます。

**③耐震化への啓発と支援制度の充実**

- 地震に強い家づくりに対する意識の啓発に努め、木造住宅耐震診断の実施を促進し、木造住宅の耐震補強や家具等の転倒防止のための支援制度の充実と制度の利用促進を図ります。

指標の現状目標	現状（平成19年3月）	目標（令和24年3月）
市有建築物の耐震化率	72%	81%

**(3) 地域防災の推進****①地域防災計画の推進**

- 「地域防災計画」に基づき、地域の実情に応じた的確かつ計画的な防災対策を推進します。

**②避難対策の強化**

- 避難所等の耐震診断・耐震補強を促進し、安全な避難場所の確保を図ります。
- 避難所までの避難看板・誘導標識等を有効に設置し、明確で安全な避難経路の整備を図ります。

**③災害に備える体制の確立**

- 災害時等における情報伝達手段を確保するため、「津市地域防災情報通信システム整備基本計画」に基づき、各地域の状況に即した地域防災情報通信システムの整備を推進します。
- 地震災害時の津波浸水被害や土砂災害など、各地域における災害特性や避難施設の充足率等を考慮した「津市避難施設配置計画」に基づく施設等の整備や被害想定に応じた災害備蓄の充実を推進し、地域の防災体制の強化を図ります。
- 土砂災害の危険情報を行政と市民が共有し、被害を最小限に抑えるために、国、県と協力し、土砂災害情報相互通報システムを整備します。

**④相互協力体制の充実**

- 他の自治体や民間団体・企業との災害時相互応援協定を締結して、広域的な防災体制や官民が連携した相互協力体制を充実します。

指標の現状目標	現状（平成19年3月）	目標（令和24年3月）
地域防災情報通信システムの整備	—	整備

(4) 地域防災体制の強化

①防災教育・防災訓練への支援

- ・地域住民の参加意識を高め、地域防災力の向上を図るため、引き続き市民との協働により津市民防災大学を開講するとともに、地域で開催される防災学習会や防災訓練を支援します。

②自主防災組織への支援

- ・自主防災組織による防災活動を促進するとともに、自主防災組織における資機材の整備充実と維持管理を図るために、支援制度の充実に努めます。

指標の明示内容	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
自主防災組織の結成率	99.8%	100%

## 第2項 治水・治山対策の推進

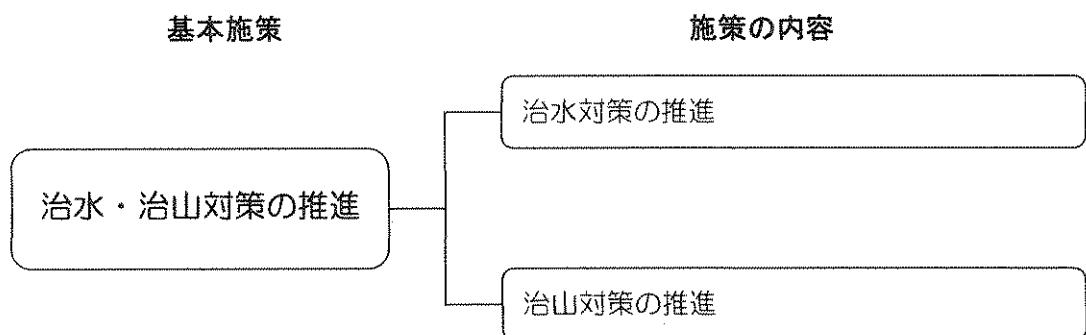
### 【現状と課題】

- 津市内における一級河川は雲出川をはじめ 33 河川、二級河川は安濃川をはじめ 20 河川あります。また、市が管理する準用河川として五六川をはじめ 124 河川があります。
- 大型台風や集中豪雨に伴う浸水被害に対して、地域住民の安全・安心な生活環境を確保するため、治水事業の整備促進が求められています。
- 国、県で事業が進められている雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業の円滑な進捗には、事業費の確保が課題となっています。
- 準用河川や調整池の施設整備、しゅんせつ、除草等の維持管理については、団地開発に伴う調整池の増加などに対応し、効率的に進める必要があります。
- 土砂災害のおそれのある箇所における対策は、県において急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、砂防事業（土砂流出防止対策）、地すべり対策事業が実施されておりますが、今後とも関係機関と連携して整備の促進が必要です。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成 19 年度）	目標（平成 24 年度）
ポンプ設置台数	107 台	112 台

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 治水対策の総合的な推進

## ①河川の改修の推進

- ・雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業の促進に努めます。
- ・準用河川五六川改修の早期の完成を目指します。

## ②河川の維持管理の推進

- ・国・県の関係機関と連携して、一級河川と二級河川の維持管理の充実を図ります。
- ・準用河川・調整池の施設整備としゅんせつ、除草、修繕等の維持管理を効率的に推進します。

## ③海岸堤防の整備

- ・高潮対策や地震、津波対策のために、海岸堤防の整備を促進します。

## ④雨水排水対策の推進

- ・浸水被害の軽減及び防除のため、雨水排水施設の整備を図るとともに、排水機場等の整備、改修と適切な維持管理を進め排水能力の向上に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成26年度）
五六川改修工事（第三期事業）	15%	100%

## (2) 治山対策の促進

- ・土砂災害等を防止するため、県と連携して急傾斜地崩壊防止対策、土砂流出防止対策、地すべり防止対策を進め、効果的な事業の促進に努めます。
- ・長期的な展望に立った森林整備を継続的に進めるとともに、森林を保全するた

めの治山事業を促進します。

対象の箇所	現状（2020年現在）	目標（2025年目標）
急傾斜地崩壊防止対策の箇所 (急傾斜地崩壊危険区域の指定)	104 箇所	109 箇所

## 第3項 消防体制の充実

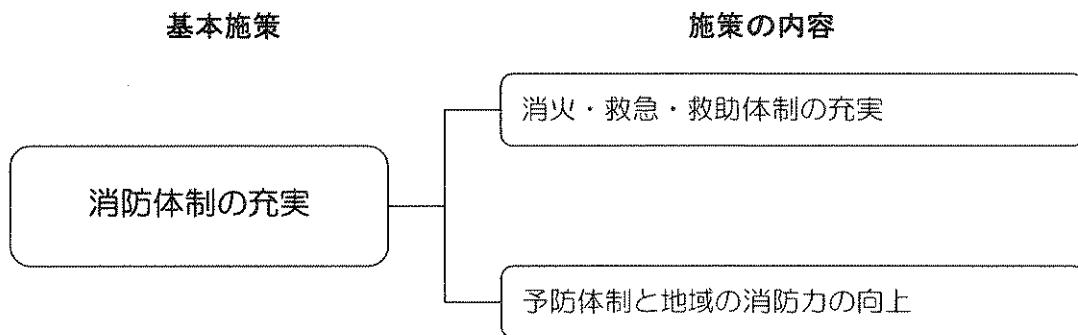
### 【現状と課題】

- 津市における火災発生件数は年間 154 件（平成 18 年）であり、平成 14 年からの減少傾向が増加に転じるとともに、その原因では放火やその疑いが目立ち、今後も予防と消防力の強化が必要です。
- 消防組織法の一部改正により、県は消防の広域再編を進める方針であり、その動向に対応していく必要があります。また、消防体制を強化するためには、消防庁舎をはじめ現場活動人員、消防車両、消防資機材及び消防水利等消防力の適正な配置が課題となっています。
- 重度傷病者の救命率の向上のためには、救急救命士の養成や高規格救急車の充実を図る必要があり、また市域に海から山地までを有することによる災害の多様化に対応し、救助体制を充実することが課題となります。
- 地域の防火体制を強化するためには、防火思想を市民に浸透させることが必要であり、今後効果的な啓発活動を工夫することが課題となります。また、地域防火の要である消防団については、団員は定員割れしているのが現状であり、今後消防団のあり方について、検討する必要があります。

### 【現状と目標】

目標	現状（平成 18 年度）	目標（平成 24 年度）
レスポンスタイム（救急隊に係る 119 番の受付から現場到着までの時間）の短縮	8 分 09 秒	7 分 30 秒

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 消火・救急・救助体制の充実

## ①消火体制の充実

- ・広大となった管内において効率的、かつ、最大限の消防力が発揮できるように、消防車両、消防資機材及び消防水利等消防力の更新及び適正配置について、「津市消防本部消防力整備計画」に基づき推進します。
- ・また、消防の広域化に向けた県の動向に対応しつつ、現場職員の確保等消防体制の充実を図ります。

## ②救急・救助体制の充実

- ・全市域に高度救命処置が行える体制を構築するため、高規格救急車の導入、救急救命士の確保等により救急救命体制の強化を図ります。
- ・救急救命士の養成には、救急救命士養成所での研修とその後の実習等に時間と費用を要するため、民間の養成学校卒業者の採用等を含めて要員の確保に努めます。
- ・多様化・高度化する災害に対応できるよう、特別救助隊の充実や潜水活動ができる救助資機材等を整備に努めます。

## ③通信指令システムの充実

- ・三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画策定協議会に参画して、通信事務の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について検討します。
- ・消防本部における消防救急無線のデジタル化を早期に進めるとともに、通信指令システムの更新を検討します。

施策の実現指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
救急救命士の人数	36人	54人

## (2) 予防体制と地域の消防力の向上

## ①火災予防体制の確立

- ・防火思想の普及啓発のために広くメディアを活用した継続的な広報活動を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進についてもPRを進めます。
- ・防火協会等の活動団体の一元化などを進めて、市民の防火意識の向上と活動の推進に努めます。
- ・消防法令違反事業所等については、強く行政指導を行い違反是正の徹底を行うとともに、防火管理の徹底、避難・安全管理の強化を図ります。

## ②消防団の充実

- ・消防団員の確保のために、多様な広報媒体を活用し入団促進を図るとともに、女性消防団員の増員、消防団OBによる高齢者分団等の設置の検討、消防団活動に協力・支援した事業所等に対する表彰を進めます。
- ・消防団等を充実強化するため、訓練の充実や消防学校への研修派遣等により団員の資質の向上を図ります。

## ③地域の実践的な消防防災力の向上

- ・市民への防災指導については、消防職員と消防団員とが協力して訓練指導に当たっている現行の体制に加え、消防防災指導センター（仮称）を設置し、きめ細かい指導体制により、地域の実践的な消防防災力の向上を目指します。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成21年度）
地域における防火指導等の参加者数	61,980人	70,000人

## 第4項 交通安全対策の推進

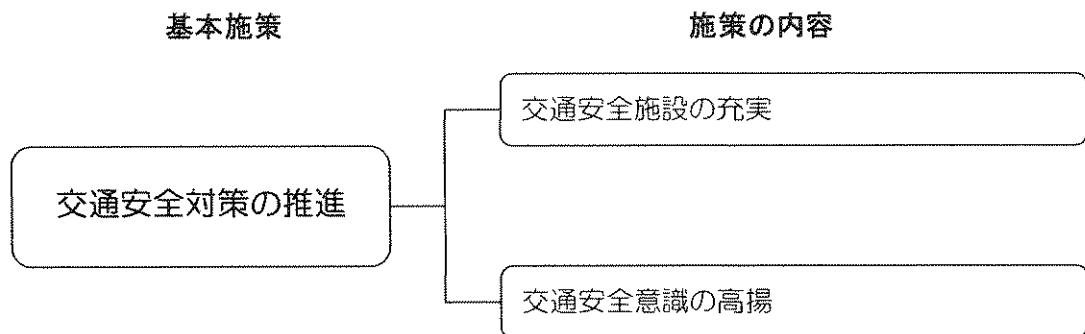
### 【現状と課題】

- 津市の交通事故発生件数は、平成17年には2,148件に上り、平成8年の1,655件と比べると、10年間で500件近く増加しています。
- 交通量の増加や道路整備により、交通安全施設の整備が必要な箇所が増加しており、交通事故発生箇所や通学路など、重点的、効果的な整備を進める必要があります。
- 高齢者や障がい者の増加に対応し、誰もが安全に通行することができるようにするために、横断歩道の新設などに併せ、歩道の切下げなど交通バリアフリー化を推進する必要があります。
- 放置自転車対策として、放置禁止区域の指定や公共自転車等駐車場を整備しています。
- 市民の交通安全意識の高揚を図るため、四季の運動や街頭啓発活動など交通安全運動を展開しています。
- 市民・児童等の交通安全に関する学習機会の拡充のため、阿漕浦交通遊園の利用を促進するとともに、交通遊具の貸出等を実施しているが、施設・遊具の老朽化が進んでいます。
- 自治会や学校からの交通規制要望に対し、積極的に公安委員会や道路管理者に協力を求めるなど支援を行っています。
- 市内の小学校の父母で構成する津市交通安全父母の会連絡協議会と連携し、交通安全ポスター展や登校時における通学路での児童への交通安全指導などを実施しています。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成18年）	目標（平成24年度）
交通事故死傷者数	2,749人	2,400人以下

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 交通安全施設の充実

#### ①交通安全施設の整備

- ・公安委員会、教育委員会、地元等と連携して、交通安全施設の更新や整備を推進します。

#### ②放置自転車対策の推進

- ・自転車放置禁止区域を拡大するなど、見直しを図るとともに、その周知に努めます。
- ・公共自転車等駐車場の良好な環境確保と機能維持のため、引き続き放置自転車等の撤去に努めるとともに、街頭での啓発活動を通じ、利用者のモラルの向上を目指します。
- ・自転車等の放置や盗難、いたずらを防止するため、鉄道事業者や学校関係者の協力を得ながら、主要駅周辺における公共自転車等駐車場の見直しを図ります。

### (2) 交通安全意識の高揚

#### ①交通安全計画の策定

- ・「津市交通安全計画（仮称）」を策定のもと、交通事故のない安全で安心な社会の実現に向けた取組を進めます。

#### ②交通安全運動の強化

- ・関係機関と協力し、街頭啓発活動などの事業を実施し、交通安全意識の高揚を図っていきます。
- ・交通遊園施設の改修を進めて、魅力ある交通安全教育の場として充実します。

#### ③交通安全教育の充実

- ・各総合支所単位で運営している交通安全父母の会連絡協議会を統合して、市が一体となった交通安全のための活動を強化します。

- ・津市交通教育プロバイダー（平成19年6月設立）により、市内幼稚園、保育所、小・中学校や高齢者福祉施設において、交通安全教室を開催し、交通弱者の交通安全意識の高揚を図ります。

施策の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
交通安全教室開催数	70回	150回

## 第5項 防犯対策の推進

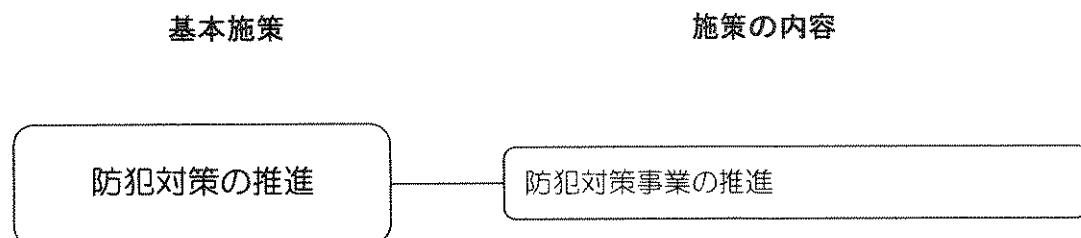
### 【現状と課題】

- 津市における刑法犯認知件数は、平成8年の2,644件から平成14年には9,055件に増加しましたが、平成18年は4,459件となり減少傾向となっています。
- 津市防犯協会などと連携し、広報啓発活動や防犯灯設置補助事業など、各種防犯活動を実施していますが、安全なまちづくりのためには、警察や行政の力だけではなく、地域住民の力が重要になります。市内においても市民が主体となってパトロール活動を行う事例がみられるようになっており、こうした市民の主体的な活動を促進する必要があります。
- 市民一人一人が防犯意識を高めることが重要になっています。現在、市民及び暴力追放に取り組む各種団体、関係機関との連携により、暴力と犯罪が起こりにくい明るい地域社会の実現に向けた啓発活動を実施していますが、防犯教室の開催などさらに防犯意識を高める取り組みを充実する必要があります。
- 市民が犯罪に遭わない安全で安心な生活が送れるよう、市としての安全・安心なまちづくりについての方針と具体的な取り組みを明確にする必要があります。

### 【現状と目標値】

基本指標の取組目標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
防犯対策の推進に関する満足度	17.6%	21.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 防犯対策事業の推進

- ・「津市安全・安心なまちづくり条例（仮称）」、同「まちづくり基本計画（仮称）」の策定のもと、市民が犯罪に遭わないで暮らすことができるよう、防犯対策事業を推進します。

#### ①防犯対策の強化

- ・津市防犯協会と連携し、自治会の防犯灯の設置に対する支援や防犯対策への協力・支援、市民に対する啓発活動等を展開します。

#### ②暴力追放の推進

- ・市民や各種団体、関係機関等との連携を強化するとともに、暴力追放津市民会議とともに市民への啓発活動をより充実させるなど、暴力追放に向けた取組を推進します。

## 第6項 消費者の保護

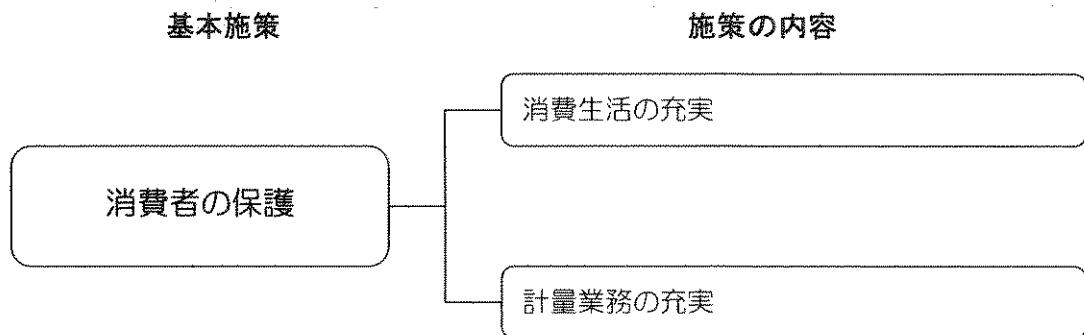
### 【現状と課題】

- 近年、多様な手口の悪質商法が横行しており、市民の相談も今後ますます増加していくことが予想されます。
- 最近の傾向としては、架空請求詐欺や、悪質商法等による犯罪手口は複雑・多様化するとともに、深刻な多重債務など消費者が自ら解決することが困難な事例が多数報告されています。
- 被害者の年齢層は、高齢者の割合が依然として高い傾向にありますが、20代～30代のサラリーマン等を含む若年層の被害の割合も増えてきています。
- 消費者が安心して生活できるよう、平成19年1月に津市消費生活センターを開設し、消費者からの相談体制を整備しましたが、複雑多様化するトラブルに対応するために、相談体制の一層の充実が必要となっています。
- 消費者が被害に遭わないように消費者自身の意識を高めるために、消費者への効果的な啓発のあり方について検討していく必要があります。

### 【現状と目標値】

指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
消費者の保護の推進に関する満足度	12.1%	20.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 消費生活の充実

- ・「津市安全・安心なまちづくり条例（仮称）」、同「まちづくり基本計画（仮称）」の策定のもと、消費者が被害に遭わないで暮らすことができるよう、消費生活に関する事業を推進します。
- ・消費生活相談については、無料弁護士相談等を実施するなど相談体制を充実するとともに、広報やホームページを活用し、消費者が詐欺等の犯罪被害に遭わないように啓発に努めます。また、消費生活センターにおいては、全国の最新相談事例を検索することができるパイオネット（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用し、より的確な対応ができるように努めます。

### (2) 計量業務の充実

- ・適正な販売を行うことについて、事業者に啓発するとともに、商品量目立入検査や特定計量器の定期検査を実施し、適正な検査業務を進めます。

## 2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

### 第1項 健康づくりの推進

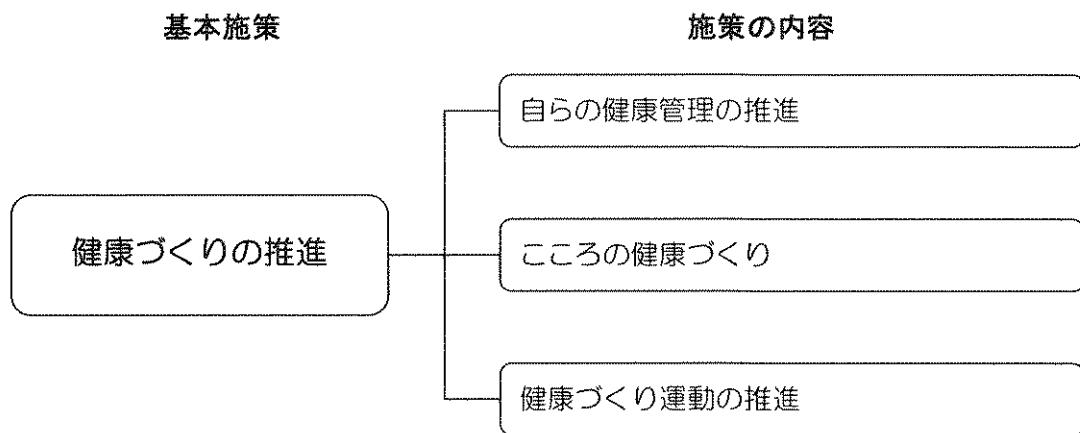
#### 【現状と課題】

- 近年、喫煙習慣や食生活の変化、運動不足など日常生活活動に起因する生活習慣病や、社会経済の著しい変化に伴うストレスと環境への不適応などによる心の病気が増加しています。
- 市民一人ひとりが、「自分の健康は自分でつくる」という意識を若年期から持ち、働き、楽しみ、社会に貢献するなど、さまざまな活動の基礎となる健康づくりを推進していくことが課題となっています。
- 各種健康教室の開催とともに、母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員が中心となった市民への意識啓発や健康づくりを進めており、継続的な活動の推進が期待されています。
- 健診事業と健康教室の充実とともに、各推進員への研修及びヘルスボランティアの育成など、地域における健康づくりの推進体制の強化が課題となります。
- 生涯を通じた健康づくりを推進するために、市民一人一人が健康的な生活習慣を確立することが重要で、そのための環境づくりを推進することが課題となっています。

#### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成16年度）	目標（平成24年度）
普段から健康に気をつけている人の割合	72.2%	80.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 自らの健康管理の推進

#### ①各種健診事業の推進

- ・健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん等のがん検診の受診率を向上させるために、PRの充実や受診機会の拡大に努めます。

#### ②健康教育・健康相談・保健指導の充実

- ・一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病予防のための健康管理ができるよう、各種健康教室、健康相談、保健指導体制の充実を図ります。
- ・一人ひとりの健康意識を高めるために、各種メディアや機会を活用して、健康づくりに関する情報提供を充実し意識啓発を推進します。
- ・より多くの人が健康づくりに取り組めるよう、健康づくり団体などの地域単位での取り組みを支援します。

#### ③母子保健事業の推進

- ・次代を担う子どもたちの心身の健全な発達を促すために、妊婦健診、乳幼児健診及び健康相談、訪問指導に努めます。
- ・乳幼児健診や相談事業から療育が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育につなげます。

施策の取組指標	現状（平成18年実績）	目標（平成24年実績）
乳がん検診の受診率	16.4%	18.0%

### (2) こころの健康づくり

#### ①こころの健康づくりの啓発

- ・市民一人ひとりが友達や家族・地域の人と良い関係を保ち、自分のための時間

を持つとともに、自分なりのストレス解消法を見つけていけるように啓発を進めます。

- ・こころを知る教室など健康教室への参加を通じて、交流や仲間づくりを進めます。

#### ②相談の充実

- ・地域のつながりやサークル活動の活性化などを通じて相談できる場づくりを進めるとともに、電話相談、こころの健康相談を実施します。

### (3) 健康づくり運動の推進

#### ①健康づくり活動の支援

- ・市民が、気楽に、継続的に健康づくりに関する事業に参加できるようにするため、健康づくり推進員やヘルスボランティアが中心となって、地域の健康づくりに関する自主的な活動を促進します。
- ・健康づくり活動を活発にするため、地域のおすすめウォーキングコースやまち歩きコースなどを利用したウォーキングや、健康体操などの日常的な活動を推進するとともに、健康づくりグループや市民同士の交流の場づくりに努めます。

#### ②ヘルスボランティアの育成と活動支援

- ・自主的な活動の活性化や健康づくり団体同士の交流を支援するとともに、継続的なヘルスボランティアの育成と活動支援を推進します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
ヘルスボランティアの人数	1,113人	1,160人
地域特性を活かした新たなウォーキングコースの設定	25コース	60コース

## 第2項 地域医療体制の充実

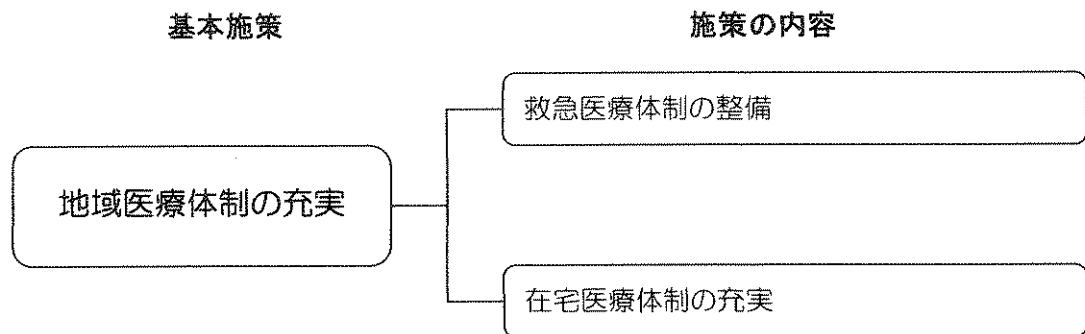
### 【現状と課題】

- 市民が健康に安心して暮らしていくうえで、地域医療は重要な役割を果たしています。本市には、高度医療を提供する大学病院をはじめとして、一般病院や一般診療所など多数の医療機関があり、人口当たりの医師数、病床数も比較的高い水準にあります。しかし、山間部においては身近な医療機関が不足している地区もあり、こうした地区において安心して診療が受けられる医療体制が求められています。
- 本市の救急医療は、軽症の患者を対象とする初期救急と重症患者を対象とする二次救急の混在や勤務医の減少に伴う医師不足等により、二次救急医療機関の機能低下を招き、消防救急隊による搬送に支障を来たす事態が生じています。
- 医師会、関係医療機関、三重県等で構成する津・久居地域救急医療対策協議会を中心に、三重大学等と連携しながら救急医療体制の整備について協議・検討する必要があります。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
地域医療体制の充実に関する満足度	31.0%	35.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 救急医療体制の整備

## ①初期救急医療体制の整備

- ・成人を対象とした夜間応急診療所を、平成 24 年度を目指し、恒久施設として整備するとともに、医師会との連携により 365 日、準夜帯の診療を実施します。

## ②二次救急医療体制の充実

- ・二次救急医療体制については、医療圏の広域化を視野に入れた「三重県保健医療計画」との整合を図りながら、現在編成されている輪番制の枠組みを増やすなど体制の充実を図ります。

## ③三次救急医療体制の充実

- ・二次救急医療を補完し、脳疾患・心疾患などの高度・専門的な医療を提供する三次救急医療については、国立大学法人三重大学医学部附属病院がその機能を担っていますが、同病院の再編整備が進められる中、三重県との連携を図り、365 日 24 時間体制での救命救急センターの設置を促します。

施策の取り組み	現状（平成 19 年度）	目標（平成 24 年度）
初期救急医療施設の整備	3 か所 (暫定施設 1 か所を含む)	3 か所 (恒久施設)

## (2) 在宅医療体制の充実

- ・日常の健康管理による疾病予防や病気の早期発見・早期治療を行うために、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等の必要性を啓発し、その定着を図っていきます。
- ・大学病院等の高次医療機関と身近な医院・診療所等との役割分担と連携による「病・診連携」を進めます。

- ・ 日常的な通院に支障がある市民に対しては、保健・医療・福祉機関の連携を深めながら、往診や訪問看護をはじめとする在宅医療体制の充実を図ります。

## 2-3 地域福祉社会の形成

### 第1項 地域福祉の充実

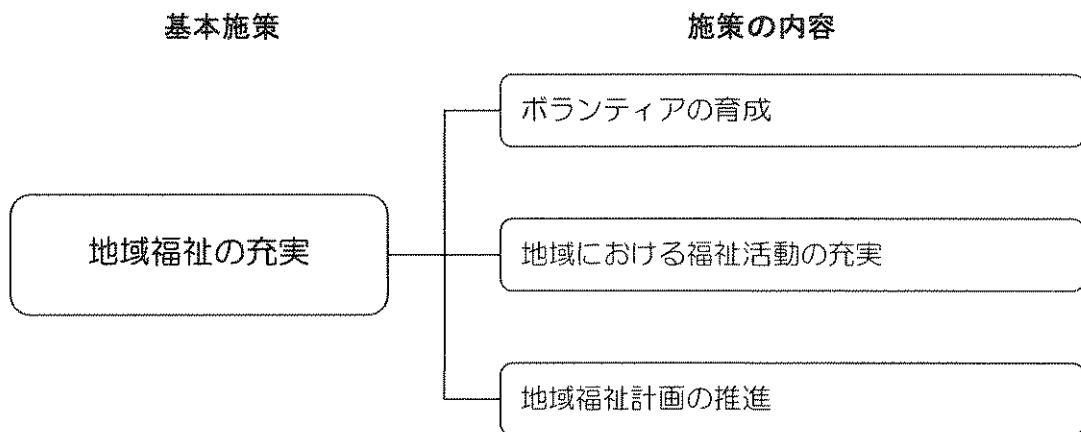
#### 【現状と課題】

- 高齢者や障がい者など、すべての市民が住み慣れた地域で、人としての尊厳を持ち、自立した生活が送れる地域社会の実現が求められており、そのためには市民一人一人の地域福祉意識を高めていく必要があります。
- 地域住民自らが支え合って身近な福祉問題の解決に取り組み、互いに助け合う住み良い地域づくりの推進に努め、在宅生活を支える多様な福祉サービスを利用することができる地域社会の実現を目指す必要があります。
- ボランティアやNPOなどの市民活動を広げていくため、市民と行政が互いに協働し合って、その役割分担を明確にした福祉活動を推進していくことが求められています。

#### 【現状と目標値】

基本施策の取組目標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
地域福祉の充実に関する満足度	17.7%	24.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) ボランティアの育成

- ・市民が互いに支え合う地域社会を目指して、ボランティア活動への市民の自主的な参加を促進するため、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、広報誌などによる啓発活動、体験学習や研修機会の充実を図ります。
- ・児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めていくため、福祉協力校への参加から福祉に関する学習・ボランティア活動など社会体験の場を提供し、ボランティア意識の高揚を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
福祉協力校の登録率	84.4%	90.9%

## (2) 地域における福祉活動の充実

## ①市民活動の支援

- ・ボランティア、NPO団体などの市民活動を積極的に支援するとともに、各種団体間の連携を強化して、支援を要する人たちを地域で助け合う地域福祉活動を進めます。
- ・公共施設の有効活用を図り、地域における福祉活動拠点の充実を進めます。

## ②社会福祉協議会の支援

- ・市民のニーズに応えられる地域福祉事業・福祉サービス事業の供給体制の充実を図るため、地域における福祉活動の中心的な役割を担う津市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会を支援します。
- ・ふれあいいきいきサロン事業などを通じて、更なる地域福祉の交流の場づくり

を支援します。

- ・地域福祉事業、福祉サービス事業の相互連携を図り、高齢者、障がい者等が利用しやすい総合的な相談体制の充実を支援します。

③民生委員・児童委員活動の推進

- ・地域における身近な福祉の相談窓口として、市民の立場に立った相談や援助と関係機関との連携などの活動を担う民生委員・児童委員の活動を支援します。

(3) 地域福祉計画の推進

- ・地域における福祉サービスの適切な利用促進、社会福祉事業の健全な推進、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため、「津市地域福祉計画（仮称）」の策定のもと、地域における福祉活動の総合的、効果的な実施を推進します。

## 第2項 高齢者福祉の充実

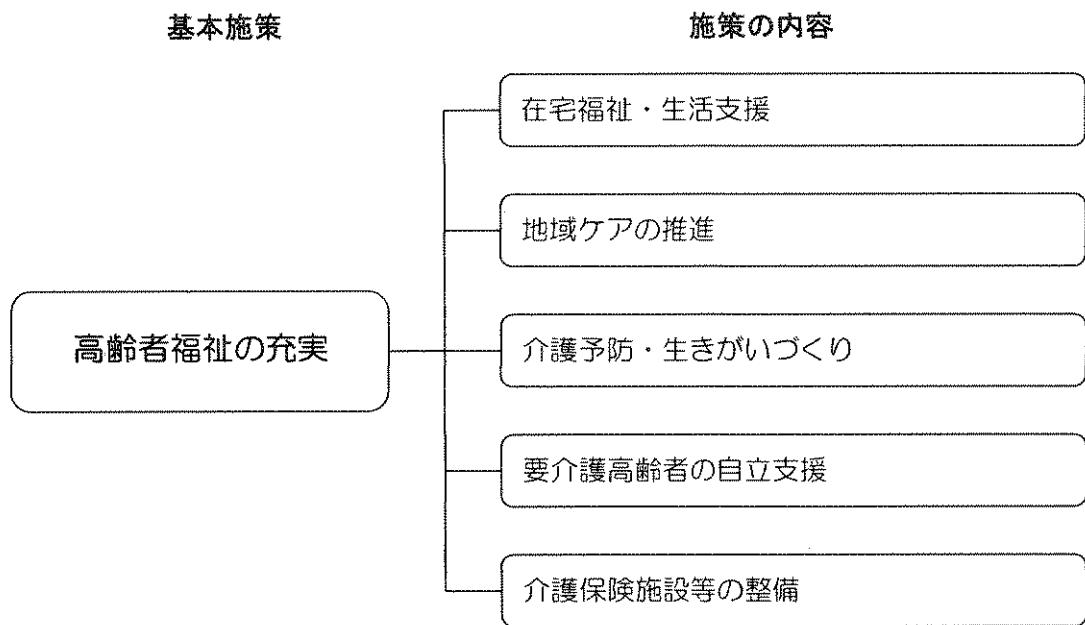
### 【現状と課題】

- 急速な高齢社会を迎え、高齢者が住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らせる環境づくりが緊急な課題となっています。
- 本市の高齢化率は 22.0%（平成 17 年、国勢調査）と県平均（21.5%）を若干上回っています。中でも、美杉地域は約 44.2%、また、芸濃地域、美里地域、白山地域は約 30%近くまで上昇するなど高い比率となっています。
- 今後、介護を必要とする高齢者の増加が予想されることから、要介護状態とならないための取組が重要であり、効果的な介護予防事業の推進が必要となっています。
- 高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が年々増加しており、自立した生活を送ることに不安のある高齢者に対する生活支援サービスの提供や、地域での安否確認、見守りなどが必要となっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏域における地域密着型サービスの基盤整備や生きがいづくり、社会参加への支援が必要となっています。
- 高齢者の虐待防止や認知症高齢者の権利擁護など、高齢者の尊厳保持への対応も重要な課題となっています。

### 【現状と目標値】

基本指針の取組目標	現状(平成 17 年度)	目標(平成 24 年度)
高齢者福祉に対する満足度	23.7%	33.3%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 在宅福祉・生活支援

## ①在宅支援サービス

- ・住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるようにするために、介護保険制度との整合を図りながら、高齢者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。

## ②家族支援サービス

- ・65歳以上を対象とした紙おむつ等給付事業や、介護保険サービスを利用してない重度要介護高齢者の家族を対象とした家族介護慰労金支給事業、家族介護教室など、家族の負担を軽減して高齢者の在宅生活の継続を支援します。

## (2) 地域ケアの推進

## ①包括的なケア体制の構築

- ・高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、介護、医療、保健などのサービスや地域のさまざまな支援を継続かつ包括的に提供できる地域福祉・地域ケアのネットワークを構築します。
- ・地域での相談窓口として機能する在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターへの移行を進め、地域における支援体制の強化を図ります。

**②高齢者の権利擁護の推進**

- ・高齢者に対する虐待の防止については、関係機関等によるネットワーク体制のもと、早期発見に努めるとともに、高齢者の権利擁護に関する啓発を推進します。
- ・今後増加が予想される成年後見制度に対する相談体制の充実を図ります。

**(3) 介護予防・生きがいづくり****①生涯を通じた健康づくりの推進**

- ・各地域の特性を活かした健康づくり活動の取組みを支援していきます。特に、活動の主体となる老人クラブを活性化するために、連合会の統合を促進します。
- ・介護予防教室などの開催を通じて、地域において高齢者が身近な仲間と健康づくりに取り組めるように支援します。
- ・健康づくりと介護予防の知識（介護予防のポイントや危険なサイン、相談場所の紹介等）の普及啓発を行い、健康意識の高揚を図ります。
- ・健康で働く意欲と能力がある高齢者が、経験と意欲を生かし、働くことができるようシルバー人材センターの活動を支援します。

**②特定高齢者事業の推進**

- ・関係機関・関係者が連携し、要介護者となる恐れの高い特定高齢者を早期に把握する体制を確立します。
- ・特定高齢者を対象に、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした介護予防事業を実施します。
- ・閉じこもり、認知症、うつの恐れのある特定高齢者を訪問し、必要な相談・指導を行います。

施策の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
老人クラブ会員数	27,008人	32,000人

**(4) 要介護高齢者の自立支援****①要介護高齢者の重度化予防**

- ・要介護状態となったとしても、介護保険制度を活用することにより、重度化することなく自立し安心した生活が続けられる状態を目指します。

**②介護保険制度の適正運用**

- ・給付の適正化に取り組み、介護保険財政の健全な運営に努めます。
- ・要介護認定における訪問調査員の資質向上に向け、充分な研修・指導を行うとともに、認定審査会委員については、審査・判定の平準化が図られるよう、意

見交換の場の設定や研修を行います。

#### (5) 介護保険施設等の整備

- ・介護保険事業計画との整合のもとで、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する地域密着型サービスの充実を図ります。
- ・施設介護サービスについては、各地域における利用状況やニーズを見ながら、さらに平成24年3月末の介護療養型医療施設の廃止に向け、療養病床の介護老人保健施設等への転換計画を位置づけ策定される「みえ地域ケア体制整備構想」との整合を図りながら整備を進めます。

施策の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業所数	1か所	7か所

## 第3項 障がい者（児） 福祉の充実

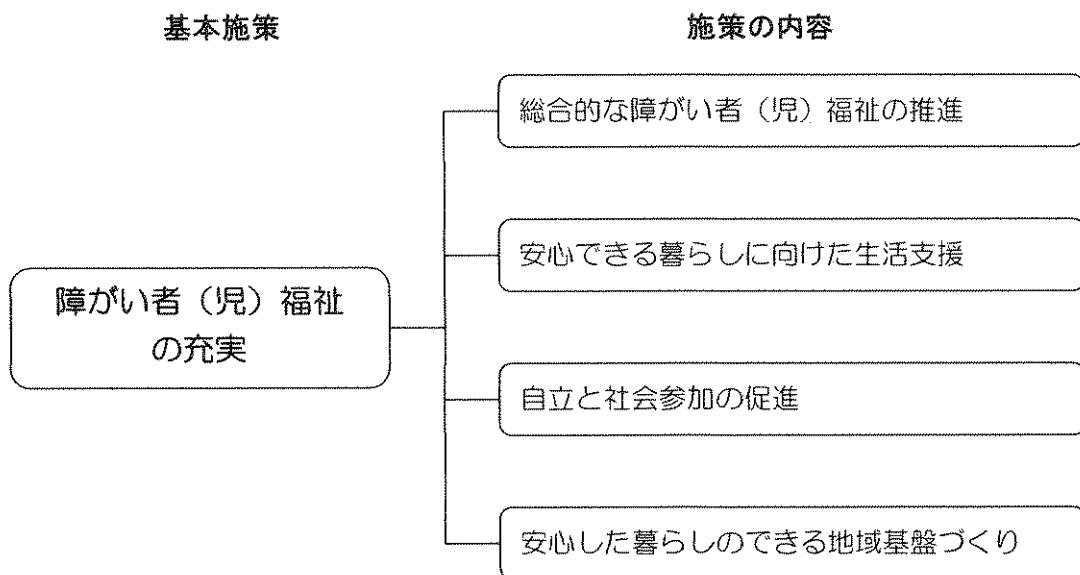
### 【現状と課題】

- 本市の身体障害者手帳保持者は平成19年3月末時点で11,112人、療育手帳保持者数は1,440人、精神障害者保健福祉手帳保持者は1,001人であり、概ね人口の4%にあたります。高齢化や社会環境の変化により、近年いずれも増加傾向にあり、障がい者福祉の需要は高まっています。
- 障害者自立支援法の施行により、利用者の応益負担の導入、障がい福祉サービスの抜本的な再編、就労支援の強化、新たな支給決定の仕組みの導入がなされ、加えて平成21年度の同法の見直し議論など、障がい者（児）を取り巻く環境は激変の途にあります。このように障がい福祉施策の動向は極めて見通しが立ちにくい状況にありますが、障がい者（児）が地域で安心して暮らせるよう、入所（院）施設から地域生活への移行はもとより、一人ひとりのニーズに対応した相談体制の充実や障がい福祉サービスの提供が求められています。
- 障がい者雇用については、法定雇用率が定められていますが、民間企業等の雇用は進んでいないのが実情であり、特に知的障がい者や精神障がい者の雇用は厳しい環境にあります。今後は、民間企業への働きかけを強めるとともに、実際の就労に結びつくようなきめ細かい就労相談・指導等のサービスを充実することが必要となっています。

### 【現状と目標値】

現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
施設入所者の地域生活への移行者数	0人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 総合的な障がい者（児）福祉の推進

- ・「津市障がい者計画」にもとづき、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができるよう、市民意識の醸成に努めながら、福祉教育、権利擁護の推進、保健・医療サービスの充実、特別支援教育の推進など関連施策の総合的な取組を促進し、地域が一体となって障がい者（児）を支援する環境づくりに努めます。

### (2) 安心できる暮らしに向けた生活支援

- ・障がいの種類や状況にかかわらず、すべての障がい者（児）が、必要な支援を受けられるよう、一人ひとりのニーズに対応した相談体制の充実を図ります。
- ・障がい者（児）が地域で自立し、豊かな生活を送るために、利用者のニーズに対応した障がい福祉サービスの支給や各種手当、補装具、日常生活用具の給付など生活支援の充実を図ります。
- ・障がい者（児）が地域で暮らしていくための基盤確保を図るため、グループホームやケアホームの整備を支援します。
- ・障がい者（児）の医療費負担を軽減し、安定した生活を送るために、心身障がい者、精神障がい者に対する医療費の助成を行います。

## (3) 自立と社会参加の促進

## ①障がい者雇用の促進

- ・働く意欲のある障がい者がその能力を十分に発揮できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携を図りつつ、企業への働きかけを強化し、雇用就労の推進を図ります。
- ・福祉施設利用者がさまざまな訓練や支援を通じて、就労へのアプローチができるよう、就労支援サービスなどの充実を促進します。

## ②コミュニケーション・社会参加支援

- ・障がい者の社会参加を促進するために、移動支援サービスなどの外出支援や手話通訳者及び要約筆記者によるコミュニケーション支援を行います。

施策の取組状況	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
就労移行、就労継続支援サービス受給者数	29人	320人

## (4) 安心した暮らしのできる地域基盤づくり

- ・施設サービスについては、県及び事業者との連携を密にしながら、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの円滑な移行を促進します。
- ・ボランティア活動の促進や障がい者（児）団体の活動を支援し、障がい者（児）が暮らしやすい地域づくりをめざします。
- ・公共施設をはじめ民間建築物等のバリアフリー化を推進するなど、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

施策の取組状況	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
障害者自立支援法に基づく市内の指定事業所数	152か所	161か所

## 第4項 児童福祉の充実

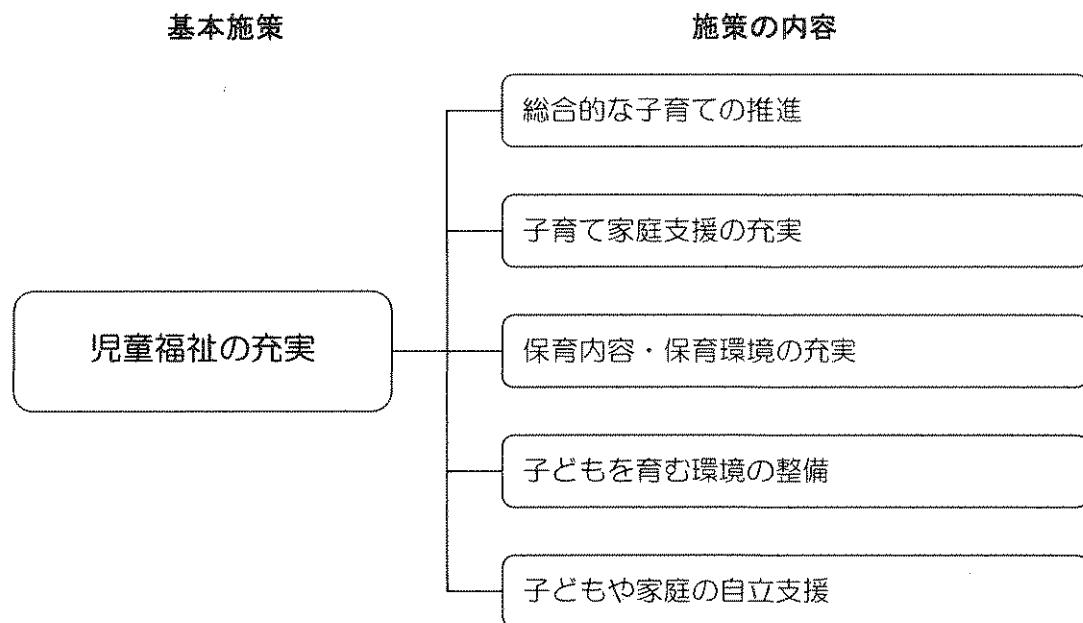
### 【現状と課題】

- 本市でも少子化が進展しており、次世代につながる活力のある地域を形成するためには、安心して子どもを産み、子育てできる環境を整備することが重要になっています。
- 合併を目前とした平成17年に「津地区次世代育成支援行動計画」を策定しており、この計画に基づいた総合的な施策を着実に実施する必要があります。
- 核家族化により家庭だけでは子育てが難しくなっており、地域で子どもを育てる仕組みづくりが重要になっています。そのため、地域の中での子どもの居場所づくりや子育て不安を抱える家庭の支援策の充実が求められています。
- 地域の保育需要に対する保育所の配置や就労形態の変化により多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育所と私立保育所がそれぞれの特色を活かしつつ、保育サービスを効率的・効果的に提供していく必要があります。
- 児童虐待防止や子どもの発達障害への不安に対応するために、児童相談体制を充実することが必要となっています。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
児童福祉の充実についての満足度	19.3%	25.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 総合的な子育ての推進

- ・「津地区次世代育成支援行動計画（計画期間 平成17～21年度）」のもと、母子保健、児童福祉、学校教育など各施策分野において、子育ち、子育て環境の整備や子ども、家庭の自立支援等、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

### (2) 子育て家庭支援の充実

#### ①子どもの一時預かり支援等の充実

- ・ファミリー・サポート・センター事業については、利用促進に向けた積極的な広報活動を行うとともに、会員拡大を図るなど、地域の協力のもとで託児支援の充実を図るとともに、ショートステイ事業、一時保育など、家庭の状況とニーズに応じて適切な支援の充実を図ります。
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業の実施とともに、厚生労働省が行う子育て支援緊急サポートネットワーク事業等との連携を図りながら、病後児の一時預かり事業の利便性の向上を図ります。

#### ②地域での交流の場づくり

- ・子育て支援広場や親子の交流の場を、子育て家庭の日常生活圏単位に設置することをめざすとともに、広場を運営する人材育成やネットワークづくり、場所の確保を進め、円滑な運営ができるよう支援体制の充実を図ります。
- ・仕事と子育てが両立できる社会づくりに向けて、子育て家庭が働きやすい環境

づくりを企業に働きかけるとともに、地域においても支えあう仕組みをつくりを行っていきます。

### (3) 保育内容・保育環境の充実

#### ①施設の再編・充実

- ・保育サービスの充実や効率的な保育所運営を図るため、民営化の検討を進めます。
- ・保育環境の充実を図るため、保育所の改修など施設の計画的な整備に努めます。

#### ②保育内容の充実

- ・勤務形態の多様化や子育て支援に対応する延長保育等の特別保育事業については、地域でのニーズを十分把握し、保育サービスが効果的に提供できる体制を整備します。
- ・特別保育の新たな導入や実施箇所の拡大など、保育サービスの充実を図ります。
- ・子どもの発達に応じた適切な保育が実施できるよう専門研修の実施に努めます。
- ・知識・技術の習得等保育の専門性の向上のための職員研修の充実を図ります。

#### ③地域子育て支援センター

- ・地域子育て支援センターが地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすために、今後も地域の実情に応じて実施箇所や実施内容を見直し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- ・児童虐待等の養育上特別な問題を抱える家庭への支援の充実を図ります。

#### ④幼稚園と保育所の一体化

- ・幼稚園・保育所の相互の保育の充実を目的に合同保育の実施など、就学前の子どもに対する教育・保育を一体的に推進します。

特別保育の実施箇所数（延べ数）	51か所	60か所
特別保育の実施箇所数（延べ数）	51か所	60か所

### (4) 子どもを育む環境の整備

#### ①地域活動の促進

- ・子ども自身が体験を通じて人として成長する機会の提供や、安全で安心できる居場所づくりを行うために、放課後児童クラブ、地域の児童体験活動、スポーツ活動などの活動を促進するとともに、児童館の機能・活動の充実を図ります。

**②子育て支援システムの整備**

- ・合併後広域となった域内の地域間格差を解消し、どの地域においても、同様の子育て支援サービスが選択・利用できるよう情報通信技術を利活用した子育て支援システムの構築を行います。

**③経済的支援**

- ・子どもを生み、育てる過程において、経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給や、乳幼児、妊産婦に対する医療費の助成を行うとともに、子どもを希望しながらも不妊で悩まれている夫婦に対する治療費の助成を行います。

施策の取組概要	現状（平成 19 年度）	目標（平成 24 年度）
子育て支援モデル登録団体・個人数	—	3,000 件

**(5) 子どもや家庭の自立支援****①療育体制の充実**

- ・障がい児の増加に対応し、子どもの発達に応じた適切な保育が実施できるよう専門研修の実施に努めます。
- ・療育センターは、様々な障がいのある子どもへの対応が可能な組織に発展させるとともに、一人の子どもにかかる時間を増やすことができるように体制の強化を図ります。また、理学療法士などの専門家による機能回復訓練の機会を拡充します。

**②発達支援体制の整備**

- ・発達相談については、特別支援教育との連携を図り、乳幼児から保育所・幼稚園・小学校等へと途切れのない支援体制を整備するとともに、関係機関と連携した地域での支援体制を構築し、家庭の不安の解消に努めます。
- ・家庭児童相談と教育相談、発達相談等との連携を図って、適切な相談体制を整備します。

**③児童相談体制の強化**

- ・児童虐待の防止等については、児童相談所等との緊密な連携のもと、早期発見、迅速な対応、継続的な家庭への支援などを図ります。
- ・児童虐待等が起きない地域社会を構築していくために、津市児童虐待防止等ネットワーク会議での情報交換、連携により支援策を講じるとともに、地域での要支援家庭に対する具体的な見守り、サポートの体制について検討します。
- ・児童虐待を防止するために、職員の資質向上や関係機関との連携強化などの体制強化を図ります。

## 第5項 母子・父子福祉の充実

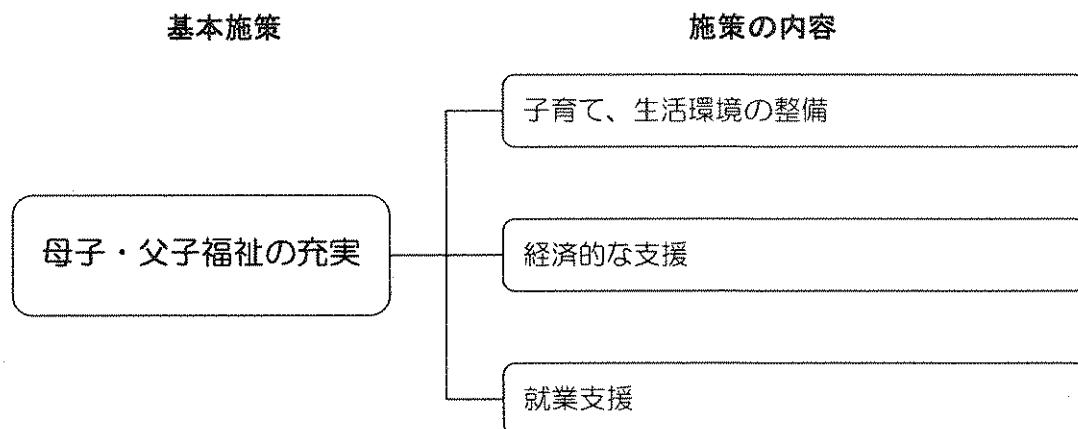
### 【現状と課題】

- 本市の母子世帯数は1,485世帯、父子世帯数は245世帯（平成17年）と10年前に比べると6割近く増加しており、母子・父子福祉施策の必要性が高まっています。
- 全国母子世帯等調査（平成15年）によると、働いている母子家庭の母は83%で、このうち「臨時・パート」が49%となっています。一方、父子家庭の父は91.2%が働いており、このうち75.9%が「常勤雇用者」となっています。また、抱える悩みは、母子世帯では「家計」が、父子世帯では「家事」が最も多く、それぞれの世帯が抱える問題が異なっており、実情に則した支援が求められています。
- 一人親家庭の親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っており、多様な働き方を支える延長保育や休日保育などの子育て支援とともに、手当や貸付制度などによる自立に向けた経済的支援、生活全般にかかる相談機能の充実などが必要となってきています。
- 行政機関に出向く機会が少ないなどの理由により、各種施策やサービスを知らずに利用していない一人親家庭も見られ、一人親家庭への情報提供の方法を工夫する必要があります。
- 経済的自立が困難な未就業あるいは就業経験の少ない母子家庭等の就業を積極的に支援し、生活基盤の安定を図っていく必要があります。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
母子寡婦、父子福祉の充実に関する満足度	13.3%	15.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 子育て・生活環境の整備

## ①各種支援策の充実と情報提供による有効な活用

- ・一人親家庭の、働きやすい環境や子育てのしやすい環境を整えるため、多様な各種支援サービスを提供することにより、個々の家庭の実情に合ったサービスが選択できる環境を整備します。
- ・一人親家庭への各種支援策を掲載した「一人親家庭のしおり」の配布やインターネットでの情報提供など支援策の周知に取り組み、施策の有効活用を促進します。

## ②相談体制の充実

- ・自立に向けた総合的な支援を行うために、生活や養育に関する悩み等について、行政機関と地域の母子福祉団体や母子保健推進員、N P O 等の関係機関が連携して相談体制を充実し、一人親家庭の生活の安定と向上に努めます。

施策の取組状況	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
延長保育実施保育所数	29 か所	32 か所
休日保育実施保育所数	1 か所	2 か所

## (2) 経済的な支援

- ・児童扶養手当や児童手当等の各種手当の支給、一人親家庭の福祉医療費助成、小・中学校就学のための援助、母子寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付制度など支援策を活用して、それぞれの状況に応じた経済的支援を進めます。

(3) 就業支援

- ・就業経験が十分でない母子家庭の母親に対し、就職に有利な技能や資格の修得のための給付金の支給を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携した就業相談等の支援を行います。
- ・家庭の状況に応じた就業支援や情報提供を行い、生活基盤の安定を計っていきます。

実施済み実績件数	現状（平成18年3月）	目標（令和元年3月）
母子自立支援プログラム策定件数	一	30 件

## 第6項 国民健康保険

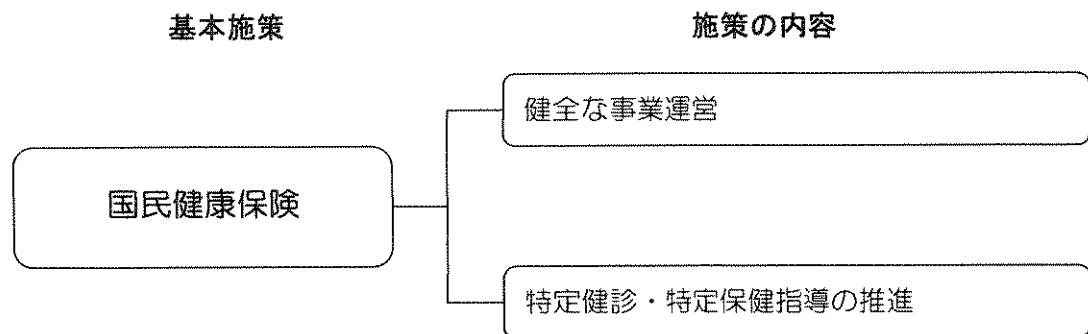
### 【現状と課題】

- 国民健康保険事業は、市民の健康と生活を支える社会保障制度として重要な役割を担っています。
- 本市の被保険者一人当たりの医療費は、県平均を少し上回る水準にあります。高度医療機関が立地する本市は、被保険者にとっての利便性の高さや高度先進医療の提供により今後も医療費の上昇が予想され、健全な事業運営に影響を与えることが危惧されています。
- 安定した国民健康保険制度を維持するためには、収納率の向上と医療費の抑制が必要となります。本市の収納率は、年々低下傾向にあり、収納率の上昇が重要な課題となっています。
- 特定健康診査やがん検診への市民ニーズは高く、また、疾病の予防や早期発見による、医療費の抑制効果も認められるため、費用の一部を負担していますが、受診者数の増加に伴う経費増大が懸念されます。
- 広報誌の発行や健康まつりの開催などを通じて、国民健康保険制度や健康意識に関する啓発を図っています。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
国民健康保険医療費総額	39,478百万円	46,110百万円

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 健全な事業運営

## ①保険料の賦課と徴収

- ・広報紙やCATV等による国民健康保険制度の啓発活動により国民健康保険事業への認識を深めるとともに、所得の正確な把握による保険料の適正賦課並びに口座振替制度の勧奨等による徴収の向上に努めます。

## ②医療費の適正化

- ・医療費が年々増加する中、被保険者資格の更正及びレセプトの内容点検等を行い、医療費の適正化に努めます。

## ③財政基盤の強化

- ・財政基盤の強化を図るため、補助金の増額や財政制度の改善など、国等の関係機関への要請を引き続き行います。

## (2) 特定健診・特定保健指導の推進

- ・特定健診・特定保健指導が義務化されることにより、疾病の予防及び早期発見に努め、医療費の抑制につなげていきます。
- ・国保だよりの発行や健康まつりの開催などにより啓発を行い、健康管理意識の高揚を図ります。

施策の取組目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
メタボリックシンドローム該当者、予備軍の減少率	—	平成20年度数値に対して、△10%

## 第7項 低所得者福祉の充実

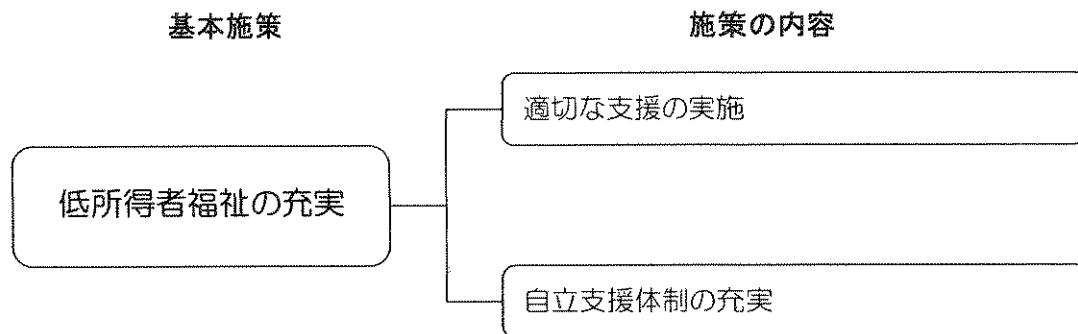
### 【現状と課題】

- 少子高齢化の進展、若年層を取り巻く社会情勢の変化などにより、多様なニーズを抱える世帯が増加し、本市でも生活保護の相談件数、被保護者世帯数ともに増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。
- 生活保護制度は、憲法第25条に規定する生存権の保障であり、セーフティーネットとして最低限度の生活保障と被保護者世帯の自立助長を併せ持っており、あらゆる観点から援助をする必要があります。
- 生活保護制度以外の施策も活用し、個人に見合った適切で効果的な相談及び自立援助を行う必要があります。

### 【現状と目標値】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
自立支援プログラムによる支援件数	3件	20件

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 適切な支援の実施

- ・生活保護制度の適正な運用を図るとともに、生活保護以外の制度や施策を適切に活用しつつ、効果的な相談を実施します。
- ・生活保護受給世帯に対しては、家庭訪問により生活実態を把握しながら、民生委員をはじめとして、医療・介護など関係機関との連携により、それぞれの生活実態に応じた支援に努めます。

### (2) 自立支援体制の充実

- ・経済的な自立のみならず、社会的自立を支援するため、稼動年齢層への就労支援プログラム等の活用を通じて、組織的に自立を促進します。

### 3 豊かな文化と心を育むまちづくり

#### 3-1 生きる力を育む教育の推進

##### 第1項 幼児教育

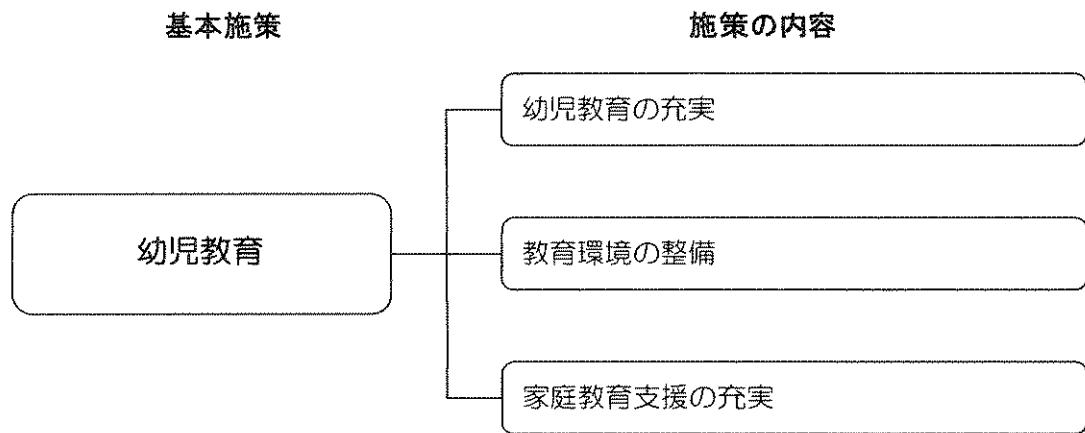
###### 【現状と課題】

- 現在、市内の公立幼稚園では、園児、家庭、地域の実態を把握し、幼児一人ひとりの発達に応じた指導を行い、生きる力の基礎を育成しています。
- 集団生活の中で友達とつながり、考える力や豊かな感性を育むとともに、身近な問題をみんなで解決していくこうとする態度や行動へとつながる人権教育を推進しています。
- 幼稚園と保育所が連携し、就学前教育の充実のための取組を行っています。
- 幼児教育と学校教育との滑らかな接続を図るため、幼稚園と小学校の人事交流を行ったり、各幼稚園・小学校に連携担当者を配置したりしています。また、幼児と児童の交流も実施しています。
- 特別な支援の必要な幼児が在籍する幼稚園では、関係機関と連携し適切な教育に努めています。また、介助員の配置など人的支援にも取り組んでいます。
- 安全な教育環境の確保に向け、計画的な園施設の耐震化整備に取り組んでいます。
- 幼稚園には、地域において、園児数の減少や運営内容に違いがあることから、幼稚園運営のあり方及び適正配置をどう考えるか、課題となっています。
- 家庭の教育力の向上をめざし、地域・家庭との連携を図りながら家庭教育を支援するための取組を行っています。
- 幼稚園外での子育て支援策として、家庭教育支援講座、子育て相談等を実施していますが、子育て支援コーディネートリーダーの育成や専任相談員の設置が課題となっています。

###### 【現状と目標】

基本施策の実行指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
子育て支援コーディネートリーダーの活用	28回	40回

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 幼児教育の充実

#### ①質の高い幼児教育の実践

- ・子ども達が学習の基礎を培い、心豊かに成長できるよう、遊びを中心とした総合的な学びを通して、自然や環境、人とのかかわりを十分もつ系統的な教育を進めます。
- ・幼保一体化施設等による合同保育や保幼小連携による積極的な交流活動などに取り組み、地域や子ども達の実態に合わせて特色ある教育を進めます。
- ・幼稚園運営・教育内容に関する様々な研修会を実施するとともに、幼稚園教諭の資質と専門性の向上を図ります。

#### ②人権教育の推進

- ・新たに策定する人権教育基本方針に沿って、集団生活の中で仲間の大切さを学び合い、考える力や豊かな感性を育む人権教育を一層推進します。
- ・自尊感情やコミュニケーション能力を高めるため、人権に関する絵本の読み聞かせや人形劇鑑賞会等を実施するとともに、保護者や地域の方々とともに人権について考える小集会等を開き、人権感覚あふれる園づくりを進めます。

#### ③家庭・地域・保育所・小学校との連携

- ・子ども達を取り巻く教育環境の向上をめざし、家庭・地域と連携し、保育内容の充実に努めます。
- ・家庭と連携しながら、健康教育を推進するとともに、地域の教育力を生かし、道徳性の芽生えを育む取組を進めます。
- ・保幼小中の育ちの連続性を見通し、小学校への就学が円滑に行えるよう保育所・幼稚園・小学校間における子どもたちの交流活動及び保育者・教員間の相互研修を実施し、連携に向けた取組を積極的に進めます。

**④特別支援教育の推進**

- 支援が必要な園児に対しては、関係機関との連携を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、効果的な人的配置を行い適切な教育や支援に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
人権に関する小集会の実施園率	60.0%	100.0%

**(2) 教育環境の整備****①安全で快適な園環境の整備**

- 子ども達が成長する場所である幼稚園の安全性を高め、快適に園生活が送れるよう、園施設の耐震化等、安全対策を進めます。

**②幼児教育のあり方の検討**

- 時代の変化や、保護者や地域のニーズに応じた、幼児教育に係る環境整備を行います。
- 幼稚園・小中学校在り方検討委員会での検討結果をもとに、幼稚園の適正配置及び幼保一体化施設等における幼保合同保育の実施に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
幼保合同保育の実施園数	1園	3園

**(3) 家庭教育支援の充実**

- 子育てに悩む保護者の不安や課題、支援ニーズ等を把握し、関係機関と連携して家庭教育支援講座を開催し、保護者支援及び家庭の教育力の向上をめざします。
- 各園で実施する未就園児の会等の拡大を図り、地域に応じた家庭への支援サービスの充実に努めます。
- 幼稚園就園奨励費補助金等により、保護者負担の軽減を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
未就園児の会の設置率	65.9%	90.2%
家庭教育支援講座の開催講座数	100講座	110講座

## 第2項 学校教育

### 【現状と課題】

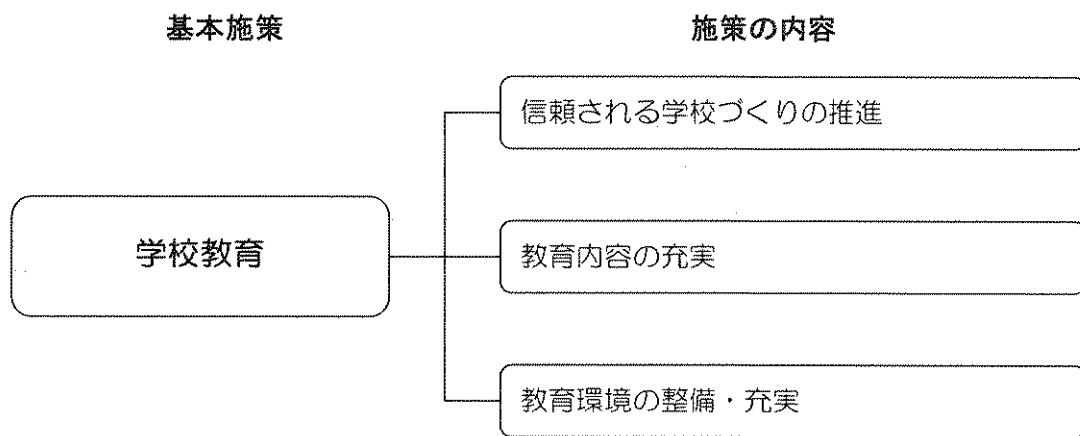
- 市内の公立小・中学校において、学校経営品質の考え方を生かして、学校自己評価を行うとともに、学校評議員や地域組織の活用等による外部評価を実施し、その結果を公表しながら、学校運営の改善に努めています。
- 保護者や地域住民がゲストティーチャーとして教育活動に関わったり、児童生徒が地域を舞台にボランティア活動や職場体験学習を行ったりするなど、地域の特性を生かした特色ある教育活動を行っています。
- 児童生徒数の増減に応じた教育内容を充実させるため、地域住民や保護者、児童生徒の意向を把握しつつ、小中学校の適正配置について検討することが求められています。
- 子どもたちの確かな学力向上をめざし、県教育委員会、地域の教育機関、大学等高等教育機関との連携を図りながら、教職員の資質向上に向けた取組を行っています。
- 人権意識や自尊感情等を育成するため、差別の現実や児童生徒の生活課題から出発する人権学習や仲間づくりを行っています。また、教職員の意識の共有化や、学校間または保・幼・小・中の連携をめざした具体的な取組を進めています。
- いじめや非行などを未然に防止するとともに、発生時には速やかな対応を図っています。また、不登校の児童・生徒には自立支援教室を活用し対応を図っています。
- 学校等における相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進めています。
- 市内全中学校及び必要度の高い小学校にスクールカウンセラーやスマイルハートサポーター（相談員）等を配置していますが、各校の実態を踏まえた配置校数の拡大が課題となっています。
- 教育支援センター、ほほえみ教室、ふれあい教室で、不登校児童生徒への相談やサポートを行っています。
- 特別支援教育について、児童生徒一人一人の教育的なニーズに応じ、校内での支援体制の充実を図っていますが、保護者の意向把握、障がいの多様化への対応、関係機関との連携などが課題となっています。
- 外国人の児童生徒については、外国人児童生徒通訳等巡回担当員を配置し、支援等を行っていますが、各校への訪問回数や担当員の充実が求められています。
- 登下校時及び校内での児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難場所となる学校施設の耐震化を進めています。
- 学校給食については、給食の実施の有無や実施方法、回数など地域差があり、課題となっています。
- 通学区域については、通学区域審議会を設置し、通学区域の弾力的な運用等につ

いて全市的な検討を行っています。

### 【現状と目標】

現状(過去の実績)	現状(平成21年度)	目標(平成24年度)
学校教育の総合的推進に関する満足度	21.7%	25.0%

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 信頼される学校づくりの推進

- ・「津市教育振興ビジョン（仮称）」の基本理念のもと、学校、家庭、地域が連携し、地域の実情や子どもたちの実態に即した学校教育の充実を図ります。

##### ①新しい時代にふさわしい学校づくりの推進

- ・小学校と幼稚園・保育所や、小学校間の連携を図るとともに、小中一貫教育や連携教育、中高一貫教育など、新たな教育の形態についても研究を進めます。またコミュニティ・スクールなど保護者や地域住民が学校運営に参画できる仕組みづくりを進めていきます。

##### ②地域に開かれた学校づくり

- ・保護者や地域住民との連携を密にし、ゲストティーチャーとして招いたり、地域を舞台とした体験学習やボランティア活動を実施したりするなど、より一層地域に開かれた学校づくりを進めます。また、各学校・園に学校評価委員会等を設置し、信頼される学校・園づくりに努めます。

##### ③小中学校の適正配置

- ・児童生徒数の増減に伴う小中学校の適正化については、幼稚園・小中学校在り方検討委員会での検討結果をもとに、望ましい教育のあり方を考え合わせ、小

中学校の適正配置に取り組みます。

指標の実現度	現状（平成18年度）	目標（平成22年度）
学校評価委員会等の設置校の割合	48.1%	100.0%

## (2) 教育内容の充実

### ①確かな学力の向上をめざす教育の推進

- ・「学校教育推進計画」を策定し、それに沿って学校における教育力の向上を推進します。
- ・全国学力・学習状況調査等の結果により、津市の児童生徒の学力向上と学習課題を把握し、教育委員会の施策のあり方を検討します。
- ・わかる授業をめざした指導方法の工夫・改善、指導主事の派遣及び校内研修の支援を行うとともに、研究授業等の積極的な公開、交流を支援し、教職員の指導力の向上と意識の高揚を図ります。
- ・体系化された教職員研修を実施し、教職員の資質向上、指導力向上を図ります。
- ・環境問題に対する意識や情報化に伴う情報機器の必要性の高まりに応じた体験学習や英語を通じた国際社会におけるコミュニケーション能力の向上など、社会の変化に主体的に対応する教育を推進します。

### ②豊かな心・健やかな身体を育む教育の充実

- ・学力の向上と併せ、豊かな感性や道徳性を育むため、読書や体験学習を通じた情操教育の推進、家庭・地域との連携による子どもを取り巻く教育力の向上を図ります。
- ・子ども一人一人を大切にした教育を進めるとともに、家庭・地域との連携により、いじめや非行等の問題行動の解消に取り組みます。
- ・健やかな心身の成長を促すため、子ども達の発達段階に応じた継続的な健康教育を推進します。
- ・望ましい食習慣を身に付け、自らの健康管理ができるよう、栄養教諭等による食教育の充実を図ります。

### ③人権教育の推進

- ・新たに策定する人権教育基本方針に沿って、発達段階や生活課題に即した人権学習を進め、児童生徒が差別や人権侵害を許さず、人権が守られることの大切さを理解し、その学びが様々な場面で具体的な態度や行動に表れるような教育に取り組みます。
- ・教職員研修及び校内研修などで指導・支援を行うとともに、地域をはじめ他の教育関係団体と連携を図りながら人権教育を推進します。

**④特別支援教育の充実**

- ・教育的支援を必要とする児童生徒の理解のあり方を検討する校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心として、適切な指導と必要な支援を進めます。また、個別の支援計画・指導計画を作成し、関係機関とも連携し、特別支援教育の充実に努めます。

**⑤外国人児童生徒教育の充実**

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校に巡回担当員を派遣し支援とともに、定期的に小中学校の担当者会議を開催し、各校の外国人児童生徒の受け入れ体制の充実を図ります。
- ・日本語教室、初期適応指導教室、進路指導ガイダンスを開催し、就学支援を行います。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
年間教職員研修会の実施回数	49回	54回

**(3) 教育環境の整備・充実****①安全な学校環境の整備**

- ・児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、校舎等学校施設の耐震化工事を行います。また、大規模な改修等についても整備を行います。
- ・児童生徒が安全に通学できるよう、保護者や地域の協力を得て上下校時の見守りや交通安全指導を推進します。また、関係部局と連携し、通学路の整備に努めます。

**②学校給食の充実**

- ・食の安全性を確保し、衛生管理の徹底を図りながら安全安心な学校給食の提供に努めます。
- ・中学校給食の未実施校では、給食の早期実施に向け、学校給食センターの整備を図るとともに、老朽化した給食施設についてはセンター化も視野に入れた整備を検討していきます。

**③通学区域の弾力化**

- ・通学区域審議会を設置し、地域の現状を踏まえ課題を解決できるような全市的な通学区域の弾力化に向けた見直しを行います。

**④学校での相談体制の充実**

- ・市内全中学校及び必要度の高い小学校にスクールカウンセラーやスマイルハーツポーター（相談員）の配置を行い、いじめや非行等に対する学校での相談

受け入れ体制を充実します。

⑤教育支援センター機能の充実

- ・不登校児童生徒へのケアを行うほほえみ教室やふれあい教室でのサポート体制を充実させ、教育支援センターの機能の充実を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
学校・通学路安全サポーター登録団体・企業数	43件	53件

## 3-2 高等教育機関との連携・充実

### 第1項 高等学校・高等教育機関

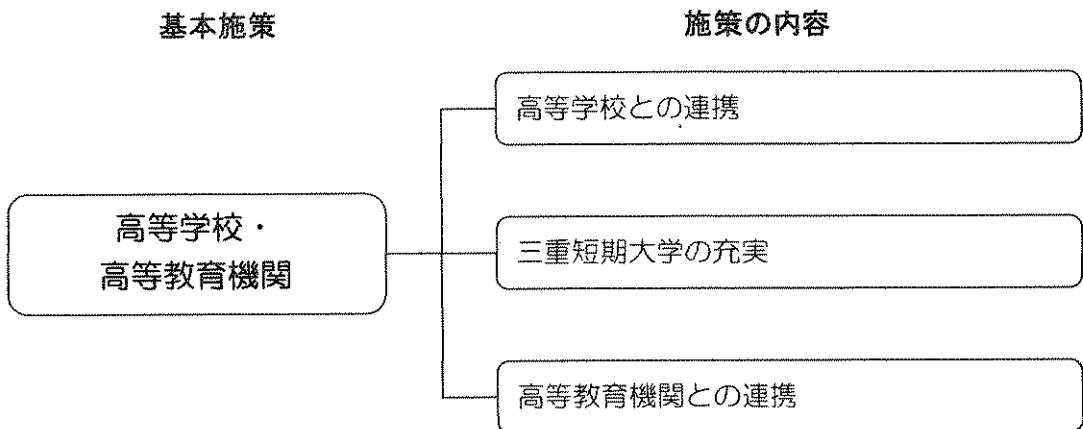
#### 【現状と課題】

- 市内の大学・短大や専修学校、高等学校などでは、津市の未来を担う人材の育成や社会人を含めた市民の学習・研究の場の提供などを行っていますが、今後、より一層の向上が望まれます。
- 市立三重短期大学は、昭和27年の開学以来、市立短期大学として地域社会に貢献しながら市の教育文化の拠点としての役割を果たしてきました。
- 校舎等の耐震補強工事や空調設備設置工事などを行うとともに、平成19年度から法経科第一部が法律、経商コースに、また生活科学科を生活福祉・心理コースと居住環境コースに再編するなど、時代の変化と地域社会の要請に応える優れた教育や特色ある研究の充実を図っています。引き続き教育環境等の改善に取り組むとともに、より質の高い教育の提供ができるよう、教育システムの改善に取り組むことが求められます。
- 市民が自由に聴講できる科目履修生制度や公開講座などを実施しており、附属図書館や体育施設の開放を通じて、広く市民の生涯学習機会を提供するとともに、地域問題総合調査研究室による地域問題解決のための調査や研究、地域の高等学校などの連携、産学官連携を進めています。
- 今後は、これら地域に根差した大学づくりを所管する地域連携センター（仮称）を設置し、地域貢献に係る組織的な取り組みや、独立行政法人化など大学運営の在り方について検討することが求められます。
- 大学の研究機関等と企業との共同研究が活発になっており、市内においても、産学官連携が積極的に展開されることが期待されます。

#### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
三重短期大学生の就職内定率	96.5%	97.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 高等学校との連携

- ・津市を担う人材を育むため、中学校と高等学校の連携したキャリア教育や体験学習等の取組の充実と中高一貫教育の推進に取り組みます。
- ・地域に開かれた高等学校を目指した特色ある学校の取組を支援します。

### (2) 三重短期大学の充実

#### ①教育環境・教育内容の充実

- ・教育理念に沿って、人権を尊重する人間、論理的で自主的な判断力を持つ職業人の育成、市民の実践的な教養を培える魅力ある大学づくりを推進します。
- ・社会環境に応じ、質の高い教育を実践できるよう、教育内容や教育方法、教育システムの改善に取り組むとともに、学校施設・設備を充実させます。また、必要に応じ、学科・コースの再編やカリキュラムの改編を柔軟に行います。

#### ②地域貢献の推進

- ・健康や暮らしなど、広く市民が生涯学習の場としても利用できるよう、公開講座や地域連携講座などを開講します。
- ・本市を含め地域が直面している諸問題に対し、地域の企業や団体などのニーズに即した共同研究を進めます。
- ・教育研究活動の一層の向上を図るため、地域の小・中学校、高等学校等との連携や地域の大学との学術交流などの連携を進めます。
- ・地域のシンクタンクとして、その機能充実に努めます。
- ・組織的に地域との連携を進めるため、地域連携センター（仮称）を設置します。

**③大学運営の在り方の検討・整備**

- ・教育ニーズに対応した、主体的で特色ある教育を推進する観点から、独立行政法人化などを視野に入れた設置運営形態の在り方について検討を進めます。

施策の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
公開講座参加者数	99名	300名
施設利用者数（体育館、テニスコート）	1,604名	1,700名

**(3) 高等教育機関との連携**

- ・多くの市民が学習意欲を満たせるようにするために、大学及び専修学校の社会人入学制度の充実などを働きかけます。
- ・高等教育機関の研究機能を活用し、産学官連携の促進による市内の産業等の発展を促します。

## 3-3 生涯学習スポーツ社会の形成

### 第1項 生涯学習

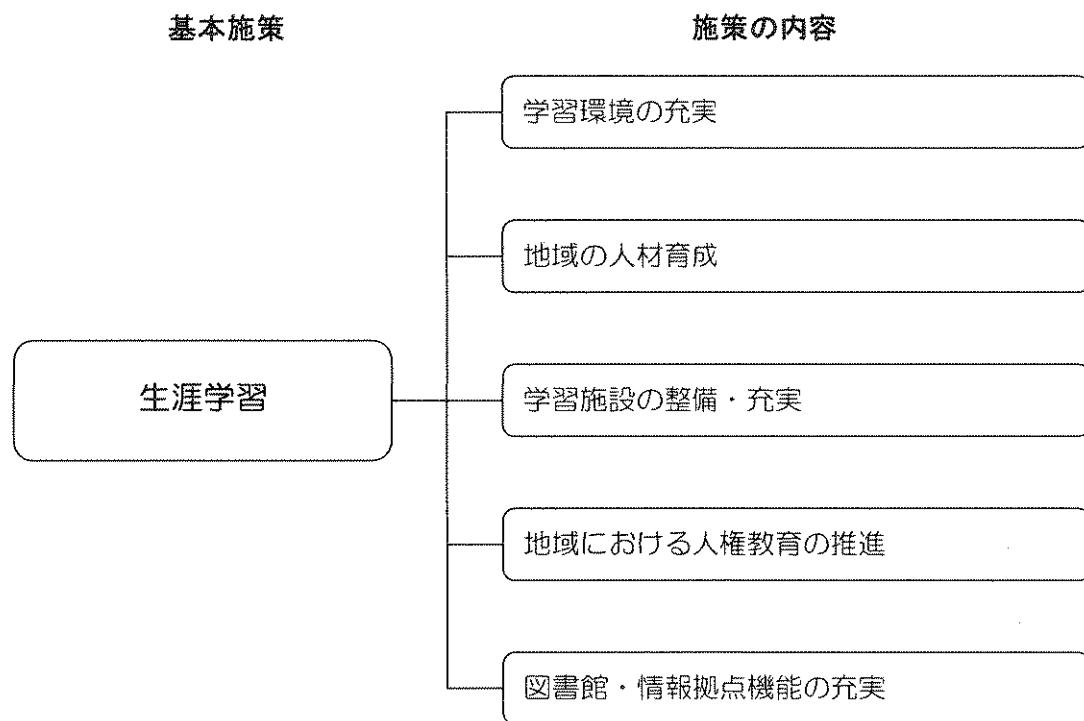
#### 【現状と課題】

- 市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送るために、幅広い学習ニーズや地域課題に対応した、市民が主役となる生涯学習活動の推進が望まれています。
- 公民館では、地域課題や現代的な課題に対応するための学習に重点的に取り組むとともに、自己の向上を目指す教養講座等についても内容の充実を図っていますが、学習環境が地域によって異なる面もあります。
- 社会教育関係団体等による地域活動が展開されていますが、それらの活動がコミュニティづくりへと発展するための活動支援が求められています。
- 現在、市内各地域には生涯学習の拠点となる施設がありますが、利用者が安全な施設として利用できるよう、それらの耐震化や改修を計画的に進める必要があります。
- 人権に関する学習については、ワークショップ形式を取り入れるなどして、日常生活の中に入権に係る様々な気づきが生まれるようなプログラムを実施しています。
- 人権意識のさらなる高揚に向けては、行政からの発信だけでなく、参加者同士の交流や、参加者が主体となった発信の機会を支援していく必要があります。
- 教育集会所については、社会教育活動の推進及び人権啓発の拠点としての役割を担っていますが、事業量や利用状況に違いがあり、教育集会所の在り方について検討していく必要があります。
- 旧市町村単位で設置されている市内の図書館については、図書資料の貸出に加え、市民の読書活動を推進する取り組みを進めています。今後、地域特性やニーズを考慮した、各図書館の機能面で特徴付けを行うとともに、地域の図書館が学校図書館やボランティアグループとの連携・支援を行っていく必要があります。
- 各図書館は、個別のシステムで図書館情報の管理を行っていますが、今後、よりスムーズな連携を図るために、システムを統合し、迅速で効率性の高い図書館運営を進める必要があります。

#### 【現状と目標】

現状(平成27年調査結果)	目標(平成27年目標)	目標(平成27年達成率)
公民館講座に参加している人の割合	8.8%	9.2%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 学習環境の充実

#### ①学習機会の拡充

- 市民それぞれのライフステージや地域の特性・課題などに対応した特色ある生涯学習スポーツ事業を展開するため、「津市生涯学習スポーツ振興計画（仮称）」の策定のもと、公民館活動を中心に地域課題等に対応するための生涯学習機会の拡充を図ります。

#### ②学習情報の収集・提供

- 誰もが自主的に様々な学習機会を選択し活動できるよう、情報の収集とともに、広報紙やホームページ等を活用し、効果的な情報提供に努めます。

施策の取組状況	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
公民館講座における課題講座の割合	22.0%	30.0%

### (2) 地域の人材育成

#### ①学習活動の支援

- 地域の生涯学習活動を担う人材の育成と、学習内容を地域社会で生かすことができる機会の提供を進めるため、公民館講座卒業生による自主活動等の支援に

努めます。

## ②団体活動の育成・支援

- ・地域で活動する社会教育関係団体や自主活動団体、ボランティア活動団体などの育成・支援に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
公民館の自主活動グループ数	387	406

## (3) 学習施設の整備・充実

### ①社会教育施設の整備・充実

- ・市民が安全で快適に生涯学習に取り組めるよう、公民館等社会教育施設の耐震化や改修を適宜進めます。
- ・市民のニーズに応じた多様な学習機会を提供できるよう、公民館・文化センター等の社会教育施設のネットワーク化を進め、学習環境を整備します。

### ②適正配置の検討

- ・市民の利便性を重視しつつ行政の効率性を高めるため、社会教育施設の適正な配置や運営について検討します。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
津市社会教育施設の利用者数	573,379人	590,000人

## (4) 地域における人権教育の推進

- ・新たに策定する人権教育基本方針に沿って、市民の人権意識や認識を高める取り組みを行い、子どもをはじめ地域で暮らすあらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりを進めます。
- ・地域における人権教育の推進に向けて、教育集会所等の機能を効果的に生かしつつ、より参加しやすい学習内容・学習機会等の充実を図ります。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
人権学習会年間開催数	70回	90回

## (5) 図書館・情報拠点機能の充実

- ・市内の図書館については、資料の収集・充実を図りつつ、適正で効率的な資料配置と図書館事業の実施を行います。

- ・各館共通の利便性を高めるため、図書館情報システムの統合を進めるとともに、多様な市民のニーズに応えるため、ネットワークの活用による広域の図書館との資料共有による有効活用を図ります。
- ・子どもの読書活動や地域における読書活動の推進を図るため、生活圏ごとにある図書館をサービスの拠点として、学校図書館の活性化に向けた団体貸出の推進や研修講座への司書の派遣等の取り組みを行います。また、地域で活動するボランティアグループとの連携強化や活動支援を行い、読書振興を担うボランティアの養成に努めます。

施策の実績指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
市民一人当たりの貸出冊数	5.2 冊	5.4 冊

## 第2項 スポーツ振興

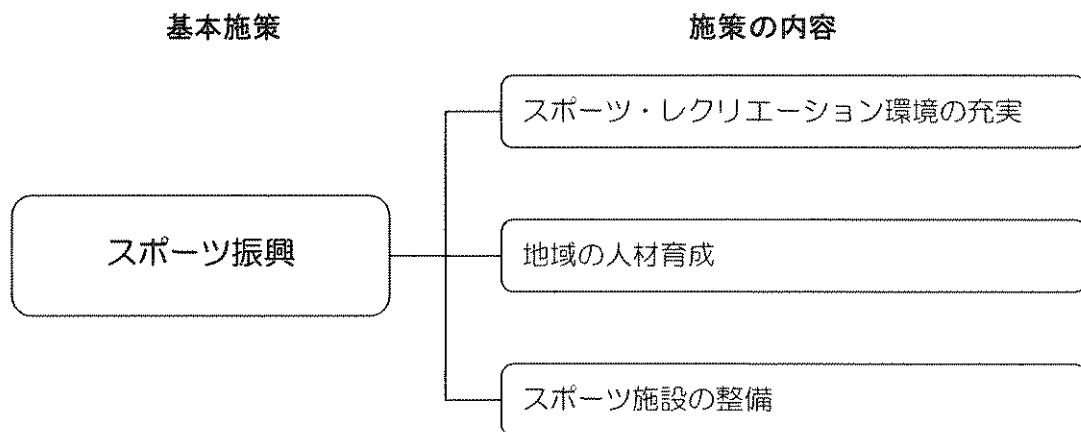
### 【現状と課題】

- 余暇時間の増大や高齢社会の進展など社会環境が変化するなかで、市民が主役となって、スポーツ・レクリエーションを楽しむことにより、生涯にわたって健康で明るく充実した生活を送りたいという市民ニーズは高まりつつあります。
- 現在、初心者を対象として、各種のスポーツ教室を開催していますが、スポーツ愛好者の拡充までに至っていないため、継続してスポーツを行える体制の整備が課題となっています。
- スポーツ・レクリエーションの普及を担う、総合型地域文化・スポーツクラブをはじめとする各種団体などへ支援することにより、市民の生涯スポーツの活動機会が提供されていますが、今後は、これらの団体の活動資金の確保を含めた自主運営への移行を図る必要があります。
- 身近なスポーツ・レクリエーションの施設として、学校体育施設を開放し、多くの利用がなされていますが、施設の安全管理や光熱費の経費負担が課題となっています。
- 市内のスポーツ施設は、地域単位でのスポーツ・レクリエーションに対するニーズは満たすものの、県大会や全国大会など大規模なスポーツ大会を開催できる施設は少なく、施設整備に対する要望があります。
- 市内には老朽化が進むスポーツ施設も多く、利用者の安全性を最優先に整備や改修を行い、利用しやすい施設運営に取り組んでいますが、十分に利用者の利便性には対応できていない状況にあります。

### 【現状と目標】

目標	現状（平成18年調査）	目標（平成22年度）
週に1日以上スポーツを行っている人	26.3%	28.9%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) スポーツ・レクリエーション環境の充実

## ①スポーツ・レクリエーションの振興

- ・市民それぞれのライフステージや地域の個性・課題などに対応した特色ある生涯学習スポーツ事業を展開するため、「津市生涯学習スポーツ振興計画（仮称）」の策定のもと、健康づくりや競技力の向上、コミュニティづくりなど総合的なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- ・公認のスポーツ・レクリエーション指導者や体育指導委員の活用のもと、市民を対象としたスポーツ教室や講習会を開催するなど、スポーツ・レクリエーションの普及と活動機会の提供に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーションの活動の場、競技力の向上を図るため、津市体育教会や津市スポーツ少年団、津市スポーツ・レクリエーション協会などが主催の津シティマラソンをはじめとする各種大会について支援を行います。

## ②学校施設の開放

- ・地域が主体となった身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設の開放を促進する一方、安全で効果的な維持管理に努めます。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
市主催のスポーツ教室参加者数	564人	600人

## (2) 地域の人材育成

## ①総合型地域文化・スポーツクラブ等の活動支援

- ・市民が地域でスポーツ・レクリエーション活動に参加できる場として、総合型地域文化・スポーツクラブや地区体育振興会等への活動支援に努めます。

**②生涯スポーツ活動団体の支援・指導者の養成**

- ・生涯スポーツの普及を図るとともに、競技力の向上や青少年の健全育成に大きく寄与する競技スポーツを奨励するため、各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、指導者の養成に努めます。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
津市体育協会組織団体数	40団体	42団体
津市スポーツ指導者登録数	107人	140人

**(3) スポーツ施設の整備・充実****①総合的な健康スポーツ施設の整備**

- ・全市的に市民が広く利用でき、健康づくりや競技スポーツ、生涯スポーツ活動の拠点となるような県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます。
- ・既存施設については、施設の機能を拡充するとともに、市民のニーズに対応した施設整備について取組を進めます。

**②既存スポーツ施設・設備の管理**

- ・一部で老朽化が進むスポーツ施設については、順次施設・設備の改修等を行い、利用者の安全性と利便性を優先するとともに、効率的な施設配置および指定管理者制度の導入や地域による維持管理など運営について検討します。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
津市スポーツ施設の利用者数	751,280人	766,000人

## 第3項 青少年の健全育成

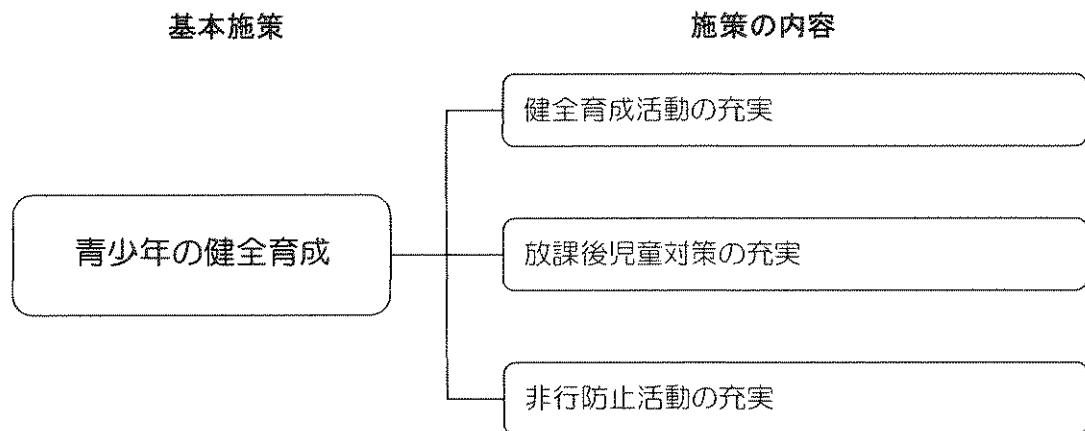
### 【現状と課題】

- 社会の変化に伴い、青少年を取り巻く環境が流動的な状況にあるため、青少年の実態を把握し、青少年の健全育成に向けた総合的、計画的な取組みが求められます。
- 学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみによる青少年の健全な育成に向けた取組が必要です。
- 青少年の社会への関わりが薄れてきていることから、ボランティア活動などを通して地域社会に参画する機会を提供することが求められます。
- 放課後児童クラブでは保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に放課後の預かりをしています。女性の社会参加やひとり親家庭、共働き家庭の増加により、放課後児童クラブの必要性が高まっています。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的もしくは連携して実施する総合的な放課後児童対策である「放課後子どもプラン」の計画的な取り組みが求められています。
- 71名以上児童がいる大規模な児童クラブの解消や増加傾向にある障がい児の入所希望への対応、新たに造成された団地におけるニーズへの対応等が課題になっています。
- 近年、青少年の非行など問題行動は増加しており、未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組みや、いじめ等の被害者となっている青少年の保護、様々な相談に応じる体制の整備など、心身ともに健全に育まれる環境づくりが必要です。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成17年実）	目標（平成24年実）
青少年の健全育成に対する満足度	14.4%	18.7%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 健全育成活動の充実

- ・「津市青少年健全育成方針」の策定のもと、市民会議や子ども会組織などの社会教育団体と連携しつつ、青少年の健全育成を進めます。
- ・青少年が夢と希望を持って、地域社会の担い手として育っていける環境づくりや家庭の教育力の向上に努めます。

## (2) 放課後児童対策の充実

- ・指導員への研修を充実するとともに、小学校や社会福祉関係機関、地域の関係者等との連携により、放課後児童クラブの体制の充実を促進します。
- ・「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブの拡充等により、安全安心な子どもの居場所づくりに努めます。
- ・大規模児童クラブについては、子どもの情緒安定や事故防止を図るため、小学校や幼稚園の余裕教室や団地の集会室などの活用、小学校敷地内への専用施設の整備等を進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
放課後児童クラブ数	35 か所	38 か所

## (3) 非行防止活動の充実

- ・青少年の非行を防止するため、学校や関係団体と密接に連携し、街頭での指導活動を推進するとともに、青少年の心のケアを行う体制を整備します。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
愛の声かけ件数	5,962 件	6,500 件

## 3-4 文化の振興

### 第1項 文化、芸術活動の充実

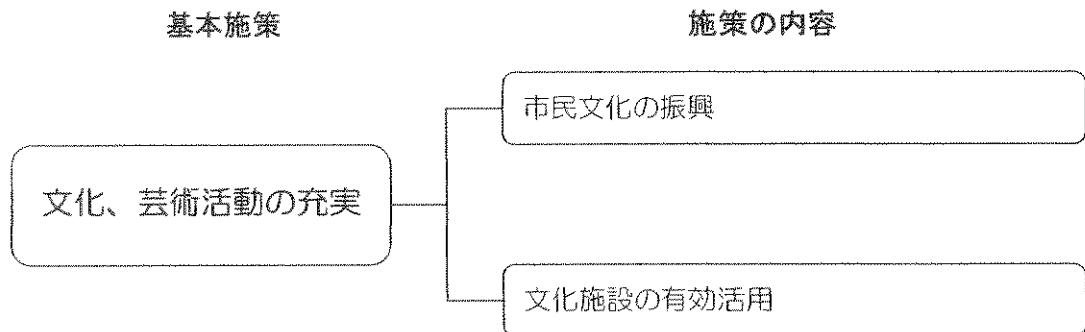
#### 【現状と課題】

- 市民の誰もが気軽に文化・芸術に触れる機会が持てる、心豊かな地域文化社会の実現に向けて、市民の文化・芸術活動への支援や、文化の担い手の育成に向けた取組が必要となっています。
- 市内には、文化・芸術活動を行っている団体やグループが数多くあり、それぞれが充実した活動を行うことができる環境づくりや、市内全域での、互いの交流による新たな市民文化の醸成に向けた取組が求められます。
- 市内の多くの文化施設については、市民の利便性を重視した施設間の連携など、その有効活用について検討していく必要があります。
- 文化施設の適正な配置や、効果的な運営方法の検討が必要です。

#### 【現状と目標】

基本指針の実績指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
津市文化芸術団体連絡協議会加入団体数	9団体	10団体

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 市民文化の振興

- ・市民による文化・芸術活動に対する支援や文化・芸術鑑賞事業の推進を図るため、「(仮称) 津市文化振興計画」を策定し、より質の高い文化振興を進めます。

## ①文化意識の高揚

- ・市民文化祭や青少年文化芸術祭等、様々な文化振興事業などを通じて、発表機会の提供や市民の文化意識の高揚を図ります。

## ②団体及び人材の育成

- ・文化・芸術活動を行っている団体やサークルの活動を促進し、市民文化の担い手の育成に努めます。

## ③文化情報の収集・発信

- ・市民が気軽に文化・芸術活動に参加できるように、関連する情報を広く収集し、紹介パンフレットや各文化団体の活動状況をホームページなどを利用して情報発信を進めます。

基本施策の計画指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
美術展覧会出品点数	471 点	500 点

## (2) 文化施設の有効活用

- ・市民の文化・芸術の鑑賞や発表、練習等の場となる文化施設については、施設間の連携を図るなど市民の利便性を重視した有効活用を図るとともに、必要に応じて施設の改修等を行うなど、快適に利用できる環境を整えます。
- ・行政の効率性を高めるため、施設の適正な配置や運営について検討を行います。
- ・三重県が検討を進める新しい博物館については、本市への整備を促進します。

## 第2項 歴史的資源の保存と活用

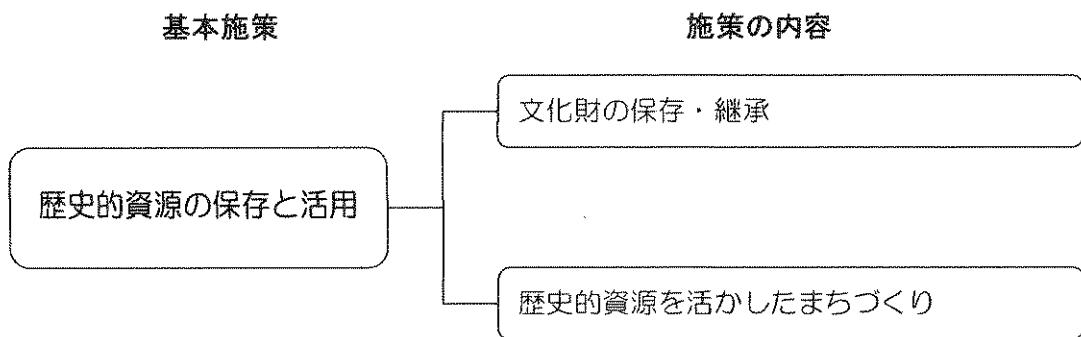
### 【現状と課題】

- 本市は、古くから交通の要所としての歴史を積み重ね、伊勢街道など6つの街道が市内を通り、豊かで多様な文化が育まれています。市内においては、国史跡の多気北畠氏城館跡（美杉町）をはじめとする史跡などの歴史的資源が数多く残されています。
- 各地に残る有形、無形の文化財は、歴史的資源や伝統芸能など、地域固有の歴史文化として保存・伝承され、暮らしの中に息づいています。それらを大切に守り、次世代へと継承することが求められています。
- 歴史的資源の保存・継承と同時に、これらを活用することにより文化の創造・発展に役立てるとともに、関係自治体などと連携し、広域的な歴史的資源を活かしたまちづくりを進める必要があります。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
指定文化財及び登録文化財数	398点	410点

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 文化財の保存・継承

- 各地域に残る史跡や伝統行事をはじめとする有形、無形の文化財を後世に保存・継承するため、「津市文化振興計画（仮称）」を策定し、文化財を取り巻く環境も視野に入れた保護に努めます。
- 専修寺を中心に形成され、今も古い町並みを残す一身田寺内町の特色ある歴史・文化をアピールできる環境整備に努めていきます。
- 国史跡多気北畠氏城館跡や、津城跡（お城公園）など、地域の核となる史跡については、歴史的価値の保存・活用を図るために保存管理計画を作成し、その保全に努めています。
- 市内各地の歴史・民俗などを紹介する各資料館等について、今後は地域特性を生かしたテーマ性をもった内容の展示を図ります。
- 市内の埋蔵文化財を保護し、発掘調査成果を公表するなど、埋蔵文化財の調査研究を進め、その活用を図ります。

現状（平成22年時点）	目標（平成27年時点）
資料館等の入館者数	28,735人
一身田寺内町の訪問者数	9,893人

## (2) 歴史的資源を活かしたまちづくり

## ①歴史的資源の活用

- 伊勢街道など歴史街道の持つ魅力や、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡周辺地区など拠点性の高い文化財を活用し、観光ボランティアガイド等と連携したまち歩きなど観光資源としての活用や、市民の学習の場としての活用により、地域内・外の人の交流を促進します。
- 藤堂高虎公入府400年を契機として、藤堂藩ゆかりの地への碑の設置をはじめ、公共施設等を有効利用しながら、津城の城下町としての街並みや藤堂高虎公の

功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取組を進めます。

- ・谷川土清生誕300年を契機として、その業績を顕彰するなどの取組を進めます。
- ・津城跡（お城公園）については、史跡としての価値を次世代に伝えるとともに、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元に向けた方向性について調査研究を行います。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
藤堂藩ゆかりの地への碑の設置	—	26か所

## ②広域的な文化ネットワークの形成

- ・藤堂高虎公入府400年を契機とした、藤堂高虎公にゆかりのある県内外の自治体との交流や、歴史街道でつながる周辺自治体との新たな交流、一身田寺内町を核とした近畿圏で寺内町をもつ自治体などとの交流など、歴史的なつながりを大切にした都市間交流を進めます。

## 3-5 人権尊重社会の形成

### 第1項 人権・平和施策の推進

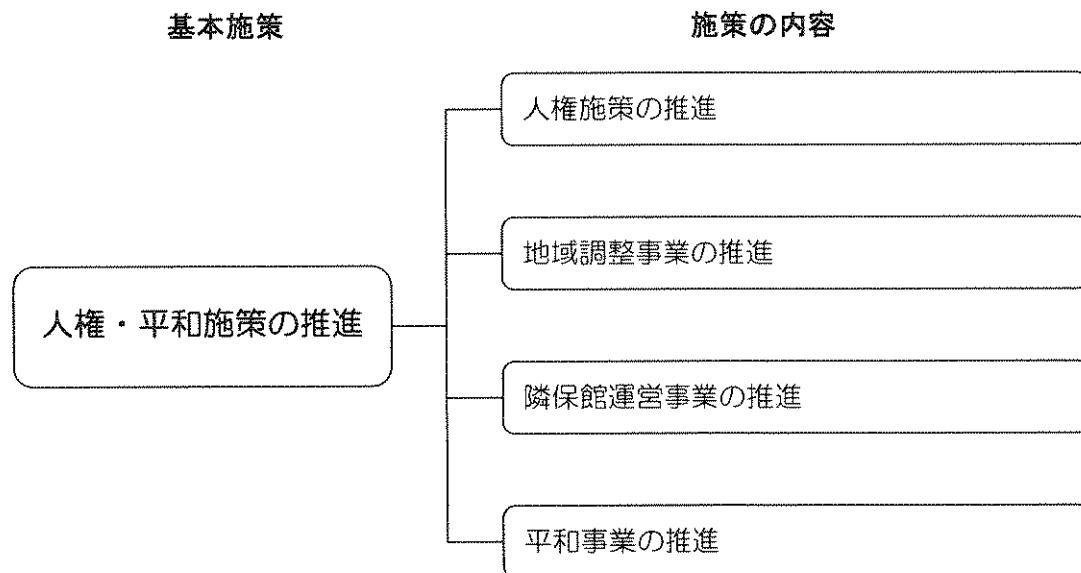
#### 【現状と課題】

- 本市では、「人権が尊重される津市をつくる条例」に基づいて、「津市人権施策基本方針」を策定します。今後、これに沿って、同和問題を始めとするあらゆる人権問題に関する問題の解決をはかり、人権が尊重されるまちづくりを推進することが求められています。
- 人権・同和問題における市民の認識を深めることを目的として、人権問題講演会や市民人権講座を実施するとともに、広報津におけるシリーズ人権の連載や、人権だより（人権啓発紙）の発行、駅・スーパーなどでの街頭啓発や啓発物品の配布などを通じて、市民への啓発活動を行っており、今後も一層の充実が望まれます。
- 人権擁護委員が、人権相談や人権啓発事業に取り組んでおり、活動の充実に向けたより一層の支援が必要となります。
- 同和問題の早期解決を目指し、実施してきた特別対策事業等により、対象地域における住環境の整備などには一定の成果を見ることができましたが、今なお生活環境や教育、就労等の残された課題については、引き続き一般施策に工夫を加えながら人権・同和問題の解決に向け、事業推進を図る必要があります。
- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施しています。今後は、基本的な機能に加え、地域のボランティアグループなどと連携を図りながら地域社会に密着した総合的な活動を展開し、日常生活に根ざした啓発活動を通して、人権・同和問題の解決を図っていく必要があります。
- 非核・平和都市宣言都市として、平和の尊さについて、認識を深めるよう、さらに平和に対する市民の意識の高揚に努める必要があります。

#### 【現状と目標】

主要指標の現状目標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
人権が尊重される津市をつくる条例の認知率	27.5%	60.0%
非核・平和都市宣言の認知率	26.8%	60.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 人権施策の推進

- ・「人権が尊重される津市をつくる条例」及び「津市人権施策基本方針」に基づき、同和問題を始めとするあらゆる人権問題に対する市民の理解と認識を深める為、講演会、研修会などの効果的な啓発活動を展開し、人権に関する意識の向上を図ります。
- ・人権擁護については、人権相談・人権啓発を行うほか、人権侵害の救済については、津地方法務局などの人権擁護機関と連携を図りながら行います。

施策の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
人権問題講演会、人権講座等への参加者数	1,200人	3,000人

### (2) 地域調整事業の推進

- ・特別対策法は失効しましたが、今後も引き続き地域課題の解決のため、地域住民、関係団体、関係機関との連絡調整を図りながら、一般施策に工夫を加えた事業を推進することにより、人権・同和問題の解決に努めます。
- ・地域における住民交流、啓発活動等の拠点である集会所、会館等の適正な維持管理を実施します。

### (3) 隣保館運営事業の推進

- ・人権・同和問題の解決のために、地域住民の生活実態やニーズを的確に把握し、生活・健康等相談事業、教養文化事業、人権啓発・広報事業、地域交流事業、デイサービス事業などのほか、自治会、老人会など地域との連携を図りながら地域住民の生活課題に応じた各種事業を推進します。

### (4) 平和事業の推進

- ・「非核・平和都市宣言」に基づき、講演会・原爆パネル展等を通じて、非核三原則を遵守し、人類普遍の願いである恒久平和の実現に向けた施策を推進します。

施策の実行目標	現状(平成17年度)	目標(平成22年度)
平和を考える市民のつどいへの参加者数	120 人	500 人

## 4 活力のあるまちづくり

### 4-1 自立的な地域経済の振興

#### 第1項 産業拠点の形成

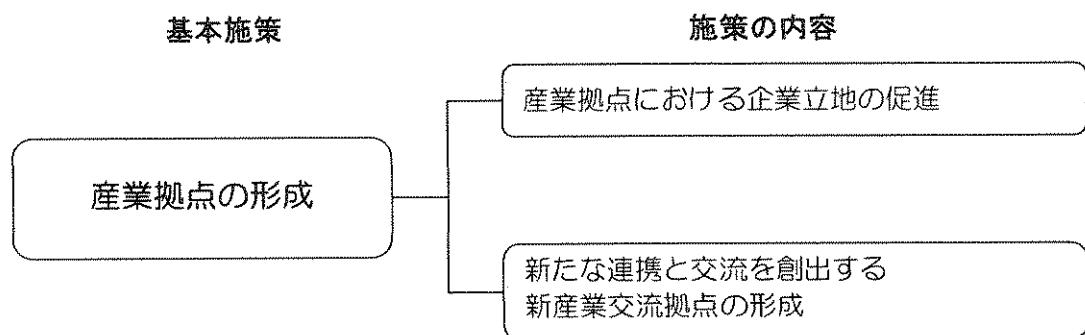
##### 【現状と課題】

- 優れた立地環境を活用して自立的な経済基盤を形成するために、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいを整備し、企業誘致を進めてきた結果、造成済み区画は概ね6割の企業が立地しました。
- これらの拠点について、必要なハード整備をすすめるとともに、本市の産業振興をリードする拠点となるような施策が必要となっています。
- 近畿自動車道伊勢線の津インターチェンジ周辺地区については、国際軸と新たな国土軸とが結節し、広域交通ネットワークの要の位置にあることから、県都としての求心力を高めていくとともに、新たな連携と交流を創出することができる新たな産業拠点としての形成を積極的に検討することが期待されています。

##### 【現状と目標】

目標達成度の現状(%)	現状(平成19年9月末)	目標(平成24年3月)
中勢北部サイエンスシティ第1期事業の分譲率 (注 平成19年10月現在の造成済区画)	60.3%	100%
ニューファクトリーひさいの分譲率	59.7%	100%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 産業拠点における企業立地の促進

## ①中勢北部サイエンスシティの整備

- ・中勢北部サイエンスシティについては、未造成区域の開発、幹線道路や公共下水道など関連インフラの整備を促進し、立地基盤の整備に取り組みます。
- ・あのつピアについては、中核施設として産業振興センター（仮称）を設置し、産学官連携の活性化など地域産業の振興を図る拠点として魅力を高めます。

## ②ニューファクトリーひさいの整備

- ・ニューファクトリーひさいについては、企業立地を促進するため、大規模区画の分割整備を促進します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21・22年度）
中勢北部サイエンスシティ未造成区域基盤整備	－	完了（平成21年度）
ニューファクトリーひさい区画分割、関連公共施設整備	－	完了（平成22年度）

## (2) 新たな連携と交流を創出する新産業交流拠点の形成

- ・県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高めるため、近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区において、新たな交流と連携を創出する産業の集積や都市機能を備え、本市の玄関口として圏域内外との交流を開拓する新たな産業交流拠点の形成を検討します。
- ・間伐材などのバイオマス資源等を活用した循環型産業など、森林資源を活用した新たな取組を進めるために、林業関係者、森林・林業関係団体、大学及び企業等からなる研究会の設置に向けた取組を進めます。

実行の取り組み	現状（平成10年3月）	目標（平成21年3月）
循環型産業の研究会（仮称）の構成団体等数	—	10

## 第2項 農業の振興

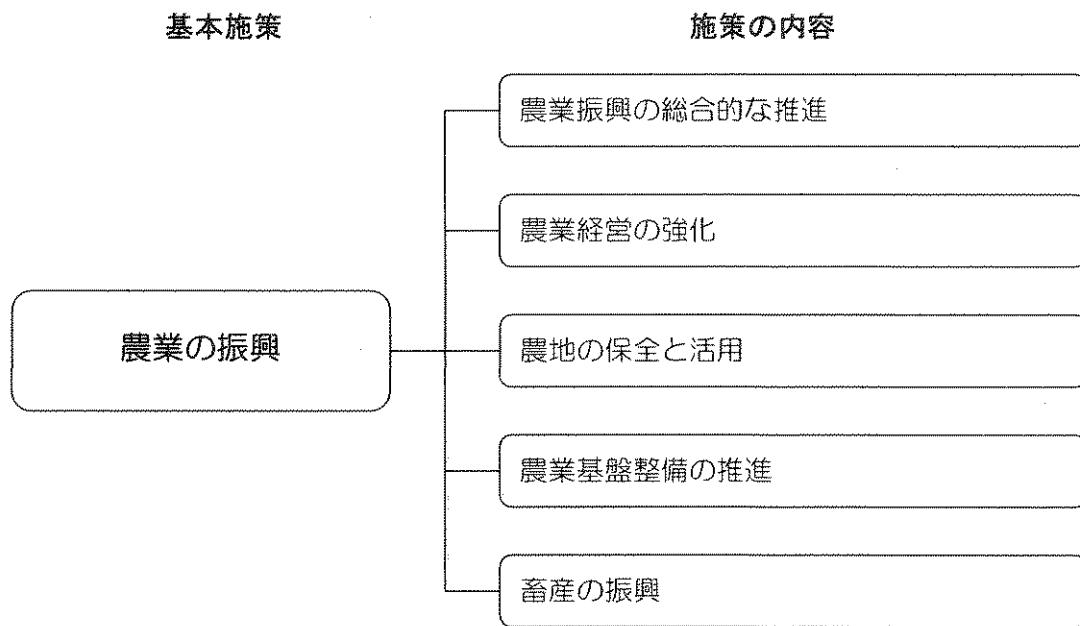
### 【現状と課題】

- 津市の農業就業人口は8,450人、販売農家における経営耕地面積は6,114ha（平成17年国勢調査等）となっていますが、どの指標も減少傾向が続いており、効果的な振興策が求められています。
- 後継者不足等により耕作放棄地が拡大していくことが懸念されます。このため、後継者の育成を図るとともに、付加価値の高い農産物の生産や、貸し農園などによる農地の活用を進めることができます。そのために、新しく稼動した農地情報システムの有効な活用が求められています。
- 中山間地域においては、耕作の容易でない農地の活用や、有害鳥獣から農作物をどのように守るのかが課題となっています。
- 産業としての農業を確立するためには、認定農業者や集落営農組織による経営基盤の強化を進める必要があります。そのため農地の集積や面的な集約などによる効率的な経営を促進するとともに、認定農業者の育成と集落営農の拡大、法人化を図ることが課題となっています。
- 平野部では、水稻のほかにキャベツ・大根・にんじん・ブロッコリー・なす・キュウリなどの野菜と梨・みかんなどの果樹、山間地域では、お茶など、多様な産物が生産されていますが、経営の安定化を図るために、消費の拡大とブランド化等による付加価値を高めることが必要となっています。
- 農業基盤分野では、用排水路の老朽化対策としての改修やパイプライン化を進めています。また、老朽化した頭首工及びため池等の整備促進や排水機場等農業関連施設の適正で効率的な保守点検と整備・改修が必要となっています。
- 畜産業については、環境に配慮した経営を促進し、BSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザの発生以降の消費者の畜産物に対する不安や不信を取り除く施策が必要となっています。
- 農業者年金は農業者の生活の安定と福祉の向上等を目的とした年金で、この制度の周知を図るなど加入推進に向けた取り組みが求められています。
- 農業共済制度への加入を進めるとともに、農作物への鳥獣害を防止する損害防止事業等を実施し、農業経営の安定化に資する制度として利用促進を図る必要があります。

### 【現状と目標】

農業の現状の把握	現状（令和元年3月度）	目標（令和3年3月度）
農業産出額	1,585千万円	1,600千万円

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 農業振興の総合的な推進

## ①津市産業振興ビジョンの策定と推進

- ・国・県の産業施策や動向等を把握しながら、農業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、農業経営の強化や農地の保全と活用、農業基盤の整備、畜産の振興に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、農業振興の総合的な推進を図ります。

## ②津市農業振興計画に基づく農業振興の推進

- ・「津市農業振興計画」に基づいて、農地の保全や基盤整備を進めます。

実行主体	実行場所	主な取り組み
津市農業振興計画の見直し	—	見直し

## (2) 農業経営の強化

## ①農業経営基盤の強化

- ・認定農業者への農地の集積などを進め、経営改善を図るとともに、集落営農組織の法人化を促進します。
- ・農業関係団体等と連携して農業生産団体の育成と組織の強化を図ります。
- ・中山間地域においては、収益性の高い農産物の研究と集落営農組織の設立に努めます。

### ②農業経営の安定化促進

- ・農業共済事業の円滑な運営を進めるために、農家へのPRを強化し加入促進を図ります。
- ・三重県農業共済組合連合会と連携し、効果的に農作物や家畜等への損害を防止する手法を推進します。
- ・農業者年金制度については、関係機関と連携しながら広くPRを行い、加入推進を図ります。

### ③ブランド化・地産地消の推進等

- ・農産物の付加価値を高めるため、農業団体等との協働により地域特産物の認定に向けた取組を進めます。
- ・農林水産品の産直所の設置などにより情報発信・PRの強化に努め、販路拡大を図ります。また、国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、産直所や情報発信機能等の整備を進めます。
- ・地域の農産物を生かした地産地消活動を推進し、イベント等を通じて地域の農産物に対する理解が高まるように努めます。
- ・安全安心な農産物の生産など、市民が健康で豊かな食生活を営むことができるよう、食の安全の確保について促進を図ります。

取り組みの取組種類	現状（平成29年度）	目標（平成32年度）
農林水産品の地域特産物のブランド化	一	15品目

## (3) 農地の保全と活用

### ①農地の保全対策

- ・地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の保全と有効な土地利用を図るため、農地法等の規定に基づき適正な農地行政を進めます。
- ・集落における土地利用のあり方を検討して、耕作放棄地の解消に向けての取り組みや、中山間地域の耕作が困難な農地の活用について検討します。
- ・鹿、猪、猿による農作物への被害が増えており、防護柵設置への支援や個体調整、生息地の管理等を進めます。
- ・農地や水路及び農村の環境を守るために、地域における住民ぐるみの取り組みを支援します。

### ②農地の管理・流動化の促進

- ・農地情報システムを効果的に活用し、農地の適正管理に努めます。
- ・効果的かつ安定的農業経営を進めるため、農地の流動化や利用の促進を図ります。

**③遊休農地の活用**

- 市民を対象とした特定農地貸付事業への積極的な活用を図り、農業を通じた地域間交流を充実します。

施策の取組指標	現状（平成13年度）	目標（平成24年度）
特定農地貸付事業面積	2,887 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>

**(4) 農業基盤整備の推進****①用排水施設の整備**

- 農家の経費の削減及び農地の維持管理の省力化を図るため、用水路のパイプライン化を推進します。
- 頭首工、ため池、排水機場等農業関連施設については、老朽化に対応した整備を行います。

**②農道の整備**

- 基幹農道のグリーンロードは一部ルート変更により早期の事業完了を図ります。
- 一般農道については緊急度・優先度に配慮しながら適切な維持管理に努めます。

**③ほ場整備**

- 桃園西部地区などにおけるほ場整備を推進します。

**④農業集落排水の整備**

- 啓発活動により農業集落排水の供用率の向上を図るとともに、公共用水域の保全に寄与するため施設の適正な維持管理に努めます。

施策の取組指標	現状（平成13年度）	目標（平成24年度）
農業集落排水供用率	91.2%	94.0%

**(5) 畜産の振興**

- 畜産関係の研修会の開催などの支援を行うとともに、畜産業の振興のため中心的な担い手となる認定農業者を育成します。
- 環境にやさしい農業を目指すため、耕畜連携による土壤づくりシステムの推進、悪臭防止対策の促進を図ります。
- BSE（牛海綿状脳症）対策など食の安全安心への取り組みを促進するとともに、鳥インフルエンザへの対応を県と連携して進めます。

施策の取組指標	現状（平成13年度）	目標（平成24年度）
耕畜連携による耕地面積	6.5ha	25ha

## 第3項 林業の振興

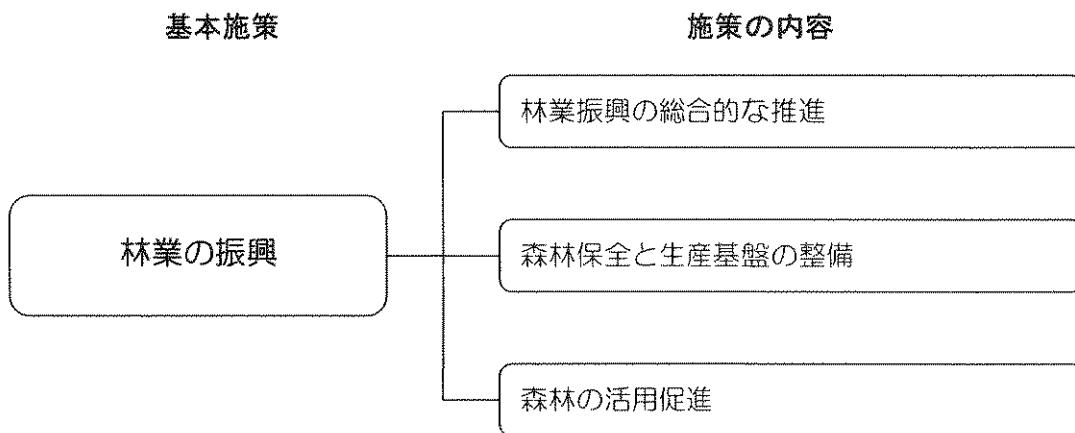
### 【現状と課題】

- 津市の林業就業者数は105人（平成17年国勢調査）であり、平成7年の約40%と大きく減少しています。森林面積は市域の約60%にあたる41,388ha（地域森林計画対象森林）となっています。
- 林業は、木材価格の低迷により経営の採算性が悪化していることとあいまって、後継者や従事者の減少が続いている。このため、適正な管理の行われていない森林が増加して、山地災害防止機能等森林の持つ公益的な機能が低下しています。
- 生産基盤である林道は、豪雨等自然災害に脆弱であり、適正な維持管理が重要になっています。
- 間伐材は材価の低迷等採算に合わないためにその多くが山に放置されています。このため森林の適正管理と木材の利用を進めるために、公共施設や住宅に活用するなど間伐材利用を促進することが課題となっています。
- 広大な森林地域の保全と活用を進めるためには、森林所有者だけでは限界があり、森林の有する多面的機能についての市民の理解を得て、幅広い協力体制を構築することが必要となっています。

### 【現状と目標】

目標達成の目指すところ	現状（平成17年時）	目標（平成24年時）
林業就業者数	105人	105人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 林業振興の総合的な推進

#### ①津市産業振興ビジョンの策定と推進

- ・国・県の産業施策や動向等を把握しながら、林業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、森林の保全と生産基盤の整備、森林の活用促進に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、林業振興の総合的な推進を図ります。

#### ②森林計画に基づいた林業振興の推進

- ・津市森林整備計画に基づき県、森林組合並びに林業関係者等と一体となった適切な森林整備を計画的に推進します。

施策の主な措置	概要(現状と年月)	目標(平成24年度)
津市森林整備計画の改訂	—	改訂

### (2) 森林保全と生産基盤の整備

#### ①森林の保全と整備

- ・森林組合等林業関係者との連携を図りながら、災害を防止するための治山施設の整備や水源地域等の森林の造成・整備を総合的に行う治山事業を促進します。

#### ②林業生産基盤の整備

- ・林業生産基盤である、林道、作業道の整備を進めるとともに、林道等の適正な維持管理を行います。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
環境林整備計画樹立面積 (森林管理委託契約締結済面積)	494ha	600ha

### (3) 森林の活用促進

#### ①木材利用の拡大

- ・公共施設や住宅等への地域産木材の利用促進を図るため、ブランド化促進事業や販路拡大の取組を支援すると共に、公共事業への利活用を図ります。

#### ②森林の環境教育等への活用

- ・広く市民に森林や林業に対する理解を得るために、レクリエーションの場や、環境教育、体験活動等の機会を提供します。

#### ③森林を活用した新たな取組

- ・間伐材などのバイオマス資源等を活用した循環型産業など、森林資源を活用した新たな取組を進めるために、林業関係者、森林・林業関係団体、大学及び企業等から成る研究会の設置に向けた取組を進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
農林水産品の地域特産物のブランド化	—	15品目

## 第4項 水産業の振興

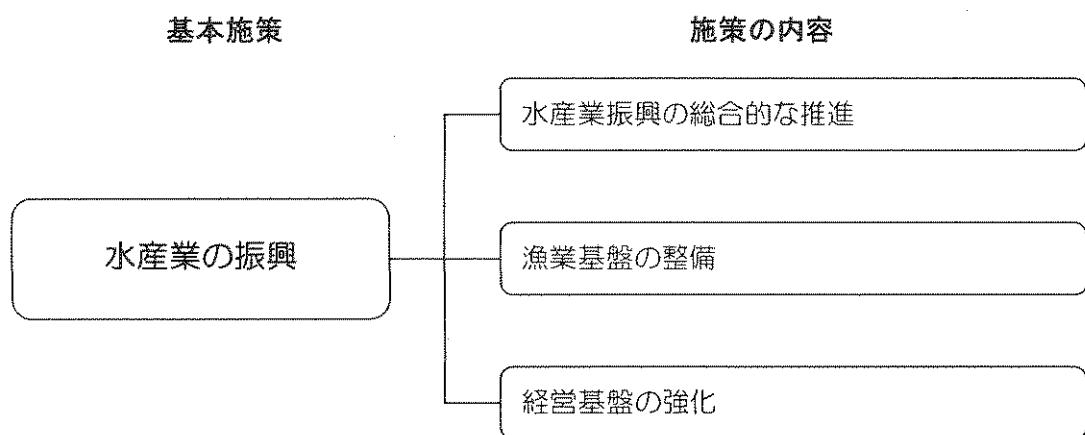
### 【現状と課題】

- 津市の漁業経営体数は146経営体、同漁獲量は6,262tです（平成17年三重県漁業地区別統計表）。経営体数でみると、平成7年から10年間で24%以上減少しています。
- 漁業者の高齢化と後継者不足が深刻化しており、安定した漁業経営を推進するため、漁港の整備・改修や経営近代化等への支援をしていく必要があります。
- 津市水産振興連絡協議会とともに、種苗放流を実施し、また、漁協に対する稚貝放流への支援などを進めてきましたが、今後も育てる漁業をさらに推進する必要があります。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
漁獲量	6,262t	6,262t

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 水産業振興の総合的な推進

## ①津市産業振興ビジョンの策定と推進

- ・国・県の産業施策や動向等を把握しながら、水産業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、漁業基盤の整備、経営基盤の強化に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、水産業振興の総合的な推進を図ります。

施策の取組計画	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
津市産業振興ビジョンの策定	－	策定

## (2) 漁業基盤の整備

## ①漁港等の基盤整備

- ・河芸、白塚、香良洲漁港について、水産業生産拠点としての機能の向上を一層図るため、漁港の環境を整えます。
- ・漁業者の作業の軽減と効率化を図るために、漁業施設の近代化を進めます。

## ②資源管理型漁業の推進

- ・漁獲量の維持を図るために、漁獲が見込まれる魚貝類等の増殖・養殖を促進します。
- ・アサリの漁獲を維持するために、漁協による種苗放流事業を今後も支援します。

施策の取組計画	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
白塚漁港南防波堤の延伸	着工	完成

(3) 経営基盤の強化

- ・関係団体と連携して、イベント等を通じて水産物の消費拡大を広くPRするとともに、地域特産品のブランド化を促進するなど魅力ある漁業・水産加工業の確立をめざし、後継者・漁業者の育成を進めます。
- ・県の漁協合併に関する基本構想などに基づき、漁業協同組合及び漁業経営体の体質強化を促します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
農林水産品の地域特産物のブランド化	—	15品目

## 第5項 工業の振興

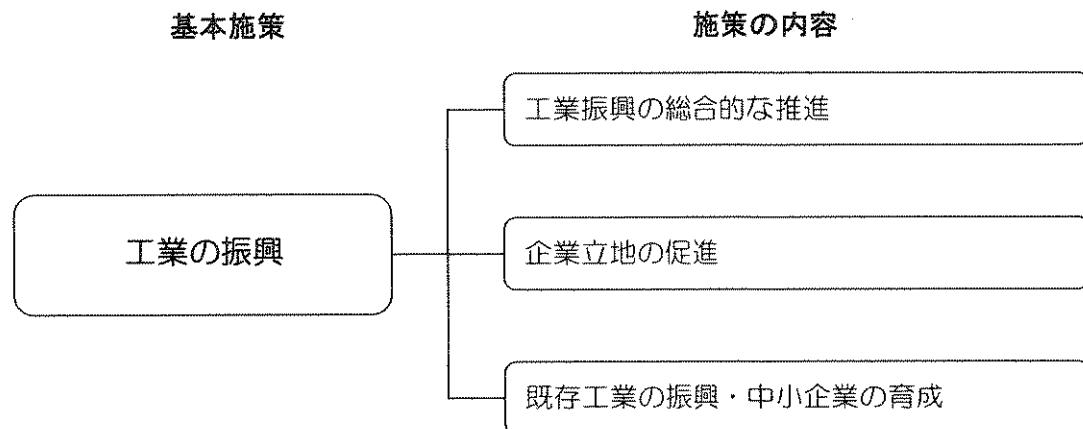
### 【現状と課題】

- 津市の第2次産業の製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）は563、従業者数は21,832人、製造品出荷額等は約8,350億円です（平成17年「三重の工業」）。事業所数と従業者数については、年々減少傾向にあるものの、平成17年にあってはともに増加していますが、製造品出荷額等については増加傾向にあります。
- 製造業の業種構成は、食料品の割合がやや高く、金属製品、輸送機器と続くものの、特に目立った業種はみられません。また、製造品出荷額等については、電子部品・デバイス、輸送機器、食料品等において多いなど、多様な業種の集積が見られますが、市内に研究開発機能を持つ企業の立地が少ないといった構造的な問題が見られます。
- 現在、三重県・三重大学等による三重県メカトロ・ロボット研究会のもと、企業間の連携や新産業の導入に向けた取組を進めているほか、企業立地促進法（通称）に基づく「津地域産業活性化基本計画」のもと、本市の地域性等を踏まえた産業集積に取り組んでいます。今後、これらの取組を通じ、重点産業への支援や新たな産業立地と育成を促進しながら、効果的・総合的な振興施策を推進する必要があります。
- また、中勢北部サイエンスシティの中核施設あのつピア及び三重大学にあるインキュベータ機能を有効に活用し、新産業の創出に取り組む必要があります。
- 企業立地の受け皿となる工業団地の整備や工場適地の指定については、現況や経過等を踏まえて、検討する必要があります。
- 既存工業の振興・中小企業の育成については、企業を取り巻く諸状況や企業等の実態を踏まえ、今後の振興・育成につながる新たな支援について検討が必要です。
- 新規事業への取組みや新技術の開発、さらに販路拡大のためには、大学等を活用した産学官連携の推進や企業同士による交流、連携、ネットワークづくりが必要です。
- 近年の就業構造の変化、北勢地域の現状等を踏まえ、市内企業等については人材不足が問題となっていることから、その振興のために人材の育成と確保を図るとともに、退職期を迎える団塊世代の活用が必要です。
- 地場産業については、近年の商標登録や地域ブランド化への動きを踏まえ、既存工業等とのマッチングを通じた新たな商品開発等に取り組むとともに、PRと販路拡大への検討が必要です。

### 【現状と目標値】

基本指針の取り組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
工業付加価値額	3,869 億円	5,185 億円

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 工業振興の総合的な推進

#### ①津市産業振興ビジョンの策定と推進

- ・国・県の産業施策や動向等を把握しながら、工業振興の指針として「津市産業振興ビジョン」を策定し、既存工業・中小企業の振興をはじめ、新産業の導入や研究開発機関の集積に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、工業振興の総合的な推進を図ります。
- ・企業立地促進法（通称。平成19年6月に施行）に基づく「津地域産業活性化基本計画」については、関係者で組織する津地域産業活性化協議会のもと、その支援策を通じながら、本市の産業構造を踏まえた関連企業の集積等に努めます。
- ・三重県・三重大学等で設立した三重県メカトロ・ロボット研究会については、企業と三重大学のシーズとの連携により、メカトロ・ロボット関連に係る研究開発の拠点化及び関連産業の集積等に向けた取組を促進します。

#### ②産業振興センター（仮称）の整備

- ・中勢北部サイエンスシティ内のあのつピアについては、機能強化を図りながら、三重県産業支援センターや三重県科学技術振興センター等関係機関との連携のもと、企業間や产学研の活動の中核施設として産業振興センター（仮称）の整備を行います。
- ・同センターに、企業や大学等研究機関の研究者が集い、企業ニーズと大学等の研究シーズとのマッチングを図るとともに、研究者等の人材育成の場として、大学等研究成果活用プラザ（仮称）を設けます。
- ・さらに、三重県産業支援センター等との連携のもと、地域資源を活用した新商品開発等に対するマーケティング支援、三重大学等の研究者と中小企業等との产学研連携に対する支援、市内中小企業の新たな事業展開に対する支援等を行い

ます。

施策の実現指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
三重県メカトロ・ロボット研究会会員数	15会員	25会員

## (2) 企業立地の促進

### ①積極的な企業誘致活動

- ・「津地域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的な企業誘致活動を展開します。

### ②立地基盤等の整備

- ・市の土地利用方針と企業誘致戦略のもと、工業団地の整備や現況等を踏まえた工場適地の指定についての検討を行います。
- ・中勢北部サイエンスシティ第1期末造成区域の造成、ニューファクトリーひさいの区画分割による企業立地促進に向けた整備を促進するとともに、新たな立地基盤については、社会経済情勢等を十分勘案のうえ具体化を図ります。

施策の実現指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
中勢北部サイエンスシティ第1期事業の分譲率 (注 平成19年10月現在の造成済区画)	60.3%	100%
ニューファクトリーひさいの分譲率	59.7%	100%

## (3) 既存工業の振興・中小企業の育成

### ①新たな支援制度の創設

- ・既存工業の高度化と販路拡大、また、今後の企業を支える人材の育成と確保を図るため、企業が行う研究開発や人材育成に対する新たな支援制度を制定し、企業活動の振興を推進します。

### ②商工会議所、商工会活動の支援

- ・商工会議所や商工会が行う中小企業経営者に対する経営指導、研修等の開催を支援しながら、中小企業の経営基盤の強化を促進します。

### ③異業種交流、産学官連携の推進

- ・既存工業や中小企業の新分野開拓や新技术開発を支援するため、三重大学、三重県産業支援センター等関係機関との連携のもと、企業間のマッチング等を行

う異業種交流を開催するとともに、あのつピアを拠点とした産学官交流・連携の場づくりに努めます。

#### ④人材育成・確保の推進

- ・地域産業を担う人材の育成と確保に資するため、企業自らの取組を支援するとともに、三重県、三重大学、商工会議所等関係機関との連携のもと、団塊の世代をはじめとする退職者等人材の有効活用、インターンシップの受入や各種セミナーなどの開催を促進します。
- ・また、次代の本市産業を担う人材の育成に向け、企業訪問による見学と体験、技術者との交流等を通じて、ものづくりに対する興味と理解を深めてもらうよう、教育委員会との連携のもと、小学生を対象とした工業体験事業に継続的に取組みます。

#### ⑤地域ブランドの確立

- ・地場産業等とのマッチングに努め、地域と一体となった商品や付加価値の高い新製品の開発を促進しながら、本市のイメージの形成に資する地域ブランド戦略を推進します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
小学生を対象とした工業体験事業への参加者	50人	300人 (累計)

## 第6項 商業の振興

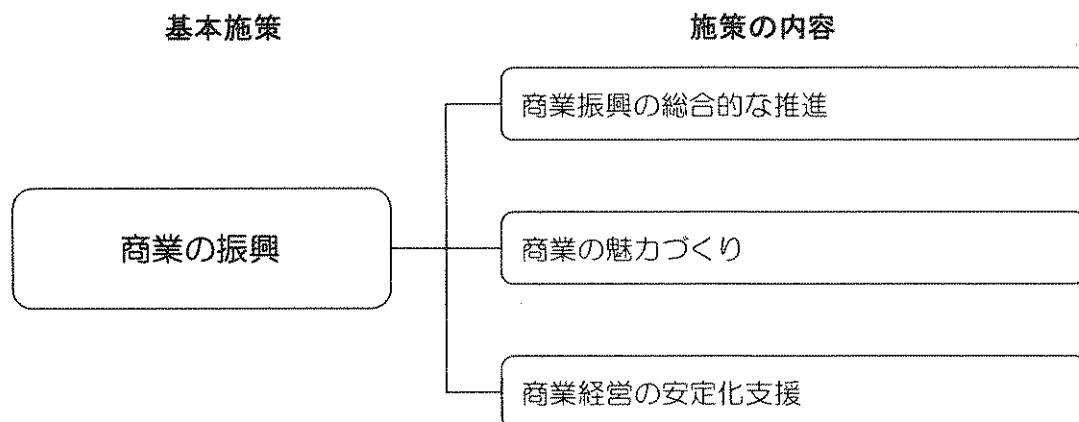
### 【現状と課題】

- 津市の第3次産業就業人口の比率は67.9%（平成17年現在）で、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地するなど、第3次産業の構成比が高い産業構造になっています。
- 津市の卸売業の商店数は666、従業者数は6,182人、年間商品販売額は約4,700億円で、小売業の商店数は2,552、従業員数は16,613人、年間商品販売額は約2,800億円です（平成16年現在）。商店数で見ると、卸売業・小売業ともに概ね減少を続けており、特に平成11年から平成14年にかけて大きく落ち込んでいます。その背景には、平成12年の大規模小売店舗立地法の施行により、郊外型の大型商業店舗の急激な立地増加に伴い、中心市街地の小売店の撤退が続いたことが影響しているものと考えられます。
- 特に、中心市街地においては、小売店の撤退や都市機能が分散するとともに、人口減少や高齢化が進むなど、衰退傾向が著しくなっています。今後は、まちづくり三法の改正に対応した「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」のため、市内外からの誘客や歴史文化等の地域資源の活用による地域の特性を生かしたシステムづくりと、魅力ある中心市街地の商業振興に取り組む必要があります。
- 合併により広くなった市域では、集落地域や商店等が拡散している状況にあることから、地域の環境整備や、地域の現状等を踏まえたコミュニティビジネスなど新たな手法・新たな事業への検討などの対策が必要です。
- また、中山間地域における商業振興については、当該地域における人口減少に歯止めをかけるための定住策や、交流人口増加のための観光振興などを絡めた総合的な地域振興策の中で、新たな取組を行う商業者に対する支援が必要となっています。
- 商店街等においては、活性化に資する商店街事業を実施していますが、集客や賑わいなどが一過性にとどまっているため、今後は継続的な効果が現れるよう、新たな視点に立った商店街事業等を工夫することが必要です。
- 多様で豊かな自然環境に恵まれ、様々な農林水産品を産出していることから、これらを活用した新商品の開発に向け、支援策を講じていく必要があります。
- 融資対策については、三重県要綱に基づく小規模事業資金融資を受けた場合の保証料に対する補給を行っていますが、今後とも、小規模事業者の経営の安定等を図り、本市の産業振興に資するため、引き続き交付していく必要があります。
- 商業者については、その経営が零細であることから、関係機関との連携のもと、経営相談事業や各種融資制度の活用を促すなど、経営等に対する相談体制等を充実していく必要があります。

## 【現状と目標】

基準の取扱指標	現状（平成16年度）	目標（平成21年度）
1店舗あたりの年間商品販売額	236.2百万円	238百万円

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 商業振興の総合的な推進

## ①津市産業振興ビジョンの策定と推進

- ・国・県の産業施策や動向等を把握しながら、商業振興の指針となる「津市産業振興ビジョン」を策定し、商業環境の整備をはじめ、地域產品を活用した新商品の開発、観光振興策との連携等に取り組むなど、計画的な施策・事業の実施のもと、商業振興の総合的な推進を図ります。

## ②津市中心市街地活性化基本計画の策定と推進

- ・中心市街地については、まちづくり三法の改正に呼応した「中心市街地活性化基本計画」を策定し、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを図りつつ、商業の活性化に関する事項について計画的な推進を図ります。

基準の取扱指標	現状（平成16年度）	目標（平成21年度）
津市中心市街地活性化基本計画の策定	—	策定

## (2) 商業の魅力づくり

## ①中心市街地における魅力ある商業環境の整備

- ・継続的な集客と賑わいの創出や商店街の活性化、地域貢献等につながるよう、商店街事業等の支援内容等を見直すとともに、事業者に対し事業内容の工夫を

促しながら、費用対効果の観点に立った支援に努めます。

- ・空き地、空き店舗等の活用支援など、商業への投資環境を高めることにより、民間活力の導入を図ります。
- ・魅力ある商店街づくりのため、環境負荷の軽減や高齢者をはじめとした来街者の安全に配慮した商店街の環境整備の支援に努めます。
- ・商工会議所、まちづくり会社、商業者、地域住民等が相互に連携し、個店及び商店街の魅力や付加価値を高める取り組みを促します。また、歴史・文化的資産等の地域資源を活用しながら、中心部の賑わい創出と商業の活性化を図ることを目的に地域と連携して実施される事業への支援に努めます。
- ・平成20年の藤堂高虎公入府400年を契機としたまちづくりを推進するため、高虎楽座など高虎公を広く周知する事業に積極的に取り組みます。
- ・商店街と地元企業が連携し、活用できるポイントサービス事業など日常的な誘客を図るためのシステムづくりに取り組めるよう支援します。

### ②周辺地域における商業環境の整備

- ・中心市街地以外に拡散する商業地域においては、それぞれの地域の生活基盤を支える拠点商業として、商工会等関係機関と連携しながら、地域に応じた商業環境の整備や地域商業者の自主・自立的な取組を支援します。
- ・また、地域に根ざした新たなビジネスモデルを指向する商業者に対しては、先進事例等の情報提供などの支援を行います。

### ③新商品の開発、新事業への取組

- ・国・県が行う支援策等を活用しながら、多様な自然環境に恵まれた地域資源等を活用した新商品の開発を促進するとともに、数多く有する観光資源との連携のもと、観光振興と一体となった商業の振興に努めます。
- ・新商品の開発や観光資源と一体となった商業振興にあたっては、地域振興や観光振興にかかる専門家の活用を図ります。
- ・中心部はもとより広域な市域の中で生活サービス機能の充実を図っていくため、コミュニティビジネスなど地域で取り組む新たな手法や新たな事業展開に向けた検討を行います。

施策の取り組み	現状（平成16年度）	目標（平成24年度）
売場面積	375,666 m <sup>2</sup>	379,422 m <sup>2</sup>

## (3) 商業経営の安定化支援

## ①経営基盤の強化

- ・商業者においては、その経営等が零細であることから、商工会議所、商工会等関係機関との連携のもと、経営相談事業やアドバイザー派遣事業等の活用を通じた経営基盤の強化を促進します。
- ・また、小規模事業者の経営強化と安定化等を図り、本市の商業振興に資するため、三重県要綱に基づく小規模事業資金融資を受けた場合の保証料補給については、今後とも継続的な交付に努めます。

## ②経営支援体制の整備

- ・地域の経済団体である商工会議所、商工会が実施する商業者等に対する経営指導や研修会等については、その活動を支援します。

## ③担い手の育成

- ・今後の商業を担う若者を対象とした若者チャレンジショップを設置し、実際に商業体験を行うことにより、商業への関心や起業意欲の向上を図ります。
- ・商工会議所やまちづくり会社と連携しながら、若手商業者や起業家を対象とした商業経営などの講座を開催するなど、中心市街地等の商業振興に向けた次世代を担う人材と担い手の育成を図るとともに、商業者間の交流を深めながら商店街の連携づくりを図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
起業家養成講座参加者	13名	20名

## 第7項 勤労者福祉と雇用の推進

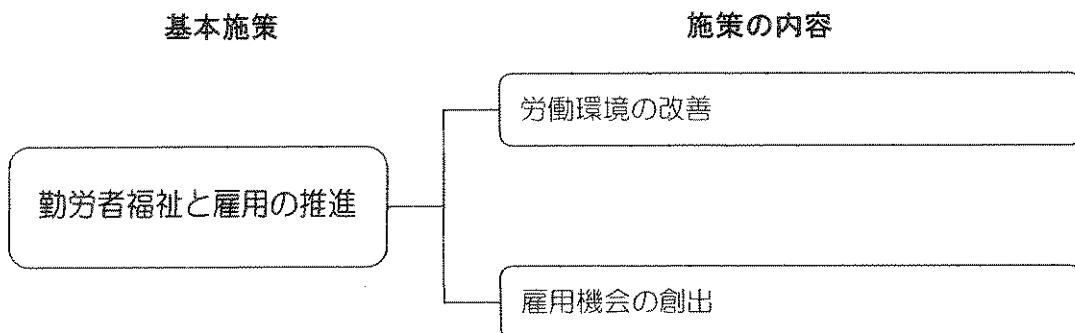
### 【現状と課題】

- 団塊の世代の退職や好景気を背景として雇用環境（有効求人倍率：津1.43倍、全国1.05倍（平成19年4月時点）、ハローワークニュース津より）は向上していますが、少子高齢社会が進むなか、女性、あるいはニート、フリーターの自立支援や、定年退職者の能力を活用することが必要となっています。
- 安定した雇用の確保や、労働時間の短縮・雇用条件の改善など、勤労者の労働環境の向上の啓発活動が重要となっています。
- 雇用環境の向上はみられるものの、勤労者の生活安定向上や、中小企業の勤労者福祉の向上が重要になってきます。
- 人口定着を促進するためには、継続的な雇用の場の確保が必要であり、新規の企業立地などの産業振興施策が重要です。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
中勢北部サイエンスシティ第1期事業の就業人口（注 立地協定ベース）	2,200人	3,650人
ニューファクトリーひさいの就業人口	360人	600人

### 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 労働環境の改善

#### ①労働環境の向上

- ・関係機関と連携して、事業者に対して労働時間の短縮、雇用条件の改善に向けた啓発に努めます。

#### ②勤労者福祉の増進

- ・福利厚生事業の充実に向けて、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの利用拡大を促します。
- ・勤労青少年向けの講座を開講し、自己実現の場を提供します。
- ・仕事や就職に関することで悩みや不安のある勤労者等を対象とした、相談事業に取組みます。
- ・勤労者の生活安定や福利厚生の充実に向けて、金融機関と連携した取り組みを行います。

施策の取組目標	現状（平成19年4月） (平成19年4月)	目標（平成25年4月） (平成25年4月)
中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数	6,182人	10,000人

### (2) 雇用機会の創出

#### ①均等な雇用機会の提供

- ・関係機関と連携して、事業者に対し男女や高齢者等の均等な雇用機会の提供を促します。
- ・近年、社会問題にもなっているニート、フリーターの自立支援を関係機関と連携して進めます。
- ・団塊世代を始めとする退職者等の人材の有効活用について、関係機関と連携して進めます。

#### ②雇用の場の開拓

- ・産業拠点を中心として積極的な企業誘致を展開し、雇用の場の確保に努めます。

## 4-2 交流機能の向上

### 第1項 交流拠点の整備

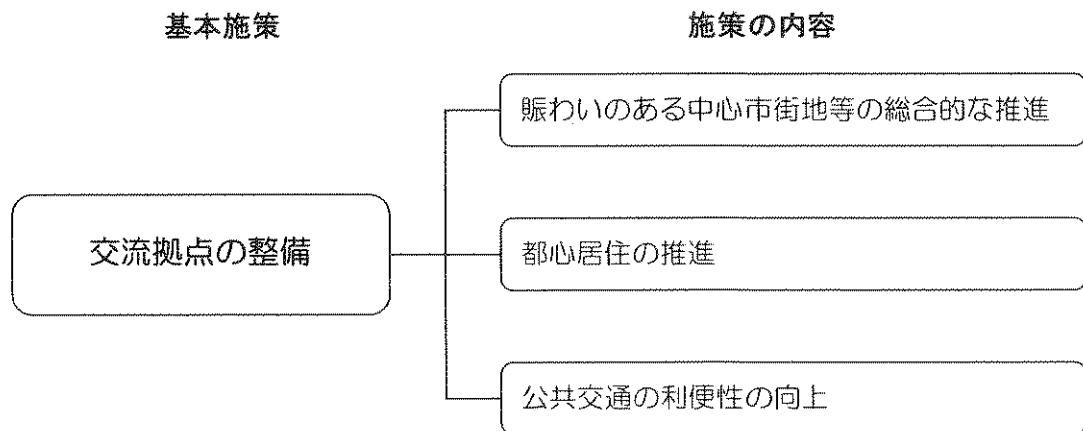
#### 【現状と課題】

- 都心部においては、人口が減少し、高齢化が進んでいることから、中心市街地では街なか居住の推進を図り、高齢者をはじめとする全ての人が住みやすいまちづくりを進めることができます。特にこれまでの都市は拡大成長により発達してきましたが、人口減少や高齢化が進む社会の中で持続的な自治体経営を行うためには、既存ストックの有効活用やインフラ投資の縮減などを図り、都市機能の集約を目指すことが求められています。
- 中心市街地には市役所をはじめ、郵便局、図書館、医療機関等の公共公益施設や商業・業務施設が集積しています。また、藤堂高虎公が築いた城下町を象徴する津城跡をはじめとする歴史的資源を有していますが、これらの資源を活用した文化施設等が少ないことが課題となっています。
- そのため、これら中心市街地が有する商業・業務機能の充実や歴史的資源等の活用等を図りながら、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し、中心市街地の整備改善、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化、公共交通機関の利用促進を図り県都の玄関口に相応しい魅力ある中心市街地の形成を図っていくことが求められます。
- また、高齢社会に対応し、各地域で歩いて暮らせるまちづくりの推進や郊外から中心市街地への公共交通の利便性の向上が求められます。

#### 【現状と目標】

基準とする年次(年間)の算定対象	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
都心(旧津市 橋内・橋北地区) 人口	39,024人	39,400人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 賑わいのある中心市街地等の総合的な推進

#### ①津市中心市街地活性化基本計画の推進

- ・中心市街地について、まちづくり三法の改正に呼応した中心市街地活性化基本計画を策定し、多様な都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを図るため、中心市街地の活性化に関する事項について総合的な取り組みを進めます。

#### ②津城跡（お城公園）及びその周辺の整備

- ・多様な交流の拠点として、藤堂高虎公入府400年に向けて、津城跡の歴史的価値の保存・活用を図るために保存管理計画を作成し、その保全に努めます。また、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元に向けた方向性について調査研究を行うなど、津城跡（お城公園）及びその周辺の魅力的な都市空間の創造などを通じて大門・丸之内地区及び新町地区の商業の活性化につなげていきます。
- ・高虎公入府400年記念事業を実施するとともに、これを契機とした藤堂高虎公を活用したまちづくりを推進します。

#### ③津駅周辺地区の整備

- ・本市の玄関口として津駅の交通利便性を生かしつつ、土地の高度利用等を図るため、津駅前北部土地区画整理事業等を促進し、駅前にふさわしい市街地を形成します。

#### ④公共公益施設の誘導

- ・中心市街地の活性化のために、大学生や短大生の活動スペースを設け、大学との連携したまちづくりに取り組みます。
- ・市民が集まり、賑わいが創出できるよう、空き店舗や空き地等を活用した歴史・文化施設や福祉施設など、公共公益施設の誘導を図ります。

- ・商業の活性化や多様な市民の活動の利便性を高めるため、貴重な土地の有効的な活用を考え、中心市街地での駐車場等のあり方を検討します。

#### ⑤まち歩きシステムの整備推進

- ・広域の観光拠点と中心市街地を結ぶループバスの活用により、中心市街地と各地域との交流・連携を図るとともに、中心市街地でのまち歩きシステムを構築し、歩いて回遊・滞留できる環境をつくります。
- ・中心市街地の歴史資産を活用したウォーキングを継続的に実施して、街や個店の魅力再発見と集客を図ります。

#### ⑥あんしん歩行エリアの形成

- ・歩いて暮らせるまちづくりをめざし、国道23号等において歩道のバリアフリー化や憩いの場等の道路環境の整備を促進するとともに、あんしん歩行エリアの形成に向けた取組を支援します。

#### ⑦久居駅東側周辺地区の整備

- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を図ります。

施策の取組指標	現状（平成17年度）	目標（平成24年度）
1日当たりの中心市街地通行量 (津センターパレス前)	2,809人	2,837人
※ 平成19年12月調査実施予定		

### (2) 都心居住の推進

#### ①都心居住の促進

- ・若者や高齢者等の中心市街地への住み替えに対応するため、国等が行う支援策などの活用を図りつつ、民間の集合住宅など住宅の供給を促進するとともに、都心居住のための支援制度等を検討します。

#### ②良好な居住環境の形成

- ・若者、高齢者などのそれぞれのニーズにあったライフスタイルを提供できるよう、子育て支援サービスや医療・福祉・介護サービスなどの生活サービス機能の充実を図るなど、魅力ある居住環境の形成の促進を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
都心集合住宅新築建築件数	—	5件

(3) 公共交通等の利便性の向上

- ・民間路線バスや鉄道とコミュニティ交通の有機的な連携を図り、誰もが移動しやすい公共交通網の形成に努めるなど、賑わいある広域的な交流拠点の形成に向け、公共交通等のアクセス利便性と回遊性の向上について検討を進めます。

## 第2項 道路ネットワークの整備

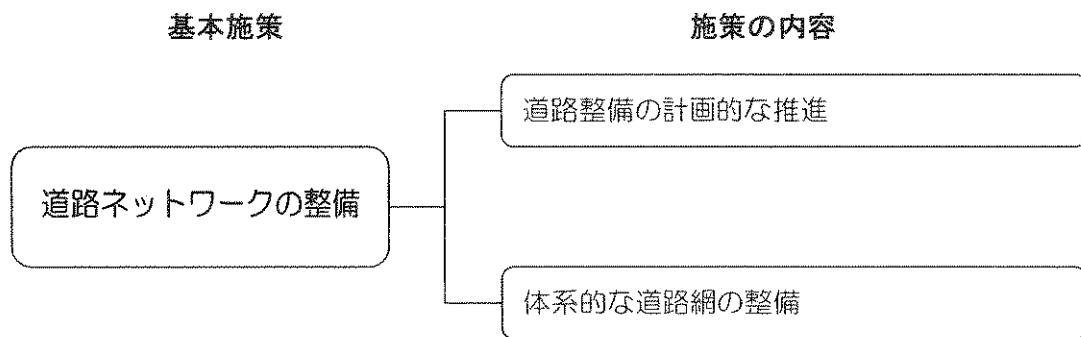
### 【現状と課題】

- 津市は合併により広大な面積になるとともに、個性や魅力を持つ多様な地域資源を有することになりました。また、本市は県都としての都市機能の集積や、中京圏、近畿圏の結節点に位置する地理的条件を生かし、これらの多様な地域資源を活かした広域的な交流や地域間連携を図ることが、市の持続的な発展を図る上では重要となっています。
- そのため、市内外との連携を促進する広域連携軸の形成をはじめ、市民の生活を支える道路の整備など、円滑な道路ネットワークの構築を図っていくことが求められます。
- 本市の道路は、南北に主要な幹線道路として伊勢自動車道、国道23号、国道23号中勢バイパス、国道306号、主要地方道久居河芸線、広域農道グリーンロードが走り、南北軸を形成しています。また、東西には国道163号、国道165号、国道368号、国道422号、主要地方道津関線、主要地方道津芸濃大山田線、主要地方道久居美杉線などが走り、東西軸を形成しています。
- しかし、国道23号を中心に慢性的な渋滞が起こっており、中勢バイパスの整備促進を図るなど、広域な交通需要に対応した円滑な交通を確保することが求められています。

### 【現状と目標】

主要施設の現状実績	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
市道改良率	43.1%	45.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 道路整備の計画的な推進

#### ①道路整備の計画的な推進

- ・「津市道路整備計画」に基づき、効率的に投資効果の上がる道路整備を推進しつつ、国、県道等からなる広域連携軸の充実強化と域内の道路交通網の形成、市域における各地域間の移動の円滑化と市内中心部の円滑な交通流動を図るなど、各路線の役割を明確にし、環状放射型の道路整備などにより体系的な道路網の整備を進めていきます。

### (2) 体系的な道路網の整備

#### ①広域連携軸の形成

- ・伊勢自動車道、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号は市の骨格を形成する広域幹線道路として、関係機関に要請して整備の促進を図り、圏域内外から人や物が集中、分散させていくための円滑かつ利便性の高い広域連携軸を形成します。

#### ②域内連携軸の強化

- ・広域連携軸を補完しつつ、各地域間の有機的な連携、交流へと結びつけていく域内連携軸として整備の促進を図り、中山間部、農村部等から都市部及び各地域へのアクセスやネットワークの強化等を図ります。

#### ③生活基盤道路の整備

- ・域内連携軸を補完し、地域間の連携と交流を高める中心的な生活基盤道路として整備推進を図ります。
- ・人や物を移動させるための交通機能の強化はもとより、都市環境機能、都市防災機能、市街地形成機能などの多様の機能を有する道路として整備推進を図ります。

④通過交通の抑制

- ・都市部及びその周辺に集中する交通を適正に配分し、都市部への不要な通過交通の抑制による交通の円滑化と生活道路の安全性を確保するため、都市環状道路などの形成を図ります。

施策の実績指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
市道舗装率	65.2%	68.0%

### 第3項 港湾の整備

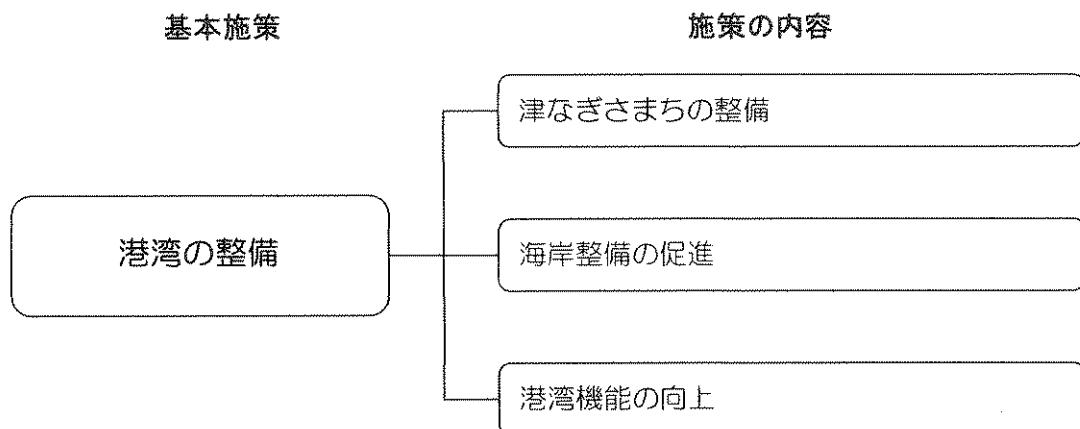
#### 【現状と課題】

- 津市には重要港湾としての津松阪港があり、「津松阪港港湾計画」に基づき、中部国際空港への海上アクセス拠点の整備が完成しましたが、今後、津なぎさまちにおける新たな交流と活力を創出する拠点づくりの推進のため、さらなる取組が求められています。
- これらの港湾整備を通じて、新たな交流と活力を創造するとともに、地域特性に応じた機能充実を図るため、社会経済情勢を鑑みた「津松阪港港湾計画」の変更等を視野に入れた取り組みが必要となってきています。

#### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
津松阪港港湾計画の見直し	—	確定

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 津なぎさまちの整備

- ・津なぎさまち及びその周辺については、県都の玄関口や海上アクセスの交流拠点として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。
- ・「津松阪港港湾計画」の変更を視野に入れながら、津なぎさまち周辺の背後地の活用方策や中心市街地との連携、交流拠点として求められる機能や整備内容などの検討を進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
みなとまちづくり整備促進調査研究事業 (仮称)	—	完了

## (2) 海岸整備の促進

- ・津松阪港の海岸堤防については、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる景観をもった潤いのある安全な堤防にしていくため、国の直轄事業であるふるさと海岸整備事業により、引き続き贊崎工区の整備促進を図るとともに、現在、未着手となっている阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区の早期事業化を促進します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区のふるさと海岸整備事業	—	着手

(3) 港湾機能の向上

- ・遊漁船や漁船の適正な収容を図るため、伊倉津地区での小型船だまりの整備を促進します。
- ・新堀地区の物揚場の整備をはじめ、津松阪港（津港区）の港湾施設の整備・改修の促進に努めます。

## 第4項 公共交通の充実

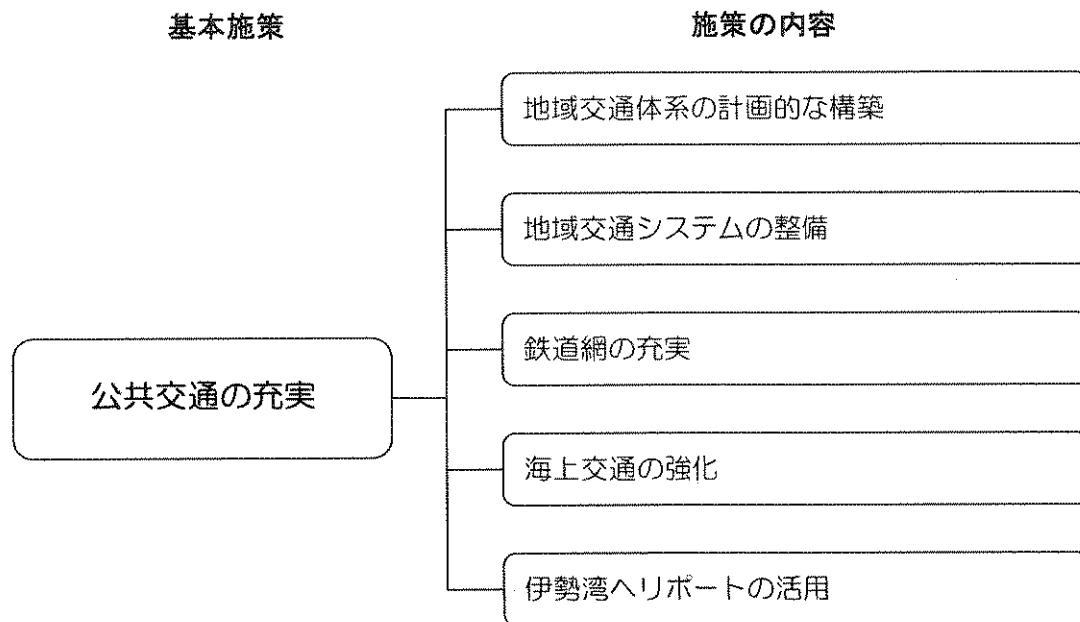
### 【現状と課題】

- 本市の公共交通機関には、鉄道として近畿日本鉄道株式会社の大阪線と名古屋線、第三セクターの伊勢鉄道、東海旅客鉄道(株)の紀勢本線と名松線が通り、大阪圏、名古屋圏、伊勢方面へつながっていますが、年々旅客乗車人員は減少しており、利便性の向上を図りながら利用促進していくことが求められます。
- また、市内の路線バスについては、津駅、津新町駅、久居駅を主なターミナルとして路線が形成され、また、旧市町村から引き継いだコミュニティバス等も運行しております、市民の足として利用されています。しかし、コミュニティバス等については合併前の旧市町村単位での運行になっていることや運賃、運行形態なども異なることから、全市で一体的なものにしていくとともに、効率的な公共交通システムについていくことが求められます。
- 海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港とを結ぶ津エアポートライン株式会社が運行していますが、県内で他航路が開港するなど厳しい状況にあることから、より一層の利用促進を図るための取り組みが求められます。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
コミュニティ交通の利用人数	85,800人	10%増

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 地域交通体系の計画的な構築

- ・地域公共交通の連携等に係る協議会の設置を通じ、地域交通の改善を図りつつ、地域の実情を反映し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と望ましいあり方に関する総合的な対策について、関係者による協議と市民との協働により検討を進めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
法定協議会の設置	—	設置

## (2) 地域交通システムの整備

- ・旧市町村から引き継いだバス関係事業は複雑多岐にわたっていることから、利用者等のニーズを反映しながら既存のバス関連の事業を再編し、効率的で一体感のある新しい公共交通システムの整備を推進します。
- ・民間のバス路線や鉄道とコミュニティ交通の有機的な連携を図り、誰もが移動しやすい公共交通網の形成に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
現状の交通システムの再編	—	計画に基づく運行

## (3) 鉄道の利便性の向上等

- ・三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道の利便性向上を図るために、ダイヤの改正や増便を促進します。
- ・鉄道事業者等との連携のもと、利用促進に向け取り組むとともに、駅舎のバリアフリー化や駅へのアクセスの改善など、駅周辺の環境整備に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成22年度）
近鉄津新町駅のバリアフリー化	—	完成

## (4) 海上交通の強化

- ・中部国際空港への海上アクセスの利便性・快適性の向上を図るため、津なぎさまち旅客船ターミナルの適切な維持管理に努めます。
- ・県都の海の玄関口としての機能が発揮できるよう、安定した利用客の確保を図るため、運航事業者と連携してPR活動やサービスの向上に取り組みます。

## (5) 伊勢湾ヘリポートの活用

- ・被災者の救護や生活物資の輸送などの災害時をはじめ、緊急時における津市伊勢湾ヘリポートの利活用を図ります。

## 第5項 情報ネットワーク化の推進

### 【現状と課題】

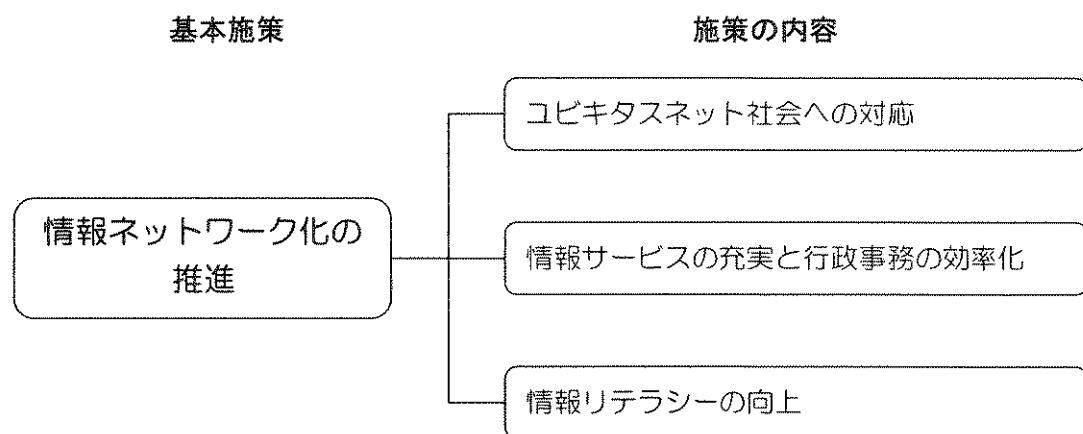
- インターネットが普及し、ホームページを通じて市民への積極的な行政情報の提供や各種申請等を行なうことができる情報サービスを進めています。
- 今後は、市民の生活をより豊かに、より便利にすることができるユビキタス社会への対応が図れるよう情報ネットワーク化や情報通信基盤の充実、市民の情報リテラシーの向上が求められます。
- 行政区画の拡大や高齢者の増加によって、行政サービスの利用に不便を感じる市民が増えることが懸念されます。そこで、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、時間や場所にかかわらずにサービスが提供できる体制を構築する一方で、行政の効率化を進めることができます。

### 【現状と目標】

指標	現状（平成19年）	目標（平成22年）
地域ユビキタス指数	100	127

- ☆ 地域ユビキタス指数…ユビキタス指数に準じ、地上デジタル視聴世帯割合、超高速ブロードバンド世帯カバー率、オンライン対象手続数、情報センター利用（相談）者数を平成19年度を100として算出している。
- ☆ ユビキタス指数…情報通信白書（平成19年）において新たに取り上げられた指標であり、固定電話加入契約数、移動体通信加入契約数、パソコン世帯普及率、インターネット人口普及率、フレードバンド契約数の5系列を普及の拡大とし、情報流通センサス選択可能情報量、企業におけるテレワーク実施率、ソフトのマルチユースの割合の3系列を利用の深化として選定し、それらを基に2000年時点を100として算出されている。

### 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) ユビキタスネット社会への対応

- ・「津市情報化推進計画（平成20年3月策定予定）」に基づき、ＩＣＴの技術動向や情報通信格差の是正等を踏まえつつ、ユビキタスネット社会に対応した情報化施策の推進を図ります。

施策の取組指標	現状（平成19年）	目標（平成24年）
地上デジタル放送の視聴可能世帯割合	99%	100%
光プロードバンドの世帯カバー率	73%	85%

## (2) 情報サービスの充実と行政事務の効率化

- ・情報通信ネットワークを活用し、各種窓口サービスや健康・文化・教育などの各種情報が活用できるようにサービスの充実を図ります。
- ・情報通信ネットワークなどの府内インフラの整備等を推進しつつ、フロントオフィス系システム（住民情報系システム）、バックオフィス系システム（財務会計、文書管理、G I Sシステム等）の最適化や共有化を図ります。
- ・自然災害時に備え、安心安全な暮らしを守るための情報システム環境を、ＩＤＣ（インターネット・データ・センター）を活用しながら整えます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
オンライン申請（届出）対象手続数	29件	53件

## (3) 情報リテラシーの向上

- ・地域情報センターやアスト情報センターについては、両センターの機能を整理しつつ体験端末や公民館、各種事業推進活動と連携した講座等を設けることで、市民の情報リテラシーの向上を図るとともに、地域情報センターについては、平成23年度を目途に民間活力を導入した施設運営への移行をめざします。
- ・ケーブルテレビ伝送設備については、アナログ放送による難視聴対策の適切な保守運用を図り情報通信格差の是正に努めるとともに、平成23年度の地上波デジタル放送への移行に対応するため、アナログ放送終了を目途に既存施設の民間放送事業者への譲渡を行います。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
地域情報センター利用（相談）者数	6,764人	9,000人

## 4-3 観光の振興

### 第1項 観光の振興

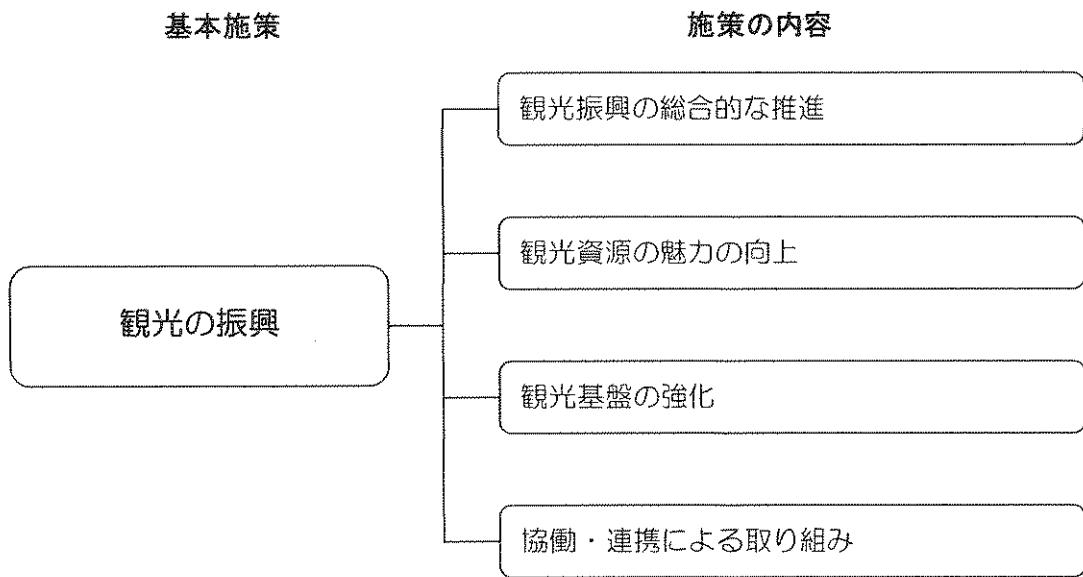
#### 【現状と課題】

- 本市は、合併により海・川・山などの自然や歴史・文化・産業など豊富で多様な観光資源がありますが、観光レクリエーション入込客数については、平成18年度は約412万人で平成11年度（約512万人）以降減少傾向にあり、観光資源として十分に活かされていないのが現状です。
- 一方、心の豊かさや自分らしさを志向する意識の高まりなどを背景に、観光を取り巻く環境も多様化・個性化が進んでおり、これらの観光ニーズに対応した施策の展開が求められています。
- また、高齢化・過疎化が著しい中山間地域においては、グリーンツーリズムなどの体験型観光を活かした地域の活性化が期待されています。
- 今後の観光施策は、農林水産業、商工業など他産業との連携を強化するとともに、津市観光協会など関係団体を支援し連携を図るなど、推進体制の強化・充実に努めることが重要です。
- また、三重県・近隣都市などとの連携のもとで広域観光を推進するとともに、効果的な情報の発信や各種イベント等を活用した取り組みが必要です。
- さらには、市民、関係団体、行政が協働し、おもてなしの心の醸成と、観光ボランティアガイドなど人材の育成に取り組むことが必要です。

#### 【現状と目標】

指標の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
観光レクリエーション入込客数	412万人	462万人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 観光振興の総合的な推進

#### ①津市観光振興ビジョンの策定と推進

- 本市の観光のあるべき姿、方向性を明確にするため「津市観光振興ビジョン」を策定し、多様化する観光ニーズにあった観光戦略を市民、観光関連団体などの行政の協働のもとで総合的に推進していきます。

#### ②推進体制の強化

- 津市観光協会については、法人化移行への支援を行うとともに、観光振興を推進するため、支援や連携の強化を図ります。
- 農林水産業・商工業など関連産業との連携を図り、地域振興や観光振興にかかる専門家などを活用した総合的な観光振興施策を推進します。

策定の目的	実現する目標	実現する方法
津市観光振興ビジョンの策定	—	策定

### (2) 観光資源の魅力の向上

#### ①観光資源の活用・創出

- 本市における多様な自然環境や歴史文化に恵まれた資源を有効に活用するとともに、海岸、温泉、湖、キャンプ場、レジャー・レクリエーション施設等の既存の観光施設を活用した観光エリアの形成を図り、観光資源の魅力向上に努めます。

- ・津の海については白砂青松などの景観保護に努めるとともに、海の家やレジャー・リクリエーション施設を活用した観光地づくりに取り組みます。
- ・市内に沸く良質な天然温泉資源を有効活用するため、周辺の環境整備を行うなど受入体制の充実を図ります。
- ・古い町並み保全などの景観整備を促進するとともに、歴史街道等を活用した観光ルートづくりに取り組みます。
- ・点在する観光資源を結ぶループバスの運行を図るとともに、周辺地域の特性を活かしたまち歩きシステムの整備に取り組みます。
- ・近年の多様な観光ニーズに対応するため、各地域の持つ豊かな資源を活かした体験型観光プログラムの創出や健康をテーマにした森林セラピー基地の設定などを行います。

## ②イベント等の活用

- ・市民との協働のもと、既存の祭りなどのイベントをより一層充実させるとともに、地域に根ざした新たなイベント等の事業の推進や藤堂高虎公入府400年事業等に取り組むなど地域の魅力向上に努めます。
- ・県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし、全国的・広域的なコンベンションの誘致を積極的に推進し、交流人口の拡大に努めます。

施策の取組指標	現状（平成25年時）	目標（平成26年時）
まち歩きシステム（散策コースの設定）	6箇所（25コース）	15箇所（50コース）

## (3) 観光基盤の強化

### ①観光施設等の整備・充実

- ・本市が運営する観光施設については、利用状況や経営状況等を分析し、適正な施設整備に努めます。また、各観光地の駐車場及びトイレなどについては、来訪者の利便性に配慮した整備を計画的に進めます。
- ・観光地へのアクセス道路や公共交通網の整備充実を促進し、観光客の利便性の向上に努めます。
- ・観光案内所の整備・充実を図るとともに、外国人観光客にも対応した統一的な案内標識や看板の設置を行うなど、来訪者に優しい環境整備を進めていきます。

### ②情報発信の強化

- ・観光資源のデータベース化を推進し、多様な観光ニーズに応じたパンフレットを作成するとともに、津市観光協会とも連携しホームページなど情報発信媒体の充実に努めます。
- ・新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用した観光PRを行います。
- ・東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行うとともに、伊

伊勢市など他都市と連携をした観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地としての知名度向上に努めます。

施策の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
観光案内所の設置	0箇所	3箇所

#### (4) 協働・連携による取り組み

##### ①市民及び市民団体等との協働

- ・市民と観光客が心温まる交流が促進されるようおもてなしの心の醸成に努めます。
- ・市民参画による海・山・川などの自然やまちを美しく保つための清掃活動や花いっぱい運動、花木植栽活動など景観形成の促進など、市民との協働による観光地づくりに取り組みます。
- ・観光ボランティアガイドの育成に努め、活力ある街づくりの一助を担うとともに、きめの細かい観光サービスの提供に努めます。
- ・フィルムコミッショナーや郷土芸能団体などの観光に関連するNPO、ボランティア団体等の育成・支援を図るとともに、これら市民団体等との協働による観光振興に取り組みます。

##### ②他産業との連携

- ・農林水産業・商工業と連携し、グリーンツーリズムや物づくり体験など体験型プログラムの創出に努めるとともに、特色のある物産品や地産池消の取り組みと連動した特産品、郷土料理の開発を支援していきます。
- ・商業団体等と協働し、観光振興によるにぎわいの創出に取り組みます。
- ・旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

##### ③広域観光の推進

- ・三重県や近隣都市及び三重県観光連盟との連携を強化し、広域ネットワーク化を図り、魅力ある広域での観光ルートの設定などに取り組みます。
- ・東大和西三重観光連盟、伊勢市との都市間連携連絡会議など観光推進組織の充実に努め、広域観光を推進します。

施策の取組目標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
観光ボランティアガイド数	3団体50人	5団体100人

## 第2項 競艇事業の活性化

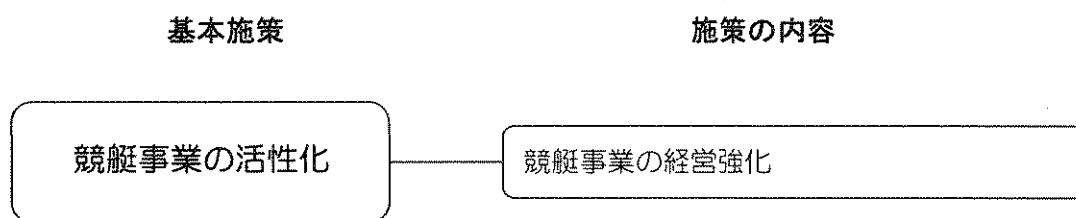
### 【現状と課題】

- 津競艇は設置以来、地方財政の改善のために事業収益を一般会計へ繰り出してきました。今後においても、事業収益の確保と地方財政に貢献することを目的に事業経営を進める必要があります。
- 津競艇の開催に伴い、従事する関係者に就業の機会を確保するとともに、市内及び近隣にある商店はもとよりホテル、飲食店等のサービス業やタクシー等の運輸業などへの波及効果も含め地域経済の活性化に寄与しています。
- 津競艇場は健全な大衆レジャーの場の提供による、さらなる地域社会への貢献が求められています。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
本場来場者数（1日平均）	2,668人	3,500人

### 【施策の体系】



### 【施策の内容】

#### (1) 競艇事業の経営強化

- ・平成18年10月に策定した「津市モーターボート競走場経営改善計画」に基づく施策を着実に実施します。また、観光産業等と協働した宣伝・広報を取り入れ、来場者数の拡大を図るなど、交流人口の拡大に努めます。

## 5 参加と協働のまちづくり

### 5-1 市民活動の促進

#### 第1項 市民活動の推進

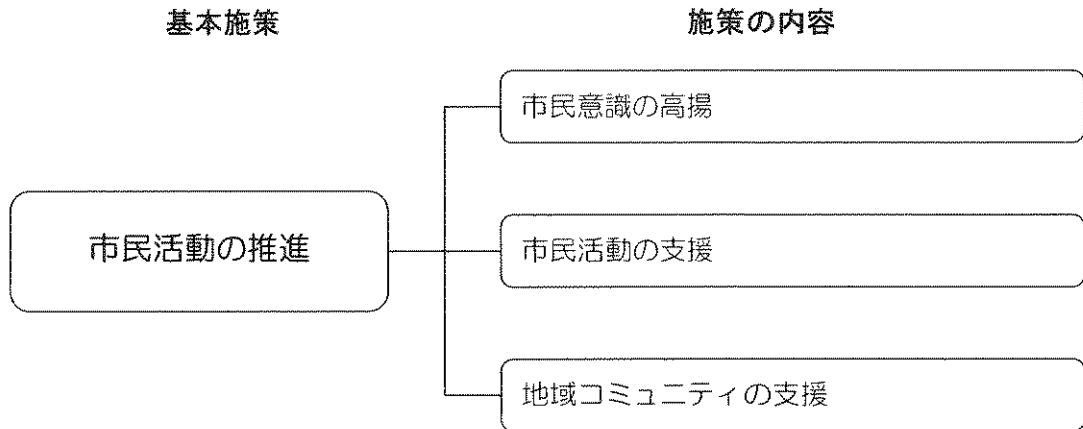
##### 【現状と課題】

- これからまちづくりにおいては、自治会などの地域組織はもとより、NPO、ボランティア団体や民間企業などを含めた市民が役割と責任を担い、行政とともに考え、行動する協働の取組みが必要不可欠となります。そのためにも、市民活動を推進することが重要です。
- まちづくりを担う市民の活動は、市民全体が取り組むものとしての理解が十分でなく、市民のまちづくりに対する参加・参画意識を高めることが課題となっています。
- 近年では、自治会等の地域組織だけではなく、NPO、ボランティア団体等による活動が活発になっています。多様化する地域の課題解決に向けては、専門的な活動を行う団体への期待がますます高まるところから、こうした市民活動団体に対する様々な支援の検討・導入が必要です。
- 市民活動を支援する体制として、津市市民活動センター等を中心に、活動拠点の提供や情報提供の支援などを行っていますが、市民活動をさらに活発にするために、活動スペースの確保などが求められています。
- 市内の大半の地区では、自治会などが中心となりコミュニティ活動が展開されています。安全安心な生活環境を守るために、コミュニティの役割がますます重要なとなっていますが、地域の連帯意識の希薄化など、コミュニティ活動を取り巻く環境は徐々に厳しくなっています。地域の課題に自主的に取り組む活動を促進するため、コミュニティの活性化を支援することが必要です。

##### 【現状と目標】

現状	目標	達成度
自治会への加入率	91%	96%
NPO団体数	106団体	120団体

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 市民意識の高揚

#### ①市民交流計画の推進

- ・多様な市民活動の推進と交流、市民との協働を進めるため、「津市市民交流計画（仮称）」の策定のもと、市民活動の支援と市民との協働を推進します。

#### ②協働意識の向上

- ・市民のまちづくり活動への参画や市民と行政の協働について学び、意識を高めるため、市民と行政職員の双方に対して研修会や講演会を開催します。

### (2) 市民活動の支援

#### ①市民活動団体への支援

- ・NPO、ボランティア等地域で活動している団体に対して、提案型の市民活動支援や業務委託等の制度により活動を推進します。
- ・津市のまちづくり事業の企画や担い手の育成・ネットワーク化に取り組んでいる津市げんき大学等と連携し、まちづくり団体の育成と活動支援を進めます。

#### ②活動拠点の確保

- ・津市市民活動センターを始め、既存の市内の公共施設を有効活用して、市民活動グループの活動拠点の確保を図り、市民活動の活動環境の充実を図ります。

#### ③市民活動情報の発信

- ・市民活動に関する情報の発信については、津市市民活動センターの指定管理者が行っており、その発行する広報誌等の周知について支援します。

指標の概要	現状（平成18年度）	目標（平成24年春）
市民活動センターを利用する登録団体数	266 団体	300 団体
市民活動センターの利用者数	31,799 人	35,000 人

(3) 地域コミュニティ活動の支援

①活動の促進

- ・市内各地域における自治会等の地域活動について、地域の安全・安心や快適な生活環境などを創出する取り組みを支援します。
- ・市による情報発信等により、市民の自治会等に対する関心や参加意識を高めるとともに、将来の地域を担うリーダーの育成に努めます。

②活動拠点の整備

- ・コミュニティ活動の拠点となる集会所等の施設整備については、活動支援の観点から、整備に対する助成を行います。

## 第2項 都市間交流、国際交流の推進

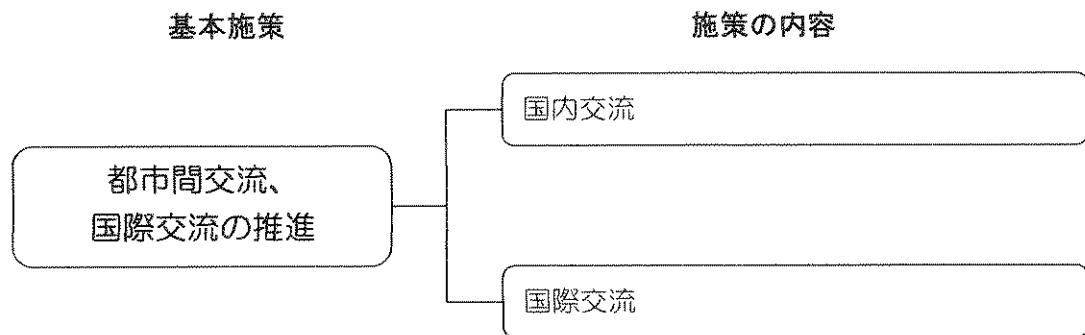
### 【現状と課題】

- 現在、国内における地域間交流は、友好都市である上富良野町と、日本三津交流、藤堂高虎公ゆかりの地交流の3つとなっています。それぞれの交流について、地域の事情等を考慮しつつ継続するとともに、市民レベルでの交流へと転換することが課題となっています。
- 国際交流については、オザスコ市との姉妹都市交流及び鎮江市との友好都市交流を継続していくことに加え、増加する外国人居住者に対して、コミュニケーション支援や生活支援、多文化共生の地域づくり等の施策の推進が求められることから、現在、「津市国際化基本計画（仮称）」の策定に取り組んでいますが、今後とも市民や行政が連携し、体系的な取組みを進めが必要となっています。
- 国際交流イベントの開催等を通じ、国際的視野を有した市民、国際理解のある市民の育成に努める必要があります。また、国際交流を進めるボランティアやリーダーの養成が求められます。
- 交流活動を推進するにあたっては、行政から市民へ活動の主体が移っていることなどを踏まえ、市民の主体的な活動を支える支援体制の整備が課題となっています。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
国際交流ボランティアバンク登録者数	48人	60人

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 国内交流

#### ①国内地域間交流の推進

- ・友好都市上富良野町交流事業、日本三津交流事業、藤堂高虎公ゆかりの地交流事業を、本市における国内の地域間交流として位置づけ、交流を推進します。
- ・それぞれの地域において、合併前から行われてきた国内都市等との地域間交流が市民主体で続けられているものについては、これら交流活動を支援していきます。

#### ②推進体制の整備・充実

- ・地域活性化の面などから、既存の地域間交流はもとより、青少年交流や経済交流等新たな交流も含め、市民や市民団体が主体となり交流が進められるよう、支援体制や交流基盤を整備します。

### (2) 国際交流

#### ①国際交流の総合的な推進

- ・国際交流を体系的に推進するため、「津市国際化基本計画（仮称）」の策定のもと、総合的な施策展開を行います。
- ・各地域で進められてきた国際交流の実績を踏まえ、新たに外国人居住者の増加に伴う多文化共生への取組みを積極的に進めます。

#### ②多文化共生の推進

- ・外国人居住者の増加に伴い、国籍や民族などが異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に向け、多言語による情報提供などのコミュニケーション支援や居住環境、教育、医療、防災などに係る生活支援、また、地域社会に対する意識啓発や、外国人居住者の自立と社会参画を促すなどの多文化

共生の地域づくり等の諸施策を推進します。

### ③姉妹・友好都市との交流促進

- ・オザスコ市との姉妹都市交流及び鎮江市との友好都市交流を継続し、様々なテーマに沿った交流を進めます。
- ・姉妹・友好都市以外の外国諸都市との交流に向け、民間団体等との連携により、青少年の相互派遣等の事業に取り組みます。

### ④市民主体の国際交流の推進

- ・津市国際交流推進基金の効果的な運用や活用、津市国際交流事業補助金等を通じた支援により、市民や市民団体主体の国際交流事業を推進します。
- ・地域の国際交流協会等と連携しながら、国際的視野や国際理解のある市民の育成と国際交流を進めるボランティアやリーダーの養成に努めます。
- ・国際交流イベント、青少年・市民団体の海外派遣事業、ホームステイ事業、語学講座等の開催や情報発信を通じた国際交流機会の提供に努めます。

### ⑤推進体制の整備・充実

- ・全市域を網羅する、行政と連携した新たな国際交流協会の設立に向け、津市国際交流協会、ひさい国際交流協会、津市北部国際交流協会の3つの協会の統合を促進します。
- ・行政の国際化の体制を充実させるとともに、市内の国際交流団体連絡会議の開催等、市内各地域で国際交流を進める団体と連携を図りながら国際交流を進めます。

施策の実績指標	現状（平成19年度）	目標（平成21年度）
生活オリエンテーション実施回数	20回	30回

## 第3項 男女共同参画の推進

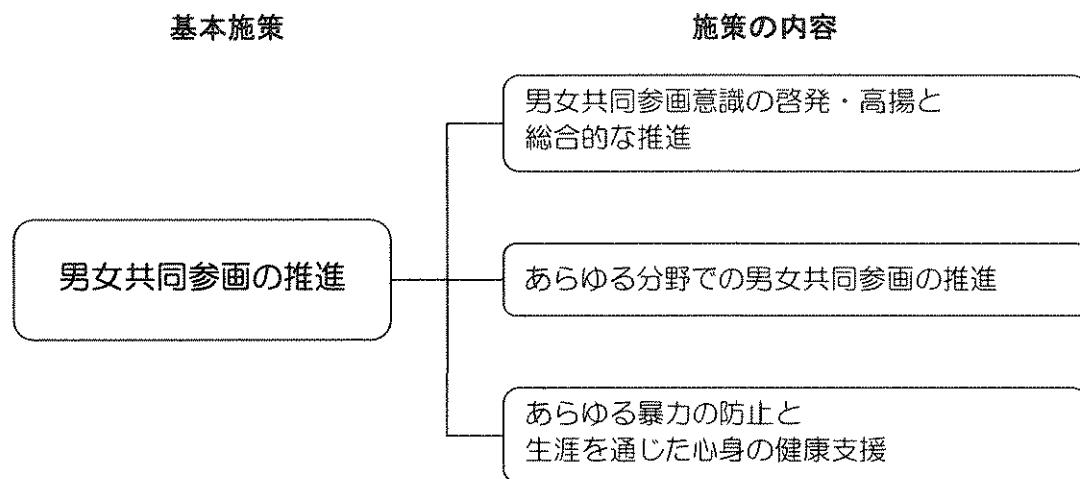
### 【現状と課題】

- 男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、総合的・計画的な推進を図ることが求められます。
- 「男女共同参画社会基本法」、「津市男女共同参画推進条例」の理念等の周知を通して職場、学校、地域、家庭における男女共同参画を推進するとともに男女の人权が尊重されるよう、あらゆる機会を通じて意識の普及と高揚が望まれます。
- あらゆる分野で男女それぞれの視点や意見等を十分反映できるよう、審議会など政策決定の場への女性の参画や、家庭その他の活動への男性の参画などが必要とされています。
- 家庭内における家事、子育て、介護等を男女が協力し合うこと、職場における労働環境の改善が図られることなど、女性が働き続けられる環境整備に向けた啓発活動の充実が求められています。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
男女共同参画推進条例の認知率	28.3%	60.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 男女共同参画意識の啓発・高揚と総合的な推進

## ①市民・事業者等への啓発の推進

- ・「津市男女共同参画推進条例」の基本理念やめざすべき姿を市民や事業者等に周知・啓発し、男女共同参画社会への理解を促進します。
- ・男女共同参画に関する様々な情報や活動事例などを掲載した男女共同参画情報紙を継続的に発行し、意識啓発に努めます。

## ②職場・学校・地域・家庭への啓発の推進

- ・職場・学校・地域・家庭におけるそれぞれのめざすべき姿の周知・啓発に努め、男女共同参画意識の普及・高揚に努めます。

## ③全庁的な施策の推進

- ・「男女共同参画に関する基本計画」のもと、男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、全庁で総合的・計画的な推進を図ります。

施策の取組目標	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)
審議会等への女性の登用率	24.8%	30.0%

## (2) あらゆる分野での男女共同参画の推進

## ①職場・学校・地域・家庭での男女共同参画の促進

- ・職場・学校・地域・家庭などあらゆる場での男女共同参画を促進するため、女性のチャレンジ支援や男女共同参画の視点に立った教育の推進、地域活動への

支援を実施します。

②仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援

- ・多様な雇用形態やライフスタイルに対応する子育て・介護等についての施策を充実するとともに、育児・介護休業制度の利用促進等の啓発に努め、仕事と家庭その他の活動との調和が図れるよう支援します。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
女性のチャレンジ支援セミナーの開催	年1講座	年3講座

(3) あらゆる暴力の防止と生涯を通じた心身の健康支援

①女性や子ども、高齢者等に対する暴力の防止

- ・職場・家庭等における権利侵害をはじめあらゆる暴力の防止について啓発し、安心して生活・活動できる環境の整備に努めます。

②生涯の各段階に応じた男女の心身の健康への支援

- ・健康診査事業や健康相談事業の充実を図り、生涯の各段階に応じた男女の心身の健康への支援に努めます。

③相談・支援体制の整備と充実

- ・女性が抱える悩みや心配事などの様々な問題について、相談体制の充実に努めます。

施策の取組指標	現状（平成19年度）	目標（平成24年度）
女性に対する法律相談の実施	年6回実施	年12回実施

## 第4項 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

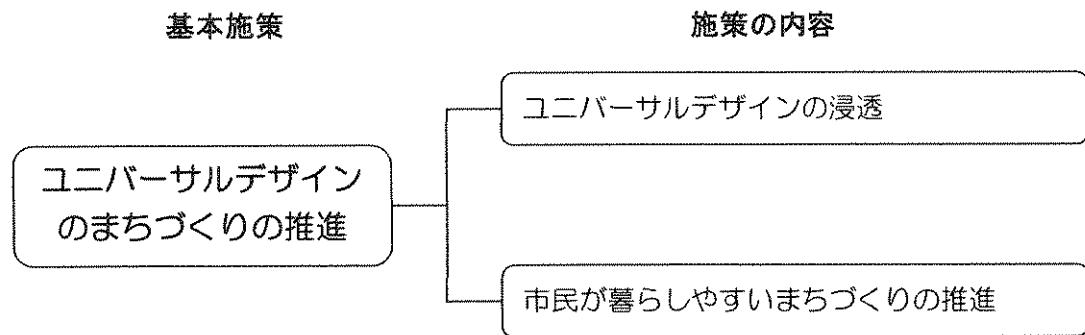
### 【現状と課題】

- 今後予想される急激な高齢化の進展や外国人の増加などにより、普段の日常生活において支障となる問題がさまざまな形で生じることが予想されます。
- これまで公共施設のバリアフリー化や歩道のバリアフリーに取り組んできました。さらに交通バリアフリー法の制定・改正に伴い、鉄道駅等の交通施設と公共施設までの主要経路のバリアフリー化を一層推進することが求められています。
- 誰もが安心して暮らすことができるようには、障害の有無、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、すべての市民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことのできるユニバーサルデザインのまちづくりをめざすことが求められています。
- 行政だけではなく、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解がより一層進み、NPOや地域の団体、企業、市町などによる自主的な取組が行われるよう、啓発や学習活動を支援するとともに、ユニバーサルデザインに向けた行政と市民の協働を定着させていくことが求められています。

### 【現状と目標】

基本施策の既成指標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
ユニバーサルデザインの認知度	38.7%	60.0%

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) ユニバーサルデザインの浸透

#### ①ユニバーサルデザイン意識の普及

- ・ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての市民が社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、心のバリアや制度面のバリアを取り除くとともに、ノーマライゼーション社会を推進するための啓発活動を推進します。
- ・広報や市のホームページなどを通じて、市民に情報提供を進め、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ります。
- ・地域や企業、学校など様々な機会を通じて、ユニバーサルデザインに関する講座や教育の推進を図り、各主体における取り組みを促進します。

#### ②ユニバーサルデザインの推進体制の確立

- ・ユニバーサルデザインを全庁的に推進するために、継続的な職員研修等を実施するとともに、各部署において実施可能な取り組みを進めます。
- ・三重県に登録するユニバーサルデザインアドバイザー団体など、地域におけるリーダー的な役割を果たす個人・団体等の活動を支援します。

### (2) 市民が暮らしやすいまちづくりの推進

- ・交通バリアフリー法にもとづいて、駅等の交通施設、主要道路、沿線の公共施設のバリアフリー化を促進します。
- ・車を運転できない市民も安心して自由に移動できる環境の形成をめざし、ニーズに応じた各種手段を組み合わせて公共交通の充実を図ります。
- ・市外からの来訪者や外国人などにとってもわかりやすい案内表示や、カラーバリアフリーの視点を踏まえた広報等の発行など、誰にも分かりやすい情報提供に努めます。
- ・ユニバーサルデザインの視点から、公共施設の改善に取組むとともに、誰もが気楽に利用できるように管理運営の工夫に努めます。

## 5-2 市民との協働の推進

### 第1項 広報・広聴

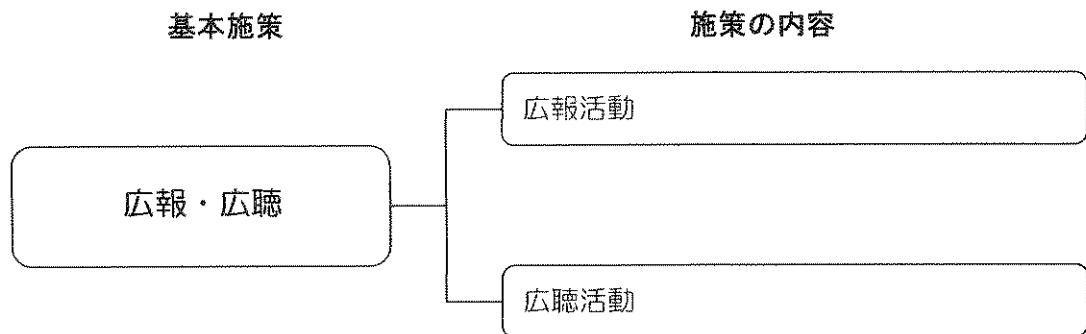
#### 【現状と課題】

- 広報活動については、市政情報や地域の身近な話題などを掲載した、広報津を編集・発行し、市内各世帯へ配布しています。また、ホームページでは、その特性を活かし、新着情報などを随時掲載するとともに、内容の更新サイクル向上に努めています。さらに、ケーブルテレビなどの放送メディアを活用して、市政情報やイベント情報、まちの動きなどを早く届けるよう努めています。
- こうした各種媒体を通じて、内容の充実や親しみやすさ、速報性そして分かりやすい情報発信が求められます。
- 市政に対する意見や要望等を市政に反映するため、市政モニター制度を実施していますが、会議形式での直接参加という形をとっていることから、参加人数が限定されることや応募者数も減少傾向にあることから、そのあり方について見直しが必要となっています。
- 市長が地域に直接出向き、地域住民と普段着で懇談や意見交換を行う市長対話をを行い、市政への理解を深めるとともに、その意見等を市政に反映できるよう努めています。
- 広聴活動については、本市の重要な計画や条例を制定する場合に、その政策形成過程における市民参画の機会の拡大や協働による市政の推進、透明性の向上を図るため、パブリックコメント制度を実施しています。

#### 【現状と目標】

現状(令和3年度)の目標	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)
ホームページ年間アクセス件数	約 1,400,000 件	2,000,000 件

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 広報活動

- ・広報津については、読み、親しんでいただく広報紙を求めて、行政情報は分かりやすく、生活情報は役立つ情報を、地域情報は元気な市民活動を取り上げ、紙面づくりに努めます。
- ・ホームページについては、音声ブラウザへの対応の推進や外国語での情報提供の充実などのバリアフリー化と内容の一層の充実を図ります。
- ・テレビやラジオによる市の情報発信番組については、津市のイメージアップや都市間競争を意識した番組制作に努めます。

### (2) 広聴活動

- ・現行のモニター事業については、より多くの市民の市政への参加を可能とする新制度、方式などの導入を含め、運営方法を工夫するなどの見直しを進めます。
- ・市長対話については、あらゆる機会を通じて対話の拡大を図ります。
- ・パブリックコメント制度については、より多くの市民との協働による市政推進を図るため、市民に対しパブリックコメント制度の周知に努めます。

## 第2項 情報公開の推進

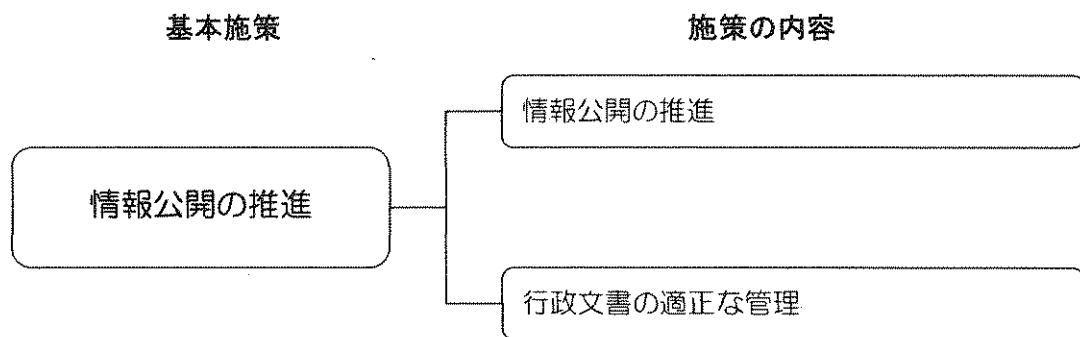
### 【現状と課題】

- 情報公開制度については、透明で公正な行政運営に資するため、請求者からの開示請求に基づいて、市が保有する公文書を開示する制度で、請求件数は年々増加し、その請求内容も多岐にわたるなど多様な利用がなされ、制度は定着してきています。
- こうした開示請求に基づいて情報を公開していくだけでなく、市民と行政の協働による市民参加を促進するために、市の情報を積極的に提供していく、情報提供制度をさらに推進していく必要があります。
- このため、情報公開室において開示請求をしなくとも閲覧できる資料や各種の行政資料の充実に努めています。
- また、審議会等についても、審議過程の情報を公開することにより、市政への参画や透明性の向上等を図るため、その会議を傍聴できるよう原則公開とし、ホームページに開催案内や会議の結果も掲載しています。
- さらに、政策形成過程の情報提供を行うためのパブリックコメント制度の導入や、インターネットの速報性を生かした情報提供や報道機関への資料提供などの、いわゆるパブリシティ活動を行っています。

### 【現状と目標】

基本施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
パブリシティ活動の推進	397 件	500 件

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

### (1) 情報公開の推進

- ・情報公開制度の目的、利用方法等について、さらに市民に対して周知を図るとともに、時代の流れに応じた運用を図るための制度の見直しに、適宜取り組んでいきます。
- ・市政に関する情報については、開示請求権制度に基づく公文書の受動的な開示だけでなく、ホームページへの登載や情報公開室への配架などにより、情報を迅速に分かりやすく提供するなど、情報公開の総合的な推進を行い、説明責任を果たすとともに、情報の共有化に努めます。
- ・審議会等の会議については、政策形成や行政運営の過程の状況を明らかにするために、会議の目的や会議資料等をホームページに公開するとともに、議事録を速やかに公開できるように努めます。
- ・パブリックコメント制度の適正な運用を行うとともに、インターネットの速報性を生かした情報提供や報道機関への資料提供などのパブリシティ活動も積極的に推進します。
- ・個人情報保護制度については、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護するよう、適正な運用に努めます。

### (2) 行政文書の適正な管理

- ・文書管理システムにより行政文書を体系的に管理し、行政文書に係る目録のデータベース化を行うことにより、必要な情報を迅速に検索できる環境づくりを進めます。

施策の取組指標	現状（平成18年度）	目標（平成24年度）
開示請求における開示決定等までの平均日数	11日	9日

(※請求内容が大量であり、期間延長したものを除く)

## 第3項 協働のまちづくりの推進

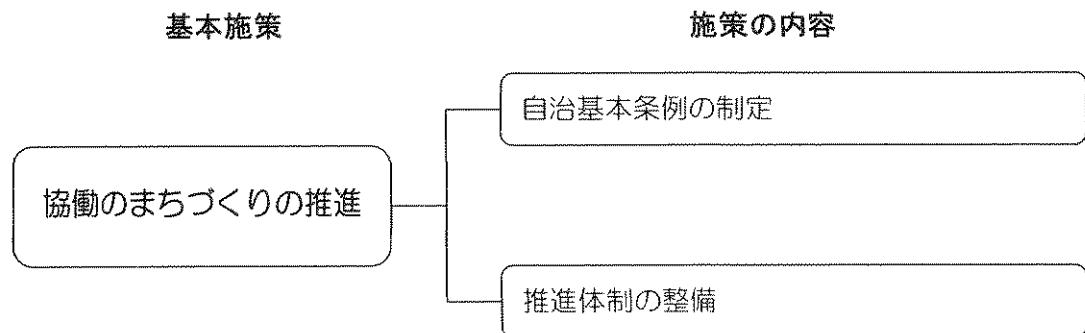
### 【現状と課題】

- 地方分権が進展する中、本市においては合併による市域の広域化といった状況も踏まえ、地域の実情に合った個性あるまちづくりが求められています。
- また、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況や、少子高齢社会の進行等の社会経済情勢下において、多様化する市民ニーズに行政のみで対応していくことは困難な状況となってきています。
- 一方で、地域住民やNPO、ボランティアといった市民活動の機運の高まりにより、地域で必要とされているサービスを市民が自発的に提供していくこうとする活動も増えてきています。
- このような状況を踏まえ、今後のまちづくりを進める上では、参加と協働によるまちづくりを進めていくことが必要不可欠であり、多様な主体による公共サービスの提供を図るための新たな仕組づくりが求められています。
- このことから、本市では、協働のまちづくりの推進に向けた市民からの提言等に基づき、まちづくりの基本的な考え方や、市民・議会・行政それぞれの役割や責務などを定める自治基本条例の制定に向けた取組を進めています。また、今後、自治基本条例の制定と併せて、協働のまちづくりを具体的に推進していくための体制の整備を進めていく必要があります。

### 【現状と目標】

現状と目標の取り扱い	現状（令和1年度）	目標（令和4年度）
自治基本条例の制定	—	制定

## 【施策の体系】



## 【施策の内容】

## (1) 自治基本条例の制定

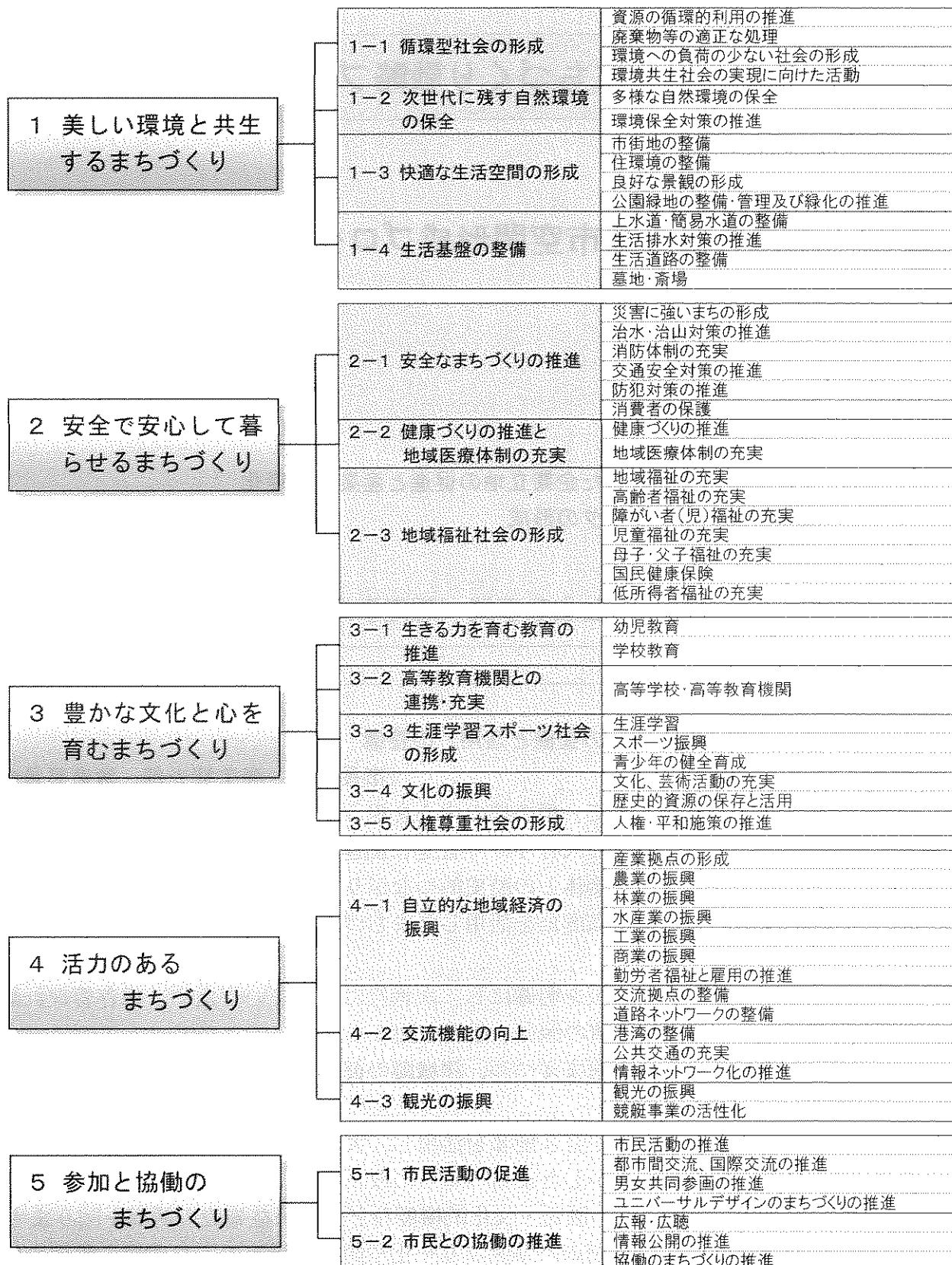
- ・協働のまちづくりの推進に向けて、地方自治の基本的なあり方等について定める自治基本条例を制定します。
- ・条例制定にあたっては、策定段階での市民参加を進めるとともに、策定後における実効性の確保に努めます。

## (2) 推進体制の整備

- ・府内に、総合的な協働による事業の推進や関連所管との連携による事業展開を図るための体制整備を図るとともに、職員の意識改革に向けた取組を図ります。
- ・協働による事業の推進については、市民自らが評価できる仕組みづくりに努めます。
- ・市民活動の活性化を図るため、交流会の開催や中間支援団体の育成に向けた取組を進めます。
- ・市民の意見やアイデアの反映などを具体的に進めるために、関係施策や制度の整備を図ります。

施策の実施段階	現状（平成19年度）	目標（平成22年度）
市民活動推進会議（仮称）の開催	—	10回

# 施策体系図



## 第3章 重点プログラム

### 1 まちづくり戦略プログラム

#### ① 未来を拓く都市空間形成プログラム

##### 【プログラムの構成】

- 1 新都心軸の形成
- 2 副都市核の整備
- 3 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化
- 4 広域交通ネットワークの形成

##### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費9,200百万円）】

###### 1 新都心軸の形成

###### (1) 都市核（津城跡周辺地区の整備と活用）の整備

(市長公室、商工観光部、教育委員会)

- ・多様な交流の拠点として、都市核の中心を担う津城跡（お城公園）及びその周辺地区については、高虎公入府400年記念に関連する事業を実施するとともに、高虎公にゆかりのある自治体との歴史的つながりを大切にした交流を進めなど、これを契機とした藤堂高虎公を活用したまちづくりを進め、魅力的な都市空間の創造を図ります。
- ・津城の城跡としての価値を明確にし、次世代に伝えていくため、保存管理計画の策定のもと、歴史的価値の保存・活用を図ります。
- ・市民の機運の高まりを踏まえつつ、津城跡の復元について、調査研究に取り組みます。
- ・中心市街地の空き店舗や空き地等を活用し、大学生や短大生の活動スペースを設けるなど、若い力を活かしたまちづくりに取り組むとともに、市民が集まり、賑わいが創出できるよう、歴史・文化的機能など公共公益施設の誘導を図ります。
- ・国道23号等において歩道のバリアフリー化や憩いの場等の道路環境の整備を促進するとともに、あんしん歩行エリアの形成に向けた取組を支援します。

## (2) 津なぎさまちの整備

(都市計画部)

- ・津なぎさまち及びその周辺については、県都の玄関口として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。

## (3) 新たな連携と交流を創出する新産業交流拠点の形成への取組

(都市計画部、商工観光部)

- ・近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区においては、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高める観点から、中心市街地の活性化に寄与し、津なぎさまちを中心とするみなとまちづくりと連動した新都心軸の形成を図るため、本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成をめざします。

事業名	実施主体	事業内容概要	実施時期
まちなか学生拠点づくり事業(仮称)	市内在学大学生 商工観光部等	中心市街地の空き店舗等を活用し、まちなかで学生が活動するための拠点づくりを実施(1箇所)	平成20年度～
みなとまちづくり整備促進調査研究事業(仮称)	レッ津夢みなと プラン推進協議会 都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくため、導入機能、土地利用等に係る調査、研究	平成20年度～ 平成21年度
津 IC周辺地区整備調査・研究事業	都市計画部等	本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成のための調査、研究	平成20年度～

## 2 副都市核の整備

## (1) 久居駅東側周辺地区の整備

(市長公室、都市計画部)

- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機能の整備を進めます。

事業名	実施主体	事業内容	実施期間
久居駅東側周辺地区整備事業	・民間事業者 ・市長公室 ・都市計画部	防衛庁との用地交換後、民間活力を導入しながら、副都市核である久居駅東側周辺地区の整備	平成 20 年度～

### 3 産業拠点を中心とした企業立地の促進と産業の高度化

(商工観光部)

- ・あのつピアにおいては、三重県との連携及び県内における広域連携を図りつつ、本市の産業振興の拠点として産業振興センター（仮称）を設置します。本センターについては、产学研官連携や産産連携のために研究者が集い、新たなイノベーションを進める場としていくとともに、地域資源を活用した新商品開発など、新たな事業展開を進める企業に対するマーケティング等の支援を行うことによって、研究開発型産業基盤の整備と同時に市内産業全体の振興を図っていきます。
- ・企業立地の促進にあたっては、「津地域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的に取り組みます。
- ・中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいを、本市における産業を牽引する拠点と位置づけ、広域的な産業連携を図りつつ、企業立地をさらに促進するため、中勢北部サイエンスシティ第1期事業区域の造成や関連公共施設の整備、ニューファクトリーひさいの区画分割整備によって、企業立地を促進します。

事業名	実施主体	事業内容	実施期間
中勢北部サイエンスシティ立地基盤整備事業	・下水道部 ・津市土地開発公社	未造成区域の造成及び関連公共施設の整備	平成 19 年度～ 平成 21 年度
ニューファクトリーひさい区画分割整備事業	・県土地開発公社	大規模区画の分割整備	平成 19 年度～ 平成 20 年度

## 4 広域交通ネットワークの形成

## (1) 環状放射型道路交通網の整備

(建設部)

- ・伊勢自動車道、中勢バイパス、国道23号、国道163号、国道165号、国道368号は市の骨格を形成する広域幹線道路として、関係機関に要請して整備の促進を図り、圏域内外から人々や物が集中、分散させていくための円滑かつ利便性の高い広域連携軸を形成します。
- ・広域連携軸を補完しつつ、各地域間の有機的な連携、交流へと結びつけていく域内連携軸として整備の促進を図り、人々や物を移動させるための交通機能の強化はもとより、都市環境機能、都市防災機能、市街地形成機能などの多様の機能を有する道路として整備推進を図ります。
- ・都市部及びその周辺に集中する交通を適正に配分し、都市部への不要な通過交通の抑制による交通の円滑化と生活道路の安全性を確保するため、都市環状道路などの形成を図ります。

## (2) 地域交通体系の計画的な構築

(都市計画部)

- ・地域公共交通の連携等に係る協議会の設置を通じ、誰もが移動しやすい公共交通網の形成を図るため、公共交通等のアクセス利便性と回遊性の向上、地域交通の改善に取り組むとともに、地域の実情を反映し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と望ましいあり方に関する総合的な対策について、関係者による協議と市民との協働により検討を進め総合的な交通ネットワークの形成をめざします。

事業名	実施主体	事業概要	実施期間
環状放射型道路交通網の整備 (個別路線名整備事業)	・国、県 ・建設部	本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、環状放射型の道路交通体系の整備推進	平成20年度～

## 【プログラムの評価】

評価指標
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ② 自然の恵みの価値創造プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組
- 2 森林セラピー基地の整備
- 3 山から海まで河川流域の一体的な取組

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費29,000百万円）】

#### 1 豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐための取組

##### (1) 農山村活性化プロジェクトの推進

(農林水産部)

- ・農林業を基盤とする農山村活性化を図るため、森林セラピー基地と連携し、「つ産材」の利用、獣害対策の促進等に取り組むとともに、関係団体、企業、学校等との協働のもと、耕作放棄地等を利用した賑わいの場づくりに取り組むなど、農林業の付加価値を高め、都市と農山村の交流を促進し、活性化するための総合的な取組を進めます。また、農業基盤の整備を推進するなど、農地と集落が一体となった農村集落の維持継承に努めます。

##### (2) バイオマス等の活用

(農林水産部、環境部ほか)

- ・美杉地域をはじめとする中山間地域においては、木質系バイオマスの活用など、新たな森林資源活用システムの研究等、具体化に向けた取り組みを進め、バイオマス資源等を活用した地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
農林業基盤整備事業	・農林水産部	用水路のパイプライン化、ほ場、農道、林道など農林業基盤整備の推進	平成20年度～

2 森林セラピー基地の整備

(農林水産部、美杉総合支所ほか)

- ・豊かな森林の恵みを活かし、森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルスツーリズムを積極的に展開します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所等	森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルスツーリズムの展開	平成20年度～

3 山から海まで河川流域の一体的な取組

(1) 山と川と海のネットワークづくり

(環境部、農林水産部)

- ・布引山地から伊勢湾まで、山・川・海の各地域の市民・事業者の交流会や学習会の開催などを通じて、相互のコミュニケーションを図り、それぞれの地域の課題解決に向けたネットワークづくりを行います。
- ・森林などにおいては、イベントの開催などを通じて、市民の活動を活発化し、山・川・海を活用した交流を促進します。

(2) 生活排水対策の総合的な推進

(下水道部、農林水産部、環境部)

- ・公共用水域の水質保全や自然環境の保全を図るため、「生活排水処理施設整備計画」に基づき、効率的な下水道事業の推進に取り組みます。
- ・中勢沿岸流域下水道の志登茂川処理区、雲出川左岸処理区、松阪処理区における幹線及び処理場整備を進めるとともに、志登茂川処理区の早期供用開始を促進します。
- ・公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水の供用率の向上や浄化槽の設置を促進します。

(3) 治水・治山対策の総合的な推進

(農林水産部、環境部、都市計画部、下水道部)

- ・雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川・岩田川・三泗川）、志登茂川水系（志登茂川・横川）の河川改修事業を促進するとともに、準用河川五六川改修の早期の完成を目指します。
- ・高潮対策や地震、津波対策のため、海岸堤防の整備を促進するとともに、雨水幹

線の整備区域の拡大を図り、排水機場等の整備、改修と適切な維持管理を通じて、浸水被害の軽減及び防除、排水能力の向上に努めます。

- ・土砂災害等を防止するため、県と連携して急傾斜地崩壊防止対策、土砂流出防止対策、地すべり防止対策を進めるとともに、長期的な展望に立った継続的な森づくり活動の促進に努めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
山と川と海のネットワーク事業	・環境部 ・農林水産部	計画の策定とネットワーク組織の構築及び事業の推進	平成 20 年度～
下水道整備事業	・県 ・下水道部	公共下水道、流域下水道の整備推進	平成 20 年度～
準用河川五六川改修事業	・下水道部	五六川の河川改修工事（第三期事業）	平成 20 年度～ 平成 23 年度

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

### ③ 海に開くまちづくりプログラム

#### 【プログラムの構成】

- 1 津なぎさまちの整備
- 2 魅力ある津の海の環境整備
- 3 漁港の基盤整備

#### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費240百万円）】

##### 1 津なぎさまちの整備

(都市計画部)

- ・津なぎさまち及びその周辺については、津松阪港港湾計画の変更を視野に入れながら、背後地の活用方策や中心市街地との連携、交流拠点として求められる機能や整備内容などの検討を進め、県都の玄関口として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
(みなとまちづくり整備促進調査研究事業 (仮称)	レッ津夢みなとプラン推進協議会 都市計画部等	みなとまちづくりを推進していくため、導入機能、土地利用等に係る調査、研究	平成20年度～ 平成21年度

##### 2 魅力ある津の海の環境整備

###### (1) 観光資源の魅力の向上

(商工観光部)

- ・津の海を有効に活用し、さらなる交流の創出を図るため、白砂青松などの景観保護に努めるとともに、海の家やレジャー・レクリエーション施設を活用した観光エリアの形成を図り、観光資源の魅力向上に努めます。

###### (2) 海岸堤防の整備促進

(都市計画部)

- ・津松阪港の海岸堤防については、地域住民に親しまれ、海辺とふれあえる景観をもった潤いのある安全な堤防にしていくため、国の直轄事業であるふるさと海岸

整備事業により、引き続き贋崎工区の整備促進を図るとともに、現在、未着手となっている阿漕浦・御殿場工区及び栗真町屋工区の早期事業化を促進します。

## (3) 河芸町島崎町線の整備

(都市計画部、建設部)

- 中勢バイパス、国道23号などの広域連携軸や域内の連携軸を補完し、域内外との連携と交流を高める中心的な道路となる河芸町島崎町線については、魅力ある津の海の環境整備の一層の向上のため、ふるさと海岸整備事業栗真町屋工区の事業化と併せ、県と連携しながら河芸町島崎町線の整備を進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ふるさと海岸整備事業(阿漕浦・御殿場工区)	・国、県 ・都市計画部	ふるさと海岸整備事業(阿漕浦・御殿場工区)の事業着手、整備促進	平成21年度～
ふるさと海岸整備事業(栗真町屋工区)	・国、県 ・都市計画部	ふるさと海岸整備事業(栗真町屋工区)の事業着手、整備促進	平成21年度～
河芸町島崎町線整備事業	・県 ・都市計画部 ・建設部	ふるさと海岸整備事業栗真町屋工区の事業化と併せた河芸町島崎町線の事業着手、整備推進	平成21年度～

## 3 漁港等の基盤整備

(農林水産部)

- 水産業の振興をめざし、活気あるみなとづくりをすすめ、漁業生産拠点としての機能の向上を一層図るため、漁港の環境を整えます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
白塚漁港南防波堤整備事業	・農林水産部	イカナゴ漁などを守るために、漁業生産拠点である白塚漁港、南防波堤の延伸工事の完成	平成20年度～ 平成24年度

## 【プログラムの評価】

## プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ④ 持続可能な地域形成プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 森林・自然アカデミー事業の推進
- 2 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化
- 3 新最終処分場の建設
- 4 津エコビレッジ（仮称）の形成促進

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費11,600百万円）】

#### 1 森林・自然アカデミー事業

(環境部、農林水産部、教育委員会、水道局、総合支所ほか)

- ・広大な森林に恵まれた津市の自然環境を市民自らが共通の財産として保全し、将来に引き継げるよう、林業関係者、環境N P O、三重大学をはじめとする多様な主体の参画のもとに、環境学習の拠点づくりなどの森林・自然アカデミー事業に取り組みます。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成20年度～
エコパートナー事業	・環境部	市民の環境活動拠点である市民エコ活動センターの運営	平成20年度～
ストップザ温暖化・元気環境交流事業	・環境部 ・教育委員会	科学技術体験合宿等による環境学習の推進（S P P合宿型学習活動）	平成20年度～
森の恵み体験＆実践事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所	森林を活用した環境学習・交流による、持続可能な地域社会づくりの推進	平成20年度～
森林資源を活かしたヘルスツーリズム事業	・農林水産部 ・商工観光部 ・美杉総合支所 ・美里総合支所	森林資源を活用した健康サービスを提供することにより、健康増進と観光振興	平成20年度～
美里水源の森整備事業	・水道局 ・美里総合支所	セラピーロード及び付帯施設、案内板の整備	平成20年度～

2 市民版環境マネジメントシステムの普及促進とごみ減量化

(環境部)

- ・「生活かえる！エコエコ家族」事業など、市民版環境マネジメントシステムの普及を促進するとともに、5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等にちなんだ統一行動日、月間を設けるなど、環境に対する意識啓発を図ることで、ごみ減量に取り組みます。
- ・ごみの減量化と再資源化を推進するため、より一層のごみ分別PRの徹底を図る方策として、「ごみダイエット塾」の開催などを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
生活かえる！エコエコ家族事業	・環境部	市民版環境マネジメントシステムの普及	平成20年度～
市民清掃デー	・環境部 ・各総合支所	5月30日の「ごみゼロの日」、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」等、統一行動日、月間の設定と実践	平成20年度～
ごみダイエット塾等 3R推進事業	・環境部 ・各総合支所	地域でのごみダイエット塾の開催など3Rの推進PR等	平成20年度～

3 新最終処分場の建設

(環境部)

- ・環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
新最終処分場建設推進事業	・環境部	新最終処分場建設事業の推進	平成20年度～

4 津エコビレッジ（仮称）の形成促進

(環境部、農林水産部、商工観光部ほか)

- ・持続可能な地域形成にとって不可欠な環境産業の振興を図るため、バイオマス等を活かした地域循環型産業の育成や立地促進を図るとともに、風力発電施設や森林・自然アカデミーを活かし、環境をテーマとした地域振興をめざす「津エコビレッジ（仮称）」の形成を促進します。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
津エコビレッジ（仮称）形成促進事業	・環境部 ・農林水産部 ・商工観光部他	地域循環型産業の育成、立地促進、研究開発など環境と産業が一体化した地域振興	平成20年度～
森林・自然アカデミー事業	・環境部 ・農林水産部 ・各総合支所等	三重大学との連携による演習林施設の有効活用等による環境学習拠点づくり	平成20年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 一身田寺内町の町並み保全と活用
- 2 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用
- 3 津城跡（お城公園）周辺地区の整備と活用
- 4 千歳山の保全と活用
- 5 文化芸術の拠点性の向上

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費830百万円）】

#### 1 一身田寺内町の町並み保全と活用

（教育委員会、建設部、下水道部、市長公室、商工観光部ほか）

- ・「一身田寺内町地区都市再生整備計画」に基づき、寺内町を囲む環濠や伝統的な町並みなどの歴史的資源について、住環境に配慮しつつ保全を図るなど、暮らしが息づく生きた町並みとして次世代に継承していきます。
- ・歴史的な環境を活かした整備を行うことにより、統一された景観形成や、世代の別なく安全で暮らしやすい、落ち着いた良好な生活空間を提供していきます。
- ・「一身田寺内町の館」を核に、観光ボランティアガイドとの連携やまち歩きなどを通して、観光資源としての活用や、市民の学習の場としての活用など、知名度を活かした誘客に取り組みます。

事業名	実施主体	事業内容	実施期間
一身田寺内町まちづくり事業	・教育委員会 ・建設部 ・下水道部 等	道路や環濠等の環境整備と歴史的資源の活用	平成20年度 ～平成24年度

#### 2 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用

（教育委員会、商工観光部、美杉総合支所ほか）

- ・多気北畠氏遺跡の価値とその構成要素を明確化し、適切な保存管理を行っていくため、保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります。
- ・貴重な歴史資源や豊かな自然を活かしたまち歩きコースの活用や、伝統芸能などの連携による地域振興を図ります。

- ・歴史の道百選にも選ばれた伊勢本街道の道標、家並みの保全・活用、有形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを進めます。
- ・三重県とも連携し、地域住民が主体となった歴史・文化が息づく地域づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多気北畠氏城館跡 保存計画策定事業	・教育委員会	国史跡の多気北畠氏城館跡の貴重な歴史的環境の保存継承に向け必要な方針・方法等を定める保存管理計画の策定	平成 20 年度
伊勢本街道を活かした地域づくり事業	・地域住民 ・県 ・美杉総合支所他	伊勢本街道等を活かした住民等との協働による地域づくりと美杉ふるさと資料館の入館者の増加	平成 20 年度～

### 3 津城跡の整備と活用

(教育委員会、都市計画部、商工観光部、市長公室)

- ・津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えていくため、津城跡保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります
- ・公共施設等の有効利用による歴史資料室の開設や、ゆかりの地の碑の設置、観光ボランティアとの連携などにより、城下町の町並みや高虎公の功績を広く地域内・外の人に知ってもらうための取組を進めます。
- ・津城跡（お城公園）については、市民の機運の高まりを踏まえつつ、復元について調査研究を行います。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津城跡保存管理計画 策定事業	・教育委員会	県史跡の津城跡の本質的な価値を明確にし、次世代に伝えるために必要な方針・方法等を定める保存管理計画の策定	平成 20 年度

### 4 千歳山の保全と活用

(市長公室、都市計画部)

- ・藤堂藩のゆかりの地であり、16代川喜田久太夫（川喜田半泥子）の陶芸の創作の地であった千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場となるよう検討しつつ、市街地にまとまって緑が残され

た公園として、その保全と活用を図ります。

- ・市民の創作活動や体験を通じ、身近に文化に触れることのできるアトリエ等の施設を検討し、整備を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
千歳山整備活用事業	・市長公室 ・都市計画部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成 20 年度～ 平成 24 年度

## 5 文化芸術の拠点性の向上

(市長公室、教育委員会)

- ・三重県が検討を進める新しい博物館について、本市への整備を促進します。
- ・市民の文化・芸術の鑑賞や発表、練習等の場として、文化施設の有効活用を図ります。

## 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの推進
- 2 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定と全国規模の大会開催
- 3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり
- 4 総合的なスポーツ施設の整備

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費2,200百万円）】

#### 1 まち歩き（ウォーキング）による健康づくりの推進

（健康福祉部、商工観光部、市長公室、総合支所ほか）

- ・運動不足を解消し、生活習慣病を予防するために、生活の身近な場所や、あらゆる機会を通じて、市民が自主的に健康づくりに取り組めるよう、まち歩き（ウォーキング）を促進し、日常的に体を動かす習慣作りに取り組みます。
- ・セラピーロードをはじめとする、自然や歴史など本市の多様な資源を活用したウォーキングコースにおいて、体験し、学び、癒されるなど、歩くことに楽しむ要素を加えたまち歩きを積極的に推奨するとともに、イベントの開催など観光振興をはじめとしたまちづくりの様々な機会において歩く機会を創出することで、市民の健康づくりと集客交流のまちづくりを総合的に進めます。

#### 2 地域特性を活かしたウォーキングコースの設定と全国規模の大会開催

（健康福祉部、商工観光部、市長公室、総合支所ほか）

- ・地域特性を活かした新たなウォーキングコースの設定やウォーキングマップの作成、コースの案内板等の設置など、楽しみながら歩くことができる環境づくりに取り組みます。
- ・全国規模のウォーキング大会の開催に向けた取組を進めます。

事業名	実施機関	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・美杉総合支所他	森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルス・ツーリズムの展開	平成20年度～

津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・教育委員会等	まち歩きによるシステムの整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成 20 年度～
地域のおすすめウォーキングコース活用事業	・健康福祉部 ・ヘルスボランティア	健康づくり推進員等と協力した、地域のおすすめコースを活用した健康増進事業	平成 20 年度～

### 3 健康づくりやスポーツ振興に取り組むための地域のネットワークづくり

(健康福祉部、教育委員会)

- 市民の健康づくりやスポーツの振興に向けて、それぞれの活動を支援するボランティアの育成に努めるとともに、地域で健康づくりやスポーツ活動に取り組んでいる個人や団体などのネットワークづくりに取り組むなど、市民の主体的な活動を促進します。

### 4 総合的なスポーツ施設の整備

(教育委員会、総合支所)

- 全市的に市民が広く利用でき、健康づくりや競技スポーツ、生涯スポーツ活動の拠点となるような県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備に向けた取組を進めます。
- 既存のスポーツ施設については、施設の機能を拡充するなど、市民のニーズに対応した施設整備に取り組みます。

事業名	実施主体	事業内容	実施期間
総合的なスポーツ施設の整備	・教育委員会	県都にふさわしい総合的なスポーツ施設として、体育館を含めた総合的な屋内施設の早期着工に向けた取組	平成 20 年度～
既存のスポーツ施設の機能拡充	・教育委員会 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成 20 年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## 2 元気づくりプログラム

### ① 住みやすさ向上プログラム

#### 【プログラムの構成】

- 1 ささえ愛による暮らしの安心づくり
- 2 市民主体の環境活動の推進
- 3 地域の消防防災力の向上

#### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費30百万円）】

##### 1 ささえ愛による暮らしの安心づくり

(健康福祉部)

- ・地域社会における子育て支援や健康づくり、高齢者の生きがい対策、精神的孤立の防止などの社会問題に対して、ささえ愛ひろめ隊事業の推進を通じて、市民が相互に支えあえる仕組みづくりを行い、地域に元気を広めていきます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成20年度～

##### 2 市民主体の環境活動の推進

(環境部)

- ・市民の手によるエコ活動や情報発信などの拠点である市民エコ活動センターについて、市民との協働による運営を推進します。
- ・エコ講座の開催や地域におけるエコ活動リーダーの育成などを通じて、市民が自発的に環境活動に取り組める仕組みづくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
エコパートナー事業	・環境部	環境活動の拠点である市民エコ活動センターの運営	平成 20 年度～

### 3 地域の消防防災力の向上

(防災危機管理室、消防本部)

- 地域における防災力向上のため、市民を対象に防災知識等の習得を目的とした津市民防災大学の活動等を通じて地域防災活動の活性化に努めるとともに、消防防災指導センター（仮称）を設置するなど、地域の実践的な消防防災力の向上の仕組みづくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市民防災大学事業	・津市民防災大学 実行委員会 ・防災危機管理室	市民を対象に災害対応技術等の習得促進	平成 20 年度～
(仮称)消防防災指導センター設置運営事業	・地域住民 ・防災危機管理室 ・消防本部	地域住民等へのきめ細かい指導を実施するため、消防防災指導センター（仮称）の設置、運営	平成 20 年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ② 元気な人づくりプログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 地域連携センター（仮称）の整備と地域貢献の推進
- 2 地域の学びの拠点づくり
- 3 津市げんき大学の活動促進

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費40百万円）】

#### 1 地域連携センター（仮称）の設置と地域貢献の推進

（三重短期大学、教育委員会、健康福祉部、商工観光部、市民部ほか）

- ・三重短期大学において、地域連携センター（仮称）を設置し、地域のシンクタンクとしての機能充実を図るとともに、市内の各地域において、生涯学習の一環として高等教育が受けられる機会の提供に取り組みます。
- ・市内に立地する大学や地域と連携して、市民の健康づくりに不可欠である食育や子育てをはじめ、地域医療、環境問題などの健康都市教育に取り組みます。
- ・生涯学習に対する市民ニーズが多様化・高度化する中、それに的確に対応するため、一般教養講座から、専門ゼミナールまで、多様な生涯学習機会を提供していくなど、元気な津市づくりを担う人材育成に取り組みます。

事業名称	事業主体	事業概要	実施時期
地域連携センターの設置による地域貢献推進事業	・三重短期大学 ・教育委員会 ・健康福祉部 ・商工観光部 ・市民部 ・各総合支所	大学や地域との連携による健康都市教育や地域連携センターのコーディネートによる生涯学習の推進	平成20年度～

#### 2 地域の学びの拠点づくり

（教育委員会、三重短期大学、商工観光部、市民部）

- ・学校を地域の学びの拠点として位置付け、地域における人材の育成や、地域の活力を生み出す取組を進めます。
- ・美杉地区や美里地区、芸濃地区を中心に、保幼小中連携を進め、地域の子どもた

ちの生きる力、とりわけコミュニケーション能力の育成をめざした教育の充実を図ります。

- ・社会人講座等の開催などによる地域の教育力の向上や、学校教育への地域の特色や人材の活用など「共育」の仕組みづくりに取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域の学びの拠点づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会</li> <li>・三重短期大学</li> <li>・商工観光部</li> <li>・市民部</li> </ul>	学校が地域の人材育成、地域の活力を生み出す源となる役割を果たす地域の学びの拠点づくり	平成 20 年度～

### 3 津市げんき大学の活動促進

(市民部)

- ・公共施設の有効利用のもと、市民主導による講座の開設や、気軽に参加できるイベントの開催など、広く市民に親しんでもらえる場の提供に取り組みます。
- ・講座の受講を通じて、地域資源の発見や市民同士の交流促進につなげていきます。
- ・津市げんき大学の活動を通じて、地域で活動するボランティアを育成するなど、まちづくりの担い手の育成や協働の展開など市民が自らの手で取り組める仕組みづくりを支援します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市げんき大学活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部</li> <li>・津市げんき大学実行委員会</li> </ul>	津市げんき大学の設置を通じた地域資源の発見、市民相互の交流促進、ボランティアの育成	平成 20 年度～

### 【プログラムの評価】

#### プログラムの評価

プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

### ③ 若者定住プログラム

#### 【プログラムの構成】

- 1 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり
- 2 子育てをしやすい環境づくり

#### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費150百万円）】

##### 1 魅力のある産業の育成と雇用の場づくり

(商工観光部)

- ・三重県産業支援センターや三重県科学技術振興センター等関係機関との連携のもと、産業振興センター（仮称）を設置し、企業間や产学研官の活動の場として利活用を促すとともに、広域連携を踏まえた本区域の中核施設として活用を図ります。
- ・企業や大学等研究機関の研究者が集い、企業ニーズと大学等の研究シーズとのマッチングの仕組みづくりに取り組むとともに、研究者等の人材育成の場として、産業振興センター（仮称）内に大学等研究成果活用プラザ（仮称）を設置します。
- ・三重大学インキュベータや三重県産業支援センター等関係機関との連携のもと、研究開発型産業基盤の整備などを通じ、ベンチャー等新産業の創出と支援に取り組みます。
- ・企業立地の促進にあたっては、「津地域産業活性化基本計画」に指定する業種を誘致対象の中心として、本市の優位性のPR、他地域との差別化、きめ細かい立地サポートなど戦略的に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市中小企業振興等 関係事業	・民間企業 ・県 ・商工観光部	中小企業に対する研究開発補助金及び人材育成補助等	平成20年度～
津市产学連携促進事 業	・民間企業 ・三重大学 ・県 ・商工観光部等	市内企業調査事業、市内企業と三重大学のマッチング事業	平成20年度～
津市産業支援研究開 発振興事業	・県 ・商工観光部	産業振興センター（仮称）の整備と運営	平成20年度～

## 2 子育てをしやすい環境づくり

(健康福祉部、教育委員会、市長公室、総務部、教育委員会ほか)

- ・「津地区次世代育成支援行動計画（計画期間 平成17～21年度）」のもと、母子保健、児童福祉、学校教育など各施策分野において、子育ち、子育て環境の整備や子ども、家庭の自立支援等、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。
- ・本市の広大な市域において、どの地域においても子育て支援サービスを同様に選択し利用できるよう、ICT（情報通信技術）を利活用した子育て支援システムの構築に取り組むなど、子育てをしやすい環境づくりを整え、若者の定住を促進します。
- ・ささえ愛ひろめ隊事業の推進のもと、子育てをしている人・グループなどのネットワークづくりに取り組み、お互いの活動内容を共有するなかで、相互に子育てを支えあえる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津市地域ICT利活用モデル構築事業	・健康福祉部 ・市長公室 ・総務部 ・教育委員会	ICTを利活用した子育て支援システムの構築による子育て支援	平成20年度～
ささえ愛ひろめ隊事業	・健康福祉部 ・子育て・健康づくり活動団体等	地域社会の中で、相互にささえあえる仕組みづくり	平成20年度～

## 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ④ 交流による活力創造プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 まち歩きシステムの整備
- 2 協働・連携による観光の振興
- 3 交流人口 100 万人の創出をめざした取組

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 470 百万円）】

#### 1 まち歩きシステムの整備

(健康福祉部、商工観光部、教育委員会ほか)

- ・点在する観光資源を結ぶループバスの運行を図るとともに、周辺地域の特性を活かした「まち歩きシステム」の整備に取り組みます。
- ・古い町並み保全などの景観整備を促進するとともに、歴史街道等を活用した観光ルートづくりに取り組みます。
- ・近年の多様な観光ニーズに対応するため、各地域の持つ豊かな資源を活かした体験型観光プログラムの創出や健康をテーマにした森林セラピー基地の整備などを行います。
- ・中心市街地と各地域との交流・連携を図るとともに、中心市街地の歴史文化資源を有効に活用したウォーキングを継続的に実施するなど、中心市街地でのまち歩きシステムを構築し、歩いて回遊・滞留できる環境をつくり、街や個店の魅力再発見と集客を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
津らくらくフェスタ事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・教育委員会等	「まち歩きシステム」の整備による「歩く」「体験する」「学ぶ」楽しさを体感する広域的事業	平成 20 年度～

#### 2 協働・連携による観光の振興

(商工観光部)

- ・市民と観光客が心温まる交流が促進されるよう「おもてなしの心」の醸成に努め市民との協働による仕組みづくりに取り組みます。
- ・観光ボランティアガイドの育成を図り、きめの細かい観光サービスの提供に努め

ます。

- ・フィルムコミッショナーや郷土芸能団体などの観光に関するボランティア団体、NPO法人の育成・支援を図るとともに、これら市民団体等との協働による観光振興に取り組みます。
- ・三重県や近隣都市及び三重県観光連盟との連携を強化し、広域ネットワーク化を図り、魅力ある広域での観光ルートの設定などに取り組みます。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
観光ボランティア育成事業	・商工観光部	地域住民、団体等と連携を図り、観光の側面からの人材の育成	平成20年度～

### 3 交流人口100万人の創出をめざした取組

#### (1) 観光レクリエーション入込客の増加

(商工観光部、教育委員会ほか)

- ・まち歩きシステムの整備、協働・連携による観光の振興に加え、様々な場面を捉え、交流人口100万人の創出をめざした取組を進めます。
- ・既存の祭りなどのイベントをより一層充実させるとともに、地域に根ざした新たな事業等の推進に取り組むなど地域の魅力向上に努め、交流人口の増加を図ります。
- ・県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし、全国的・広域的なコンベンションやウォーキング大会の誘致や開催に向けた取組を推進するなど、交流人口の拡大に努めます。
- ・新たな観光客の獲得に向けて、旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

#### (2) 拠点の形成を通じた新たな交流の創出

(市長公室、都市計画部、商工観光部ほか)

- ・津なぎさまち及びその周辺については、県都の玄関口として、新たな交流と活力を創造する賑わいの創出を図るため、みなとまちづくりの推進に努めます。
- ・都市核の中心を担う津城跡（お城公園）及びその周辺地区については、高虎公入府400年記念を契機として、これを活用したまちづくりを進めるなど、多様な交流の拠点として、魅力的な都市空間の創造を図ります。
- ・久居駅東側周辺地区については、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、賑わい性を高めるための副次的な都市機

能の整備を図ります。

- ・近畿自動車道伊勢線津インターチェンジ周辺地区においては、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高める観点から、中心市街地の活性化に寄与し、津なぎさまちを中心とするみなとまちづくりと連動した新都心軸の形成を図るため、本市の玄関口として圏域内外との交流を展開する新たな産業交流拠点機能の形成をめざします。
- ・本市における産業を牽引する拠点である中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、広域的な産業連携を図りつつ、企業立地をさらに促進することにより、産業を通じた交流人口の創出を図ります。
- ・豊かな自然環境などを活かした、保養、レクリエーションの機能の拠点である、榎原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸等については、周辺環境の整備や四季折々の景観が楽しめるイベントの開催などを通じて、多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
観光振興ビジョンの推進	・商工観光部	多様化する観光ニーズにあつた観光戦略の総合的な推進	平成20年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## ⑤ 津らしさ実感プログラム

### 【プログラムの構成】

- 1 藤堂高虎公入府 400 年を契機とした文化のまちづくり
- 2 地域ブランドの確立
- 3 シティプロモーションの仕組みづくり

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費90百万円）】

#### 1 藤堂高虎公入府 400 年を契機とした文化のまちづくり

（市長公室、市民部、教育委員会、商工観光部、三重短期大学、都市計画部）

- ・藤堂高虎公入府 400 年を契機として、藤堂高虎公にゆかりのある自治体との交流や、藤堂藩ゆかりの地への碑の設置など、藤堂高虎公の功績を広く地域内・外の人々に知ってもらうための取組を継続的に進めるとともに、「まち歩き」との連携を図るなど、本市への誘客を図るための仕組みづくりに取り組みます。
- ・藤堂藩ゆかりの地であった千歳山については、歴史的な経過を踏まえ、文化的、環境的側面等を活かした市民の憩いの場となるようその保全と活用を図るとともに、市民の創作活動や体験を通じて身近に文化に触れることのできる場として検討を行い、施設の整備に取り組みます。
- ・大学や関係する地方自治体、団体などと連携し、本市を中心とする広域的なエリアを対象に、一体的な文化環境の醸成や、歴史文化ネットワークの形成をめざす仕組みづくりとして、地域学の構築に向けた取組を進めます。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
高虎サミット IN TSU	・市民部	藤堂高虎公ゆかりの地との交流事業の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公特別展覽会実施事業	・教育委員会	藤堂高虎公にまつわる、各地に残る歴史資料を一堂に集めた展覽会の実施	平成 20 年度
藤堂高虎公の歴史資料室設置事業	・市長公室 ・教育委員会	藤堂高虎公の功績を後世に伝えるため、公共施設等を有効利用した歴史資料室の開設	平成 20 年度～ 平成 24 年度
藤堂藩ゆかりの地への碑の設置事業	・教育委員会	藤堂藩ゆかりの地への碑の設置	平成 20 年度～ 平成 24 年度
千歳山整備活用事業	・市長公室 ・都市計画部	千歳山整備構想の策定と公園整備事業の着手	平成 20 年度～ 平成 24 年度

## 2 地域ブランドの確立

(都市計画部、商工観光部、農林水産部)

- ・国・県が行う支援策、専門家等を活用しながら、多様な自然環境に恵まれた地域資源等を活用した新商品の開発を促進するとともに、数多く有する観光資源との連携のもと、観光振興と一体となった地域ブランドの確立に向けた仕組みづくりに努めます。
- ・地場産業等とのマッチングに努め、地域と一体となった商品や付加価値の高い新製品の開発を促進しながら、本市のイメージの形成に資する地域ブランド戦略を推進します。
- ・農産物の付加価値を高めるため、住民や関係者等と協働した地域特産物の認定、またグリーンツーリズムや物づくり体験など体験プログラムの創出に努めるとともに、特色のある物産品や地産地消の取り組みと連動した「特産品」、「郷土料理」の開発を支援していきます。
- ・旅行会社、交通会社等と連携し、温泉地、ゴルフ場などを活用した観光ルートの設定や市内観光地を周遊する観光タクシーなどの商品化づくりを支援していきます。

事業名	事業主体	事業内容	実施年度
美味City★津事業 ～おいし・うれし・たのし・つし～	・地域住民 ・民間企業 ・商工観光部 ・農林水産部等	豊富な地域産物を活用した味覚の掘り起こし（新たな商品開発）と情報発信	平成 20 年度～
郷味津々創作事業	・地域住民 ・民間企業 ・商工観光部 ・農林水産部等	「地産地消」をキーワードとして、地元農林水産物をリンクさせた津のランチボックスのメニューづくりのためのコンテスト開催等	平成 20 年度～

## 3 シティプロモーションの仕組みづくり

(商工観光部、農林水産部)

- ・県都としての都市機能や交通結節点としての優位性を活かし全国的・広域的なコンベンションの誘致、また地域資源を活かしたフィルムコミッションなどを積極的に推進します。
- ・全国的に著名な文化人等の協力を得ながら、新聞、雑誌、テレビなどのメディアを効果的に活用したPRに取り組みます。
- ・東京事務所などの機能を活かした広域的な観光情報の発信を行うとともに、伊勢市など他都市と連携をした観光キャンペーンなどの事業を展開し、観光地として

の知名度向上に努めます。

- ・農林水産品の産直所の設置などにより情報発信・PRの強化に努め、販路拡大を図ります。また、国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、産直所や情報発信機能等の整備を進めます。

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
プログラムを構成する事業の進行管理及び施策の取組指標に基づく評価

## 3 地域かがやきプログラム

### ① 東部エリア ~キラリと輝く人づくり・まちづくり~

#### 【プログラムの構成】

- 1 知の拠点としての情報発信
- 2 地域を担う人づくり
- 3 地域連携による交流の推進

#### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費360百万円）】

##### 1 知の拠点としての情報発信

###### (1) 研究情報ハブの形成

(総務部、商工観光部ほか)

- ・大学等研究機関や企業との連携のもと、産業振興センター（仮称）において、メカトロニクスやバイオをキーワードとした先端的研究やそれらの融合領域に関するナレッジ・ハブ（知識中継点）を整備していくことで、特色ある「知」の情報拠点となる研究情報ハブの形成をめざします。

###### (2) 文化情報ハブの形成

(総務部、教育委員会ほか)

- ・市民や関係機関との連携のもと、「県都」としての文化情報の蓄積を行政情報システムにより整備していくことで、洗練された文化情報ハブの形成をめざします。

###### (3) 国内・国際会議の開催

(総務部、商工観光部ほか)

- ・メカトロニクスやバイオをキーワードとして、大学等研究機関や企業との連携のもと、三重県総合文化センター等を会場とし、これら先端的研究の国内・国外会議の開催をめざします。

## (4) 地域ブランドの情報発信

(総務部、農林水産部、商工観光部、河芸総合支所ほか)

- 本市のイメージ形成に資する特産品や農林水産物などの地域ブランドをホームページや携帯電話などの情報媒体を積極的に活用し、一体的かつ総合的な情報発信を図ります。
- 国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせて、地域情報発信拠点及び農林水産物等の流通促進施設として、「道の駅」拠点づくりを進めます。

## (5) 市民参加による旬の地域情報発信

(総務部ほか)

- 四季折々の景観など、旬の地域情報を情報発信するため、市民地域特派員（仮称）を設置するなど、市民参加型情報発信の仕組みづくりを推進します。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
情報発信、流通促進施設の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産部</li> <li>商工観光部</li> <li>河芸総合支所</li> <li>総務部</li> <li>民間団体</li> </ul>	<p>「知」の情報拠点となる情報ハブを活用し、ホームページや携帯端末を利用した、おもてなし情報の提供</p> <p>国道23号中勢バイパス津(河芸)工区に予定されている道の駅の整備促進にあわせた、産直所や情報発信機能等の整備促進</p>	平成20年度～

## 2 地域を担う人づくり

## (1) 多様な人材の育成

(教育委員会、教委久居事務所ほか)

- 公民館を中心とした社会教育施設や、津センターパレス、河芸庁舎、ポルタひさい、サンデルタ香良洲などの公共施設を活用し、市内及び近隣の大学と連携した生涯学習講座や、各分野において専門的な知識を有する市民による講座等の開設により、地域社会における問題解決や支え合いの仕組みを担う多様な人材の育成を図るとともに、施設の有効活用を図ります。

## (2) スポーツ・レクリエーション等を通じた生きがいづくり

(教育委員会、都市計画部、教委河芸事務所、教委香良洲事務所ほか)

- 市民の誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベントの開催などで、市民の参加及び交流の場を提供することで、スポーツやレクリエーションを通じ

た心豊かで生きがいのある暮らしづくりを応援します。

- ・河芸町民の森公園内及びサンデルタ香良洲周辺における施設の整備・充実に取り組むとともに、市民が気軽に利用できるよう市民ニーズに応じた各種スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

### (3) 多文化共生の地域づくり

(教育委員会、市民部、教委河芸事務所)

- ・国際化が進むなか、本市の人口の約 3.1%を占める外国籍市民との交流を推進します。
- ・文化や習慣等の異なる人たちが、互いの違いを認め合い、共に共生できる地域社会を形成していくため、相互交流イベントなどを通じて、国際理解のある地域づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
多様な人材育成事業	・教育委員会 ・教委久居事務所 ・教委河芸事務所 ・教委香良洲事務所	大学等の高等教育機関と連携し、「あのつアカデミー」等生涯学習事業の開設や各分野等での経験で培われた知識を有する人材を活用した「地域リーダー養成塾」を開設	平成 21 年度～
各種スポーツ大会の開催	・教育委員会 ・都市計画部 ・教委河芸事務所 ・教委香良洲事務所	河芸町民の森公園内及びサンデルタ香良洲周辺の各施設を活用し、各種レクリエーション、スポーツ大会等を開催	平成 21 年度～
多文化共生推進事業	・教育委員会 ・市民部 ・教委河芸事務所	言葉や文化が異なる外国の人々と地域住民との交流の輪を広めるイベント等を開催	平成 21 年度～

## 3 地域連携による交流の推進

### (1) 鉄道で巡るおもてなしルートの設定

(久居総合支所ほか)

- ・鉄道網の持つ魅力を活かし、津駅、久居駅等を基点に、四季折々の景観を求めての散策や歴史文化の探訪、また、ちょっと一休みできる味どころなど「おもてなし旅情報」の発信で、地域再発見・交流に努めます。

**(2) 伝統文化の伝承と賑わいの創造**

(教育委員会、教委香良洲事務所、教委河芸事務所)

- 古くから各地域に受け継がれ、県の無形民俗文化財に指定されている「唐人踊」や「香良洲町の宮踊」など長い歴史と伝統に培われた伝統行事を活かした賑わいの空間の創出と、地域を支える人づくりを進めます。

**(3) 海を活かした交流の推進**

(環境部、商工観光部、農林水産部、河芸総合支所、香良洲総合支所)

- 河芸地域から香良洲地域まで連なる市域で唯一の「海」を活かし、地域が連携した環境保全活動などによる安らぎを与える空間づくりに努めます。
- 潮干狩り、たて干し、地引網など観光漁業を企画推進し、海の魅力を提供します。

**(4) ユニバーサルデザインのモデル地域づくり**

(市長公室、香良洲総合支所ほか)

- ユニバーサルデザインの取組が活発である香良洲地域において、サンデルタ香良洲を拠点に、市民との協働のもと、ユニバーサルデザインマップの作成や、小中学校、企業などを対象にした研修講座等を開催します。
- 市民及び地域の自主的な活動団体等との連携のもと、ユニバーサルデザイン推進のモデル地区としての取組を進めるとともに、他の地域への取組の浸透及び自主的な活動団体等とのネットワーク構築を支援します。

**(5) 歴史文化の賑わいの創出**

(教育委員会、商工観光部ほか)

- 一身田寺内町の環濠や町並みなど歴史的景観をはじめ、地域の文化を感じさせる景観や風情などを発掘・活用など、市民がまちづくりに参加できる体制づくりを進めることで、賑わいや訪れる人への思いやり、もてなしを創出します。

事業名	実施主体	事業概要	実施時期
鉄道で巡るもてなし ルートの設定	・商工観光部 ・久居総合支所 ・河芸総合支所	おもてなしルートの設定とおもてなし情報マップを作成	平成21年度～
伝統文化の継承	・教育委員会 ・教委香良洲事務所 ・教委河芸事務所	伝統ある郷土芸能を観光資源として、県内外に情報発信し地域を支える人づくりの促進	平成21年度～
海と山の地域間交流 事業	・教育委員会 ・教委香良洲事務所	地元及び山間部に住む小中学生などを対象に、海を活用した、たて干しや地引網などの体験イベント等の実施により相互交流を推進	平成21年度～

ユニバーサルデザインのモデル地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長公室</li> <li>・香良洲総合支所</li> <li>・市民団体</li> </ul>	サンデルタ香良洲を拠点に、市民等との協働のもと、小中学校や企業などを対象とした講座等による普及啓発や、まちづくりを考える自主的な活動団体間のネットワークづくりを推進	平成 21 年度～
寺内町まちづくり活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元まちづくり協議会</li> <li>・教育委員会</li> </ul>	地元まちづくり協議会等への支援により、地域の主体のまちづくりを推進	平成 20 年度～

【プログラムの評価】

プログラムの評価	
エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価	

## ② 北部エリア～都市や自然と共存するふれあいの里づくり～

### 【プログラムの構成】

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の促進
- 2 地域産業振興の拠点づくり
- 3 自然と親しむ環境づくり

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 220 百万円）】

#### 1 スポーツ・レクリエーション活動の促進

##### (1) スポーツ・レクリエーション拠点の形成

(教育委員会、安濃総合支所)

- ・安濃中央総合公園及びその周辺において、より大規模なスポーツ大会が開催できるよう、スポーツ施設の整備・充実に取り組むとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた交流の拡大を図ることで市民のスポーツ活動を促進し、市内のスポーツ人口を増やします。
- ・芝生広場周辺における花いっぱい運動等の取り組みを通じて、公園周辺の環境整備を図り、市民の憩いの場を創出します。

##### (2) 自然・歴史散策コースの整備

(芸濃総合支所、美里総合支所ほか)

- ・錫杖湖周辺の自然や石山観音、長野城跡、伊勢別街道等の歴史資源を活かしウォーキングコースの整備や構築を進め、健康増進や市民間交流を目的としたウォーキングイベント等の開催などを通じて、レクリエーション活動の促進を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
スポーツ施設の整備	・教育委員会 ・安濃総合支所	安濃中央総合公園及びその周辺におけるテニスコート等スポーツ施設の整備	平成 20 年度～
自然・歴史ウォーキング事業	・芸濃総合支所 ・美里総合支所 ・教委芸濃事務所 ・市民団体	ウォーキングコースの設定やウォーキングイベント等の開催など	平成 20 年度～

2 地域産業振興の拠点づくり

(1) 新たな観光交流の創出

(芸濃総合支所・美里総合支所ほか)

- ・地産地消施設である美里フラワービレッジの機能拡充を支援し、イベントや芋掘り、山菜取り等の農業体験ツアー等との連携、特産品レストランの開設、来訪客への観光情報の提供などを通じて、集客の拡大や地元農産物の販売を促進します。
- ・地域が主体となって観光モデルコースを創設するなど、新たな観光交流の創出に取り組みます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
美里フラワービレッジ交流推進事業	・美里総合支所 ・市民団体 ・生産者	・飲食休憩施設の拡充支援 ・食に関するイベントの開催 ・特産品の消費拡大	平成20年度～
見においい!観光モデルコース創設事業	・芸濃総合支所 ・美里総合支所 ・市民団体	エリア内外の観光資源および観光施設・宿泊施設等と連携した観光モデルコース創設と情報提供	平成20年度～

3 自然と親しむ環境づくり

(1) 経ヶ峰の自然がはぐくむ交流と健康づくり

(安濃総合支所、教委安濃事務所)

- ・地域の財産である経ヶ峰の豊かな自然や周辺の史跡を活かし、ハイキングや森林浴などを通じて市民の交流と健康増進を図るとともに、経ヶ峰を通して森林保全に対する市民意識の醸成を促進します。
- ・ハイキングに温泉（安濃交流会館内）を組み合わせ、新たなハイキングコースを設定することで、さらなる市民の交流と憩いの場としての魅力の向上を図ります。

(2) 美里水源の森の整備

(水道局、美里総合支所)

- ・水源かん養林等を活かしたセラピーロードを設定し、癒しの場となる水源の森の整備を進めます。
- ・体力や体調などに合わせて選べる複数のセラピーロードを設け、歩道、階段、橋などを整備し、憩いの空間の創出を図ります。

(3) 森と湖の環境整備

(芸濃総合支所ほか)

- ・落合の郷、ふれあい公園、錫杖ヶ岳、錫杖湖畔キャンプ場などがある錫杖湖周辺

を「森と湖の自然公園」と捉え、来訪者が手軽に自然を感じられるような環境整備に努め、地域の魅力を高め、集客を拡大することで地域の活性化を促進します。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
経ヶ峰ハイキング事業	・安濃総合支所 ・教委安濃事務所	ハイキングコースおよび案内板の整備、ハイキングマップの作成、経ヶ峰ハイキングの開催	平成 20 年度～
美里水源の森整備事業	・水道局 ・美里総合支所	セラピーロードおよび付帯施設、案内板の整備	平成 20 年度～
錫杖湖畔自然体感事業	・芸濃総合支所 ・市民団体	音楽ライブ、木工教室、自然体験キャンプの開催、駐車場整備、案内板整備など	平成 20 年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

### ③ 中部エリア～“みのり”と“ぬくもり”の郷づくり～

#### 【プログラムの構成】

- 1 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ
- 2 食のブランド化
- 3 地域力の維持、再構築

#### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費140百万円）】

##### 1 温泉リフレッシュゾーンの魅力アップ

###### (1) 温泉利用客誘致への魅力アップ

(商工観光部、久居総合支所、一志総合支所、白山総合支所ほか)

- ・榎原温泉、猪の倉温泉、とことめの里一志などのエリア内の温泉資源を有効に活用するとともに、周辺の環境整備や情報発信を強化し、温泉利用客の拡大を図ります。

###### (2) 温泉でつなぐふれあいルートの設定

(教育委員会、白山総合支所ほか)

- ・エリアを横断する初瀬街道と並行して走る鉄道の最寄り駅を発着に、猪の倉温泉や、とことめの里一志のほか、歴史、文化資源を組み入れたウォーキングルートを設定します。
- ・榎原温泉では、散策ルートのほか車利用を視野に入れた広域的なルートや環境学習をテーマにしたルート設定など、多彩な情報発信に努めます。
- ・温泉利用客誘致イベントと連携した複合的なルート活用に努めます。

事業名	実施主体	目的	実施時期
温泉を活用した健康づくり&ふれあいづくり事業	・一志総合支所 ・白山総合支所 ・地域住民	講演会や地場産品を活用した食情報の提供や、地元産品の直売をはじめ、温泉施設とタイアップした各種イベントなどによる、ふれあい交流の場の創出	平成21年度～
活力ある温泉ゾーン形成事業	・商工観光部 ・久居総合支所 ・一志総合支所 ・地域住民 ・観光事業者	温泉保養のための環境づくりや、地域に活気とふれあいをもたらす出会いの場づくりなどで、『また来たいと思う温泉ゾーン』の形成を推進	平成20年度～

温泉ゾーンサイン事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> <li>・地域住民</li> <li>・観光事業者</li> </ul>	地域住民などと協働で、温泉ゾーン玄関口などのモニュメントや、シンボルマークを考案し、「一目でわかる地域」の視覚的なアピールを検討	平成 22 年度～ 24 年度
歴史・文化巡り 今昔“街道”ウォーキング事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> <li>・地域住民</li> </ul>	初瀬街道と並行する鉄道、温泉施設を基点としたウォーキングルートの設定や、「観て歩きマップ」の作成	平成 21 年度～
榎原温泉発周遊ルートづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> <li>・他エリア連携</li> </ul>	榎原温泉等の宿泊施設を起点とした散策ルートや、青山高原と風力発電施設、国道 165 号沿いや雲出川流域に点在する地域資源を結ぶドライブコースなどのルートづくり	平成 21 年度～
榎原温泉マラソン大会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教委久居事務所</li> <li>・久居総合支所</li> </ul>	風車が見えるマラソンとして、榎原温泉マラソンを全国発信するとともに、市民とランナーとの交流の場づくりなどで地域の賑わいを創出	平成 20 年度～

## 2 食のブランド化

### (1) 地産地消の促進

(農林水産部、久居総合支所、白山総合支所ほか)

- ・新鮮で安心な地元農産物の直売所の拡大を図り、消費者と生産者の信頼関係を構築するとともに、消費者に信頼される生産者グループを組織化して生産拡大や販売促進を図ります。

### (2) 特產品づくりの推進

(一志総合支所ほか)

- ・地元の食材を利用した料理の開発、広く消費者に PR する食のイベントの開催などを通じて、地域の農産物・特產品の浸透を図り、食のブランドの確立をめざします。

事業名	実施主体	事業概要	実施期間
榎原温泉ふれあい朝市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者</li> <li>・地域住民</li> <li>・農林水産部</li> <li>・久居総合支所他</li> </ul>	温泉利用客の誘導をねらい、心通う「ふれあい朝市(仮称)」を設置し、エリア連携を視野に生産者組織を確立・拡大	平成 20 年度～
地元産品の消費拡大 で地域ブランド化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> </ul>	収穫祭等のイベント開催で消費拡大及び PR 活動を推進	平成 20 年度～

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白山総合支所</li> <li>・地域住民</li> <li>・生産者</li> </ul>	おいしい食べ方、料理方法、地元の味付けなど、レシピ作成で食生活への利用促進	
みんなで栽培・特産品づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・生産者</li> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> </ul>	由来や伝承、地域でのこだわりの品などから、地域の栽培品を選定し、苗(木)配布などによる定着化を推進	平成 21 年度～

### 3 地域力の維持、再構築

#### (1) 地域の賑わい、ふれあい交流の場づくり

(白山総合支所、一志総合支所)

- ・空き家など未利用住宅、公民館など既存の公共的施設を活用し、親近感のある気軽な拠りどころの設置を促し、人材確保、地域づくり活動への展開を図ります。

#### (2) 隠れた資源の再利用

(久居総合支所ほか)

- ・耕作放棄地、使われなくなった自然素材や生活の知恵、流通に乗りにくい手づくり品など隠れた資源の新たな活用策を見出し、地域力の再構築をめざします。

事業名	実施主体	事業概要	実施期間
地域で支えあう交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> </ul>	気軽に立ち寄れる場づくり、専門知識に秀でた人材の活用 地域の情報が集積する開放的な交流広場の開設（手づくり品の販売など地域運営型手づくり店舗など）	平成 21 年度～
豊かな生態系を観察し、人と自然の共生を考える活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民</li> <li>・久居総合支所</li> <li>・一志総合支所</li> <li>・白山総合支所</li> </ul>	里山、雲出川流域の環境を考える自主的な地域活動支援、交流の場づくり、グリーンツーリズムの推進	平成 21 年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

## ④ 南部エリア ~健康で暮らせる自然と歴史の地域づくり~

### 【プログラムの構成】

- 1 健康で元気な人づくり
- 2 自然の恵みの価値創造
- 3 歴史と文化の拠点の形成

### 【プログラムの展開方向と主な事業（想定事業費 150 百万円）】

#### 1 健康で元気な人づくり

##### (1) 連帯意識に根ざした心豊かなコミュニティの形成

(美杉総合支所、教委美杉事務所)

・過疎化・高齢化が進行する中、集落を維持する観点からも、高齢者の豊かな経験と知識の活用、地域団体やボランティアとの連携など、地域内外における人材の活力を積極的に誘導しながら、人と人とのつながりを大切にした心豊かな地域コミュニティの形成をめざします。

##### (2) 暮らしの安心づくり

(健康福祉部、美杉総合支所ほか)

・健康増進施設等の整備と併せた老朽化が進む美杉庁舎の建替えをはじめ、森林セラピー事業との連携を図りながら、竹原診療所の有効活用を促進するとともに、三重県立一志病院など医療機関と連携し、住民の健康づくりを支援します。またコミュニティバスの円滑な運行をはじめ、過疎地域における利便性の向上を図るための輸送サービスの導入による、高齢者の外出支援の促進等を検討するなど暮らしの安心づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
地域コミュニティ形成事業	・美杉総合支所 ・教委美杉事務所	高齢者等の豊かな経験や知識を活かし、地域団体、N P O等とも連携した心豊かな地域社会の形成	平成 21 年度～
美杉総合文化センター整備事業	・美杉総合支所等	健康増進施設をはじめとする関連施設整備	平成 22 年度～
健康・安心づくり事業	・健康福祉部 ・美杉総合支所等	高齢者が元気でいきいき暮らせるように、健康づくりを推進するととも	平成 20 年度～

		に、過疎地域における利便性の向上を図るための輸送サービスの導入に向けた検討など	
--	--	---	--

## 2 自然の恵みの価値創造

### (1) 森林を活かしたヘルツーリズムの推進

(健康福祉部、商工観光部、美杉総合支所ほか)

- ・豊かな森林の恵みを活かし、森林セラピー基地（セラピーロードと宿泊施設）を活用したヘルツーリズムを積極的に展開し、健康に配慮したまち歩きシステムによる新しい観光商品の確立をめざすとともに、地域における看護実習の実施など、健康をテーマとした大学コミッショング（地域の中での大学の調査研究活動）の推進などにより、内外から訪れる人々の心の癒しと健康づくりをめざします。

### (2) 自然を活用した産業の活性化

(農林水産部、商工観光部、環境部、美杉総合支所)

- ・バイオマス等を活用した地域循環型産業の拠点形成をめざし、バイオマстаウン構想の検討を行うとともに、ＩＣＴを活用したテレワーク（地方などオフィス以外の場所で働く労働形態）事業の具体化に向けた検討、特産品の生産・販売拡大を図るためのブランド化とこれを活用した集客交流、森林・河川・農地を利用した自然体験やオーナー制度の導入など、新たな産業の創出を図ります。

### (3) 豊かな自然環境の中での居住

(美杉総合支所ほか)

- ・空き地や遊休地を活用して都市住民が居住できる二地域居住を促進し、これを定住に結びつけていくため、田舎暮らし体験塾の開催や空き家情報バンクの整備などを推進し、豊かな自然の恵みを求めて居住できる環境整備を図ります。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
森林セラピー基地事業	・健康福祉部 ・商工観光部 ・美杉総合支所等	ヘルツーリズムの展開と大学コミッショングの推進	平成20年度～
新産業創出事業	・農林水産部 ・商工観光部 ・環境部 ・美杉総合支所	バイオマスを活用した地域循環型産業の拠点形成をめざしたバイオマстаウン構想の検討や、自然、ＩＣＴを活用した新たな産業の創出	平成20年度～

二地域居住等推進事業	・美杉総合支所等	「田舎暮らし体験塾」の継続実施や 「空家情報バンク」のシステム化・ 運用をはじめ、自然を活かした二地 域居住の促進	平成 20 年度～
------------	----------	--	-----------

### 3 歴史と文化の拠点の整備

#### (1) 歴史と文化の拠点整備

(教育委員会、教委美杉事務所)

- ・調査、研究の進む多気北畠氏城館跡を中心として、ふるさと資料館、道の駅周辺等との歴史、文化のネットワークづくりとともに、地域の伝統文化を活かしたイベントや講座を開催するなど、歴史と文化の拠点整備を進めます。

#### (2) 住民との協働による歴史・文化の保全・活用

(教育委員会、美杉総合支所、教委美杉事務所ほか)

- ・「歴史の道百選」にも選ばれた伊勢本街道の道標、家並みの保全・活用、有形・無形文化財の保護と史跡の管理、歴史・文化の伝承活動などを進めます。
- ・関係部局や三重県とも連携し、地域住民が主体となった歴史・文化が息づく地域づくりを進めます。

事業名	事業主体	事業概要	実施時期
歴史と文化の拠点整備事業	・教育委員会 ・教委美杉事務所	多気北畠氏城館跡を中心とした周辺等の整備と文化財の保護・管理及び伝統文化の伝承	平成 20 年度～
伊勢本街道を活かした地域づくり事業	・地域住民 ・美杉総合支所等	伊勢本街道等を活かした地域住民等との協働による地域づくり	平成 20 年度～

### 【プログラムの評価】

プログラムの評価
エリア内の各地区地域審議会による進行管理及び評価

## 第4章 財政の見通し（平成20年度～平成24年度）

### 第1項 財政の見通しの基本的な考え方

現在は、地方財政制度の転換期にあり、市をとりまく情勢は依然厳しく、先行きが不透明な状況にあります。

このため、「総合計画基本計画」については、事業の進捗や制度の変更などに応じて、柔軟な運用が図れるよう、各基本計画の中間年度（策定から3年目）で見直しを行うなど、短期計画としての運用について配慮しています。

以上から、財政見通しについても、政策と財政との連動を図り、計画の実効性を担保するという観点から、基本計画の見直しと併せて点検し、その弾力的な運用のもとにまちづくりを進めます。

### 第2項 財政の見通しの前提条件

前期基本計画（平成20年度～平成24年度）における財政の見通しは、普通会計（一般会計・土地区画整理事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）を対象に、現行の地方財政制度を基本に試算したものです。

財政の見通しは、今後の社会経済情勢の変化やまちづくりの進捗状況を点検しつつ、弾力的な財政運営に取り組むため、合併後初めての決算となる平成18年度決算を基準に、計画フレームのすう勢値を基にした財政試算と、政策効果を見込んだ目標値を基にした財政試算を考慮し、幅を持って設定します。

#### (1) 歳入の見通し

- ・歳入の試算にあたっては、最近における国の経済成長率を考慮し、本市における今後の経済見通しを2%前後と見込みます。
- ・市民税や固定資産税等に影響を与える本市の人口見通しについては、平成24年度で、すう勢値を29万1千人、目標値を29万6千人と想定します。
- ・国県支出金、各種交付金などの依存財源については、国の厳しい財政状況を考慮し、現状維持で推移することを見込みます。
- ・地方交付税については、地方財政計画等を踏まえて試算し、また合併特例債の借入の影響などについても反映しています。

#### (2) 歳出の見通し

- ・義務的経費を含む経常的経費については、職員数2,500人の達成を前提とした人件費の見通しなど、行財政改革の取組を反映するとともに、健全財政の維持とま

ちづくりへの投資を両立する観点から、経常収支比率85%への近接を目指として設定します。

- ・投資的経費については、歳入総額から経常的経費を差し引いた額としますが、合併特例債の使い方によっても大きく変化するため、実質公債費比率18%以内を目標とします。
- ・また、平成24年度までの特例債対象事業費の総額の上限を240億円程度として設定します。

### 第3項 財政見通しの試算

「総合計画前期基本計画」の5年間の歳入・歳出総額は、4,480億円～4,560億円と見込みます。(参考：10年間の歳入・歳出総額見込みは、8,940億円～9,250億円)

うち、投資的経費は、5年間で460億円～540億円と見込みます。(参考：10年間の投資的経費見込みは、920億円～1,170億円)

歳入・歳出総額（累計額）		4,480億円～4,560億円

歳 入	市 税	2,120億円～2,140億円
	地方交付税	710億円～ 690億円
	国県支出金	660億円
	地 方 債	290億円～ 360億円
	そ の 他	710億円
	合 計	4,480億円～4,560億円

歳 出	義務的経費	2,410億円
	うち人件費	1,020億円
	扶助費	750億円
	公債費	640億円
	経常的経費	1,610億円
	うち物件費・補助費・維持補修費	890億円
	繰出金	650億円
	その他	70億円
	普通建設事業費	460億円～ 540億円
	合 計	4,480億円～4,560億円

## 第5章 計画を推進するために

### 第1項 行財政改革の推進による健全財政の確保

簡素で効率的な行政運営を行うため、策定済みの津市行財政改革大綱及び津市行財政改革前期実施計画に基づき、着実な行財政改革の推進を図ります。

#### (1) 簡素で効率的な事務事業の推進

- ・社会経済情勢の変化等も踏まえ、公共サービスの提供方法や行政としての関与の在り方、実施意義、市民ニーズ等を把握しつつ、平成21年度を目途に事務事業に係る見直し作業を進めます。
- ・簡素で効率的な行政運営に向けて、行政組織及び出先機関等の統廃合等、組織規模や執行体制の見直しを行うとともに、組織内部における事務執行や意思決定の方法等に係る見直し等を通じて、正確でスピード感をもった事務処理に努め、効率的な事務の執行を図ります。
- ・市民が市政に関心を持ち、市政を身近なものと感じることができるよう、情報公開制度をはじめ、広報津などを通じて、分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、公正の確保と透明性の向上に向けた取組として第三者機関が検証する包括外部監査制度の導入の在り方を研究します。

#### (2) 民間活力の活用

- ・真に必要な行政サービスの水準を確保するため、外部委託等による民間活力の導入を図るとともに、市場化テスト等の手法の導入方法を検討します。
- ・公共施設の効率的な管理運営が大きな課題であることから、施設を経営資源としてとらえ、総合的に施設を管理活用するファシリティマネジメントの考え方によれば、市有財産利活用計画等を策定し、順次、公共施設の統廃合を含めた見直しを進めます。
- ・本市が出資、出捐をしている外郭団体については、出資・出損団体に係る経営状況確認シートにより、その経営状況を把握し、適切な指導、助言を行います。

#### (3) 定員管理の適正化

- ・市民への行政サービスの提供方法に合わせた計画的な職員数の削減を定める定員適正化計画の策定のもとに、2,500名体制を目指します。
- ・組織・職員活性化基本計画の策定のもとに、専門的な知識や職位に応じた処理能力の育成を図り、常に市民の目線にたって新たな課題に積極的にチャレンジできる人材の育成を目指します。
- ・職員の意欲、能力、実績等を適確かつ客観的に評価するとともに、この評価の結

果について昇給制度や勤勉手当に反映できる人材評価システムの導入に向けた検討を進めます。

#### (4) 健全な財政運営の推進

- ・中期的視野に立った健全財政な財政運営の指針となる財政計画の策定のもとに、健全な財政運営に向けた取組を進めます。
- ・補助金等については、社会情勢や市民ニーズの変化等に応じた補助事業等の公益性や事業の実施効果等を常に検証し、適正に執行します。
- ・使用料及び手数料については、受益と負担の原則に基づき適正な見直しを図ります。
- ・公共工事等の実施については、短期的な視点からの事業コストの縮減はもとより、長期的な視点からのライフサイクルコストの縮減や、建設副産物対策、環境対策等の社会的コストの縮減に努めるなど、総合的な視点に立ったコスト縮減に向けた取組を進めます。

## 第2項 行政経営システムの構築

新しい公共経営の考え方の下に、経営品質の向上を経営マネジメントのベースとして位置づけ、計画・実行・評価・改善の一連のサイクルに基づいて、相互に連携し、持続的に発展していく行政運営のしくみとなる行政経営システムを構築します。

#### (1) トップマネジメント機能の強化

- ・市民ニーズが多様化し高度化する一方で、必要な財源や人員等の経営資源を十分に確保することが困難となってきています。そのため、民間企業の発想や経営手法を可能な限り行政運営にとりいれ、経営感覚とスピード感のある市政運営の実現を図ります。
- ・市政運営の大きな方向性を決定するトップマネジメント機能の強化とともに、組織全体がビジョンや価値観を共有するため、オフサイトミーティングや組織目標管理制度を活用した質の高い組織運営の確立を図ります。

#### (2) 自立した事業部門の形成

- ・各部門が限られた経営資源（財務・職員・組織・情報等）を活用しながら、一定の権限と責任のもとにスピード感のある事業を展開する自立型の事業部門の仕組みを整えます。

#### (3) 市民と行政の新たなパートナーシップの確立

- ・積極的に情報を提供し、行政パートナーとして政策検討や計画策定の機会を増やしていくとともに、市民が地域の問題解決やサービス提供者としての積極的な役割が果たせるよう、その活動の支援を行う等市民とのパートナーシップに基づく

行政運営を展開します。

(4) 行政評価の実施

- ・総合計画の推進にあたっては、事業の進行管理及び取組指標に基づく「事務事業評価」を導入します。また、重点プログラムについては、それぞれのプログラムを構成する事業群の総合的な点検、評価を行う「政策評価」に取り組みます。
- ・政策評価の運用に際しては、市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する「協働型政策評価」への発展をめざします。
- ・自立型の事業部門における組織経営を促進する観点から、各部門で経営資源の活用状況等、組織経営のあり方を検証する目標管理型の業績評価を導入します。
- ・これら各種の評価を一体的に行う行政評価システムを確立し、業務改善、組織改革に繋げます。

### 第3項 電子自治体の推進

行政の簡素・効率化と住民の視点に立った行政サービスの利便性かつ質的向上を同時に実現するため、ＩＣＴ（情報通信技術）を最大限に活用し、地域の持つ制約を克服しつつ、住民サービスの一層の向上と行政運営の効率化が図れる電子自治体を推進します。

(1) ＩＣＴによる行政サービスの利便性の向上

- ・時間や場所に関わらずに各種窓口サービスのオンライン届出・手続ができ、また、健康・文化・教育などの各種情報が利活用できるように、ＩＣＴを活用し、行政サービスの提供体制の充実を図ります。

(2) 情報システムの活用による事務の効率化

- ・情報システムの効率的かつ効果的な運用を進めるためのシステム最適化計画（平成20年3月策定予定）に基づき、体系的な情報システムの評価及びＩＴ調達経費の最適化を図ります。
- ・県及び県内市町との共同化事業と連携した地理情報システム（ＧＩＳ）や電子入札システム、また、文書管理システムや電子申請システムなどの各種情報システムの構築・運用を図り、電子自治体を推進します。

(用語説明)

主なページ	用語	説明
ア行	153 ICT	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術一般の総称。
	13 アイドリングストップ	エンジンを搭載した自動車、オートバイにおいて、停車中のアイドリングを停止することで燃料消費・排ガス出力を抑えることを意味する和製英語。
	219 空き家情報バンク	将来的にも使わない家で賃貸や売却をしてもよいという「空き家」の情報を集めて、空き家の移住を希望する人に提供する仕組み。
	143 アクセス	接近、近づき、目的地までの交通手段。コンピューターで情報の入力や取り出しを行うこと。
	130 インキュベータ	起業家精神を持つ実業家に、場所、資金、人材、経営コンサルティングなどを提供して起業の発足を助ける施設や機関。
	154 IDC(インターネット・データ・センター)	ネットワーク機器やサーバやデータなどを安全に設置・保管するとともに、インターネット接続などの各種通信網へのアクセスインフラ網を提供するサービスもしくは高度なセキュリティや災害耐性を備え完備された建物。
	140 インフラ	インフラストラクチャーの略で、都市の基盤となる道路、鉄道、上下水道、電気、通信などの施設。
	7 エコステーション	「燃えるごみ」「燃えないごみ」「生」「ペットボトル」「ビン」とそれぞれ分別して置く場所。
	15 エコパートナー	市が実施する環境に関わる研修事業への参加、地域・家庭等における環境保全行動の推進、地域における環境の情報提供、市と協働して行う環境事業などの環境に関わる取り組みに参加・協力する市民、事業者など。
	187 エコビレッジ	風力発電やバイオマス等を活かした地域循環型産業の育成など、環境と経済が統合しながら地域の振興が図られる地域。
	68 NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のこと。
	224 オフサイトミーティング	職場での立場や肩書きをはずし、気楽にまじめな話をすること。組織改革の有効な手法とされており、多くの企業、自治体が取り入れている。
	12 温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、水蒸気、対流圈オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当する。
	172 音声ブラウザ	ホームページの内容を音声で読み上げるソフトウェア。ウェブページの内容やユーザーの操作を解析して、合成音声によって読み上げる。
カ行	170 カラーバリアフリー	交通機関の表示や施設のサイン、印刷物、プレゼンテーション資料、電気製品の操作パネルなど、色で識別するような場合に、誰にも分かりやすい配慮がされた表示にすること。
	11 環境パトロール	不法投棄などを監視するなど、地域の環境保全等のために巡回すること。
	15 環境マネジメントシステム	企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。EMS(Environmental Management System)ともいう。
	155 観光ボランティアガイド	観光地や自分達が暮らしている地域等においてボランティアで案内、紹介している人の事。プロではなく、無料もしくは低廉な料金で、訪れる旅行者に温かい地域の魅力を紹介する人。
	190 環濠	周囲に堀がめぐらせていること。
	26 既存ストック	自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトに関わらず地域に現在ある資源のこと。

(用語説明)

	主なページ	用語	説明
力行	13	京都議定書	地球温暖化問題に対する国際的な枠組みである気候変動枠組条約の第3回締約会議(COP3)が1997年12月に京都で開催され、温暖化ガスの削減目標を定めた。日本は温室効果ガスを1990年比6%削減するというもの。
	7	グリーン購入	環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
	8	グリーンコンシューマー	直訳すると緑の消費者であり、この「緑」は「環境にやさしい」を意味し、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のこと。
	155	グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	207	研究情報ハブ	車輪の中心部のように、大学、公的試験研究機関、企業の技術情報が集積・発信する拠点。
	55	交通バリアフリー	公共交通機関や駅などの旅客施設を中心とする歩行空間のバリアフリー化を進め、移動等の円滑化を図ること。
	143	コミュニティ交通	それぞれの地域の特性や住民のニーズに応じた交通システム。コミュニティバスや乗合タクシーなど。
	150	コミュニティバス	自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。市街地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもの、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などのさまざまなタイプがある。
	134	コミュニティビジネス	地域の市民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。
	157	コンベンション	ある特定の目的のために大勢の人々が集まる催しや集会のこと。国際会議、学会、研修会、討論会、講演会、博覧会・見本市・展示館などがある。
	6	3R(リデュース・リユース・リサイクル)	Reduce(リデュース)物を大切に使ってごみを減らす。Reuse(リユース)繰り返し使う。Recycle(リサイクル)再び資源として利用する。この3つの言葉の頭文字をとって「スリーアール」と呼ぶ。
	66	三次救急医療	二次救急医療機関では対応できない複数診療科にわたる処置が必要、または重篤な患者への対応機関が担う医療。
	223	市場化テスト	公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。
	205	シティプロモーション	都市の知名度の向上と交流人口の拡大をめざして都市の魅力をPRすること。
	5	市内総生産	市内に所在する生産主体が生産活動を行った結果、新たに生み出された付加価値の統計で、生産総額から中間投入(原材料、燃料などの物的経費)を控除したもの。
	4	就業人口	市内在住者で、調査期間中に収入になる仕事を少しでもした人の人数。
サ行	153	情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。
	154	GIS	Geographic Information System(地理情報システム)の略。地理的位置を手がかりに、空間データを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
	131	シーズ	製造業者が新しく提供する特別の技術や材料。
	66	初期救急医療	入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者への対応機関が担う医療。

(用語説明)

	主なページ	用語	説明
サ行	13	新エネルギー	従来から使用している、石油、石炭、天然ガス、原子力、水力などに対して、今後、研究開発・導入が期待されている新規開発のエネルギーのこと。この新エネルギーには、太陽光発電、風力発電、水素と酸素の化学反応を用いた燃料電池、ゴミを再利用した燃料を使った廃棄物発電などがあり、化石燃料の使用を減らすとともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減らすことができる環境にやさしいエネルギー。
	98	シンクタンク	種々の分野の専門家を集め、政策決定や基礎研究、コンサルティングサービス、システム開発などを行う組織。頭脳集団。
	157	森林セラピー基地	リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されていると認定された地域。
	1	すう勢値	これまでの傾向が将来にわたって続くものと仮定して推計した値。
	63	生活習慣病	心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・高脂血症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。
	73	成年後見制度	判断能力が十分でない人の日常生活を法律的に保護する制度。
	87	セーフティーネット	経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。
	183	セラピーロード	森の持つ力の研究により、生理・心理・物理実験等により癒し効果がある認定された森林地域の散策路。
	219	大学コミッショナ	大学や大学院などのゼミの実地調査や演習を誘致し、市民との連携交流や地域活性化に役立てようというもの。
	157	体験型観光	地域の資源を一方的に見せるだけでなく、旅行者自らが手や体を動かして旅行者の五感を通じて、より実感させるための何かしらの体験をするプログラムが提供されている観光。
タ行	150	第三セクター	国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人という意味。日本では、国または地方公共団体が民間企業と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、その場合、設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態をことが多い。
	17	多自然型河川	水辺の多様な生態系を再生・創出するため、コンクリートなどの無機素材に替えて植物、土壤など生物素材を中心とした材料を用い、より自然に近い状態を創出し維持する工法によって整備された河川。
	163	多文化共生	国籍、文化、習慣、性別、年齢の違いに関わらず、誰もが地域住民として認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくこと。
	72	地域ケア	地域に住んでいる誰もが、住み慣れた土地でさまざまな相談や福祉サービスを提供すること。
	72	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
	13	地球温暖化対策	地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象である地球温暖化に対して、将来の人類や環境へ与える悪影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策。
	213	地産地消	「地元生産－地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。「地産地消」は、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

(用語説明)

	主なページ	用語	説明
タ行	154	地上デジタル放送	地上の電波塔から送信する地上波テレビ放送をデジタル化したもの。電波の有効利用やテレビ放送の高画質化・高機能化を推進するため、地上デジタル放送に移行することが国によって定められた。
	137	チャレンジショップ	商店街の活性化を目的とした空き店舗対策として、空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で格安に賃貸し創業支援を行う事業。
	157	データベース	相互に関連のあるデータを蓄積したもの。特にコンピューターを使って情報や資料を収集・分類・整理し、多目的に利用できるように工夫された統合化ファイル。
	130	デバイス	コンピューター内部の装置や周辺機器など。
	219	テレワーク	情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に仕事する働き方のこと。
	224	トップマネジメント	組織を指揮、管理する組織の最高位の層による組織管理。
ナ行	120	鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。中でも、ニワトリなどの家禽類に感染して、宿主を死に至らしめる高病原性鳥インフルエンザ(Highly Pathogenic Avian Influenza, HPAI、家禽ペスト)を指すことが多い。
	207	ナレッジ・ハブ	大学等研究機関や企業との連携により先端的研究や融合領域に関する研究者の交流。
	32	ニーズ	欲求、要求、需要。
	138	ニート	英国政府が労働政策上の人口の分類として定義した言葉で「Not in Education, Employment or Training」の略語。日本語訳は「教育を受けず、労働をおこなわず、職業訓練もしていない人」
ハ行	66	二次救急医療	都道府県が定めた医療圏域(二次医療圏)ごとに整備する院治療を必要とする重症患者に対応する機関が担う医療。
	170	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、正常(ノーマル)であるという考え方。
	224	パートナーシップ	行政・市民・ボランティア団体・NPO・企業などが、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。
	207	バイオ	バイオロジー(生物学)、バイオテクノロジー(生物学の知見を元にし、実社会に有用な利用法をもたらす技術)などの略語。
ハ行	12	バイオマス	「バイオマス(biomass)」は、「バイオ(bio=生物、生物資源)」と「マス(mass=量)」からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
	219	バイオマстаун	家畜の排泄物、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源の発生から利用までの効率的なプロセスにより総合的な利活用システムが構築される地域。
	174	パブリシティ活動	政府や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動。
	171	パブリックコメント	行政機関が規則の制定や事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見・情報・改善案などを求める手続をいう。
	23	バリアフリー	日常生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということ。
	154	光ブロードバンド	光ファイバーによる高速な通信回線上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。

(用語説明)

主なページ	用語	説明
ハ行	120 BSE(牛海綿状脳症)	Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された飼料(BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等)の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。
	136 ビジネスマネジメント	ビジネスの仕組み。事業として何を行ない、どこで収益を上げるのかという「儲けを生み出す具体的な仕組み」のこと。
	223 ファシリティマネジメント	不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法。
	158 フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのロケ撮影を誘致し、実際の撮影をスムーズに進めるための様々な支援を行うもので、例えば撮影に関する地域の情報提供や公共施設の使用手続きの調整などの窓口を行う。これを通じて、地域の特性・魅力を内外に発信するとともに、地域の活性化を図る効果がある。
	138 フリーター	定職につかないで、アルバイトをやりながら気ままに生活しようとする人。
	207 文化情報ハブ	車輪の中心部のように、地域の様々な文化情報が集積・発信する拠点。
	219 ヘルツーリズム	観光地や観光施設が通常のサービスに加えて、健康管理サービスを意図的に提供することによって観光客を誘致する観光。
マ行	64 ヘルスボランティア	地域、社会でのボランティア活動の一領域で、健康・医療領域ニーズに応える自主的活動。
	199 ベンチャー	ベンチャー企業、ベンチャービジネスの略であり、新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。
	101 ホームページ	ウェブブラウザを起動した時や、多くのウェブブラウザに存在するホームボタンを押した時に表示されるウェブページのことである。スタートページともいわれる。
	130 マッチング	2種類以上のものを組み合わせ、つりあわせること。
	17 三重県レッドデータブック	三重県内の希少野生動植物種の保護、保全を進めるため、絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックであり、県において2005年に作成されたもの。「動物編」には哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、真正クモ類、甲殻類、貝類が、「植物・キノコ編」には種子植物、シダ植物、苔類、キノコ類などの計1,483種が掲載されている。
	131 メカトロ	メカトロニクスの略。
	207 メカトロニクス	機械装置に電子工学的知見を融合させることによって、新たな価値を求める学問・技術分野。
ヤ行	86 メタボリックシンドrome	内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。
	54 メディア	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの情報媒体。
	42 ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰にも使いやすい配慮がなされたデザイン。製品づくりや空間だけでなく、社会の仕組みなど様々な分野で見直しが進められている。
ラ行	154 ユビキタスネット社会	「いつでも、どこでも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。
	224 ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

(用語説明)

	主なページ	用語	説明
ラ行	12	ライフスタイル	衣食住などの生活様式をはじめ、職業、居住地等の選択、会社とのかかわり方などを含む広い意味での暮らし方、生き方。
	101	ライフステージ	年齢にともなって変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。
	6	リサイクル	製品化された物を再資源化し、新たな製品などの原料として利用すること。
	142	ループバス	地域内の施設や場所などを周遊して回るバス。
ワ行	100	ワークショップ	本来、作業場や工房を意味する語。今日では「体験型の講座」を指すことが多い。企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。

